

四、農事小團體

本島が我國の領有に歸するや先づ農事の改良増殖に着手し、其の目的を達する爲農事の改良増殖を目的とする農談會其他の名稱を有する團體が各地に設立せられたが、農會の設立と共に之に合併せられ一時農事團體は殆んど影をひそめるに至つた。しかし本島の農會は其の區域が廣く其の事業遂行の爲には補助又は實行の機關として農事小團體を必要とするに至つた。そこで地方廳並に農會は農事小團體の設立を獎勵した爲、各地に農事小團體の設立を見るに到り、總督府も其の必要を認め補助金の交付並に農事團體指導の爲指導員を配置する等の施策を講じた。又近年農事團體は農事の改良のみならず本島農民の皇民化運動をも加味した農村振興の目的にも利用せらるる状態となつた。然して當局の獎勵により昭和十四年末現在に於て約五千五百に及ぶ各種目的を有する農事小團體が、保、警察官派出所、大字、小字等の區域を單位として組織せられ、中には目覺しき活動をなしつつあるものもあるが官の獎勵によつて設立はしたが、有名無實の何等の活動もしない組合も多數ある。今昭和十四年末現在の農事小團體を其の事業別に區分すれば次の通りである。

第四十一表 農事小團體

	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計
農事實行組合	1	1	1	1	1	1	1	1	7
農事一般	1	1	1	1	1	1	1	1	7
共同採種	1	1	1	1	1	1	1	1	7
計	2	2	2	2	2	2	2	2	14

	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計
小作改善	1	1	1	1	1	1	1	1	7
蔬菜作	1	1	1	1	1	1	1	1	7
甘藷作	1	1	1	1	1	1	1	1	7
果樹	1	1	1	1	1	1	1	1	7
茶業	1	1	1	1	1	1	1	1	7
蠶業	1	1	1	1	1	1	1	1	7
畜産一般	1	1	1	1	1	1	1	1	7
畜産牛	1	1	1	1	1	1	1	1	7
養豚	1	1	1	1	1	1	1	1	7
養雞	1	1	1	1	1	1	1	1	7
水利及米、庶作	1	1	1	1	1	1	1	1	7
其他	1	1	1	1	1	1	1	1	7
計	14	14	14	14	14	14	14	14	112

備考 (\*印は聯合會)

右の通り農事の改良を目的とする團體が大部分であるが、小作改善團體は本島特有の團體であつて業佃會又は興農唱和會等の名稱を付し、不良小作慣行の改善、小作紛争の調停、地主の小作人愛護施設を講ぜしむる等の事業を行ひ



本島唯一の小作關係團體であり其の活動は最も活潑で小作關係の改善に好成績を収めつつあり。水利及米蔗作の改善を目的とする團體としては臺南州下嘉南大圳組合三年輪作田區域内に設立せらるるもので水路の維持、其他水利に必要なる事業を行ふと共に米作及蔗作の改善を目的とする組合である。

### 五、其他の團體

以上の團體の外重要産業組合法に基き設立せらるる同業組合があり農業者のみならず販賣業者をも含め特定の重要農産物に付生産加工販賣に付協力して營業上の弊害を除き利益の増進を圖らんとする組合であつて、州廳又は數郡を區域として設立せられてゐる。即ち米穀同業組合、赤糖同業組合、青果同業組合、製茶同業組合、柑橘同業組合等がある。

(石橋俊治)

## 第二章 糖業

臺灣糖業の沿革—臺灣糖業の地位—臺灣の蔗作と自然的條件—製糖工場—製造法の概要—  
砂糖製造の新段階—糖蜜利用工業—バガスバブル工業

### 第一節 臺灣糖業の沿革

#### (一) 領臺前

臺灣に於ける甘蔗栽培が何年頃より始められたかは、詳かでないが、十七世紀頃には、砂糖は臺灣の重要輸出品の一つであつて、日本に多量に輸出された。其後、蘭人或は鄭成功一族の興亡と共に、砂糖生産の消長をみた。西暦一八五六年に米國ロビネット會社が打狗に於て、砂糖輸出業に従事して以來、臺灣糖は、漸く世界的市場にデビューするに至つた。而してこれに刺戟されて、西暦一八八〇年には、臺灣糖は未曾有の増産となり、一、〇六一、二六〇擔を生産するに至つた。其後、清佛戰役（西暦一八八四年）日清戰役（西暦一八九四年）或は西暦一八八六年の暴風等は臺灣糖業の受難時代であつた。

領臺前の臺灣に於ける粗糖製造所は糖廬又は、蔗廬と稱し、これ等は一定の税金を徴收された。糖廬は組合組織にて或は一資本家が單獨にて製糖を行つた。

#### (二) 領臺後



明治二八年（西歴一八九五年）臺灣がわが國の版圖となつて間もなく、臺灣製糖株式會社が創設せられ（明治三十三年）初めて橋子頭工場を建設して、其作業を開始した（明治三十五年）。これが我國に於ける新式工場の嚆矢である。新渡戸博士の有名なる糖業改良意見書に基きて、臺灣糖業政策の根本方針を確立したのは、其間の事である。又税關法、糖業獎勵規則、原料採取區域制等の設定並に補助金の下附等による政策的獎勵或は布哇よりローズパンプ一種の輸入、大目降甘蔗試作場の開設、蔗苗養成所の設置等の技術的援助によりて、製糖會社創設の機運が頓に醸成されて陸續として、多くの新式工場並に改良糖廠が建設せられた。

明治四十四年、大正元年、大正三年の三回に亘る大暴風、大正年代末に於ける糖價の慘落、更に蓬萊米の普及等による臺灣糖業の受難時代も、其後、爪哇大莖種の輸入、甘蔗栽培技術並に製糖技術の進歩等によりて、單位面積當りの産糖量の増加を計りて、是が屈服に努力した。大正中葉以前に於ては、甘蔗栽培技術の改良進歩の跡は、殆ど認められず、専ら原料政策に終始した時代と言ふを得べく、栽培技術が長足の進歩をなしたるは、其後のことである。又原料の收穫管理の研究實施も其後に行はれた。

昭和年間に至つて、我國財界バンクの影響は製糖會社の併合を促進せられたが、是より砂糖は急激に増産し、加之、世界的不況と砂糖滞貨のために、遂に國內産糖量を調節するの已むなきに至つた。併しながら、其後間もなく、圓價低落による輸出採算の好轉によつて、多量の砂糖は、支那に輸出された。昭和九年頃より著しく進展したる水田蔗作による増産は、生産費遞減に寄與したことは言ふまでもないことである。昭和十二、三年期には、天候不順のため、産糖は豫想外に激減したるも、昭和十三、四年期に至つて、未曾有の産糖記録を作り、二、三六〇萬擔を突破するに至つた。加之、支那事變のために、圓プロック内の輸出採算は著しく好轉して、國內糖の流出現象をさへ惹起せられたるため、糖業聯合會は、商工省の懇意により、未納稅糖の賣約を中止した。續いて國內糖に對して、公定價

格の制定、配給機構の整備、更に臺灣に於ては、糖業令の設定をみて、糖業の一大革新を強要せらるるに至つた。公定價格の制定は一方に於ては、内地製糖工場の存続を危くし、他方に於ては、統制經濟の過渡期にありて、弱小會社の經營を危殆に瀕せしめたるため、製糖會社合併の機運を醸成した。而して昭和製糖株式會社は大日本製糖株式會社に合併せられ、又帝國製糖株式會社は大日本製糖に昭和十六年二月正式に合併手續を完了せらるる豫定である。昭和十五年には、砂糖消費稅の改正が行はれて、從來の砂糖色相と製造法との折衷課稅方法は、製造法に重點を置いて、色相の差別を簡單にせる課稅方法に改められた。

## 第二節 臺灣糖業の地位

砂糖生産植物として甘蔗、甜菜、蘆粟、砂糖椰子、砂糖楓等を數へ得るが、最も經濟的なる作物として、廣く栽培されてゐるものは、甘蔗と甜菜とであつて、夫等の世界産糖量は、別表の如くである。而して甘蔗糖生産量は、甜菜糖の約二倍量である。殊に我國に於ては、甜菜糖生産量は、甚だ尠く、北海道、樺太にて生産し、全日本産糖量の三十分の一にも達しない。（第二表參照）

内地は主として、沖縄縣にて生産し、九州、四國、其他にも少量に産出するが、分蜜糖は、沖縄縣生産糖の一部を占むるに過ぎず、黒糖、白下糖が主なるものである。南洋にては、數年前迄は、サイパン、テニアン、ロタの三島より分蜜糖を産出したが、現在では、ロタ島工場は休止し、サイパン、テニアンの二工場より専ら耕地白糖を生産す。北海道には四工場、樺太に一工場あり、何れも甜菜より、白糖を製造してゐるが、種々なる條件に支配されて、現今にては餘り發展してゐない。臺灣にては、第三表、第四表の如く主として分蜜糖を生産し、赤糖（含蜜糖）は、臺灣産糖の一小部分に過ぎない。而してこれ等製糖工場の投下資本並製糖狀況の概要は、第五表の如くである。



第一表 世界砂糖生産高 (英屯)

(ウイレット、グレー商會の計算による)

甘蔗糖	甜菜糖	合計
一九三九—一九四〇年度	一九三八—一九三九年度	一九三八—一九三九年度
八、八〇五、〇〇〇	八、五八六、二〇〇	一七、三九一、二〇〇
八、三三八、〇〇〇	七、七六六、〇三三	一六、一〇四、〇三三
九、六〇〇、〇〇〇	九、七三七、三三三	一九、三三七、三三三
一、〇〇三、〇〇〇	一、〇九三、九七七	二、〇九六、九七七
一三三、〇〇〇	一三三、三三四	二六六、三三四
一九、〇一八、〇〇〇	一八、四三六、三五五	三七、四五四、三五五
アメリカ洲	歐洲	北米合衆國
八、八〇五、〇〇〇	八、五八六、二〇〇	一七、三九一、二〇〇
アジヤ洲	北米合衆國	一、四三五、〇〇〇
八、三三八、〇〇〇	七、七六六、〇三三	一、四三五、〇〇〇
濠洲並ポリネシア	カナダ	七三、〇〇〇
九、六〇〇、〇〇〇	合計	一、四三五、〇〇〇
アフリカ洲	甘蔗糖甜菜糖總計	一〇、三三三、六六五
一、〇〇三、〇〇〇	一九三九—一九四〇年度	一八、六六三、一八〇
合計	一九三八—一九三九年度	一七、三九一、二〇〇

第二表 日本砂糖生産高調 (單位 擔)

(一擔 八百斤)

年 期	臺灣 (甘蔗糖)	南洋 (甘蔗糖)	内地 (甘蔗糖)	北海道 (甜菜糖)	樺太 (甜菜糖)	合計
昭和十年—十一年期	一五、〇三七、九八一	八、九二六、一六八	一、九四九、三三〇	五、二五八、七七一	—	一八、三三三、三三〇
同 十一年—十二年同	一六、七九八、三三〇	九、六一一、二一八	一、五五七、二二四	六、七八〇、〇一八	—	二〇、〇〇六、〇〇〇
同 十二年—十三年同	一六、四九六、二八七	一、二四一、六七七	一、七五三、二八九	六、九四一、六六一	—	二〇、三三二、一六五
同 十三年—十四年同	三三、六四三、五九九	一、七一六、六九五	二、三九〇、〇〇〇	六、八一〇、〇一〇	—	三七、九三二、一六五
同 十四年—十五年同	一八、八八七、〇五二	九、七〇〇、〇〇〇	一、八一四、〇七三	四、一三三、三三〇	—	三三、八二七、〇六五
同 十五年—十六年同	一六、一四八、三五〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、八八三、〇〇〇	五、六三三、〇〇〇	—	二二、七六四、三五〇
同 十六年—十七年同	一九、四三三、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、八八三、〇〇〇	五、六三三、〇〇〇	—	二二、〇四九、〇〇〇

第三表 赤糖産出高 (昭和十四—十五年期)

工場数	産糖高(擔)
改良糖工場	七
舊式糖工場	六三
合計	七〇
合計	五九六、四五六

第四表 臺灣分蜜糖産糖高調

會社名	十七年期豫想	十六年期豫想	十五年期實績	十四年期實績	十三年期實績	十二年期實績
臺灣	四、一三〇、〇〇〇	三、五八三、〇〇〇	四、〇〇九、二四〇、九三〇	三、七七八、六四八、一〇六	四、三七八、〇一八、四四〇	四、五〇三、三三三、三八〇
大明	四、三三九、〇〇〇	三、四三〇、七五〇	三、七四四、四〇八、五〇〇	三、一三七、四三八、〇八六	二、九四一、八九六、二二	三、三三四、三八九、九四〇
大日本	五、四〇八、〇〇〇	四、四一五、四三三	五、一四九、九八四、四七〇	五、三六六、七一九、八七三	三、九七八、四九六、七四四	四、二四六、七二八、五九〇
塩水	二、八七五、〇〇〇	二、五三三、〇〇〇	二、七四八、九六八、九〇〇	三、二九五、三七八、三三〇	二、五〇六、三九五、二七七	二、三三三、三八九、九六〇
帝國	一、五七三、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、六〇八、四三三、〇七〇	一、九八三、六五六、七四〇	一、一七八、〇七五、〇〇〇	一、〇〇〇、八三三、一九〇
新興	三、三三三、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	三、〇一〇、三七三、一九〇	三、三九、九七七	三、〇一〇、三七三、一九〇
三東	三、一七〇、〇〇〇	二、二〇三、七六六	三、二二二、五二二、七〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	一、七四八、四四四、五〇〇	一、四〇八、〇六八、〇九〇
昭和	一、三三〇、〇〇〇	八、五八七、一七	一〇三、〇三八	一〇七、八六三、四五六	九六、九五七、五〇四	一、一八三、八三〇
分蜜	一、八八六、〇〇〇	一、五七三、八三五〇	一、八二七、七五三、二〇六	三、三九〇、七二七、九四四	六、一〇九、二五三、三八三	一、六四七、五三三、七九

第五表 臺灣に於ける最近五ヶ年製糖狀況調 (昭和十五年十一月)

(昭和十一年期)







爪哇は、氣候其他の甘蔗農業環境に恵まれてゐるとはいへ、臺灣の單位面積當産糖量の約二倍にも達してゐることは注目に値する。

### 第三節 臺灣の蔗作と自然的條件

#### (一) 氣 象

世界の甘蔗糖業地は、北緯三十六度、南緯三十度に散在してゐるが、我臺灣は其間に位して、其中半は北回歸線を以て、中斷せられて、熱帯と亞熱帯とに跨つてゐる。一般に甘蔗栽培には、水を要すること多く、是がため寡雨地方例へば埃及地方の如きは、灌漑設備を必要とするが、經濟的蔗作を行ふには安値に灌漑し得る設備なき限り、天恵の降雨によるべきであつて、年平均千五百耗乃至二千耗の雨量を適當とする。併し乍ら、降雨量に就いては、年降雨量のみならず、雨量の分布も亦甘蔗成育並に砂糖歩留を支配する重要な要素である。其成育期に水を要すること多く成熟期に乾燥を必要とする。併し乍ら成熟期に於ても、土壤によりて、異れども、月三十乃至五十耗の雨量が必要である。臺北帝大鳥教授は、臺灣の氣候系を北部、南部、東部の三氣候帯に大別してゐる。即ち臺灣を降雨關係に就いて見れば、北部は、判然たる雨期、乾期の區別なく南部は雨期乾期の區別が判然と分れ、雨期は夏期にあり、東部は、春秋二回の降雨日数の最大期がある。北部の年雨量は二千五百耗、南部は千七百耗、東部は千九百耗となつてゐる。

世界に於ける甘蔗糖業地の氣温は年平均氣温二十八度一分(印度)を最高とし、四國に於ける十五度六分を最低とするが、甘蔗糖業の殷盛を極めつゝある爪哇は、二十六度五分、玳瑁(ハバナ)は二十四度八分であるが、我臺灣に

ては北部の平均氣温は、冬は十五度、夏は二十八度で、其年平均氣温は二十一度である。南部は冬十七度、夏二十七度以上で、其年平均氣温は二十三度である。東部は冬十八度、夏二十六度で其年平均氣温は二十三度となつてゐる。温度に就いては、六十五乃至七十五パーセントの平均比較温度を以て、甘蔗糖業地として適當なりと見做し得るが臺灣に於ては、北部は年平均八十三パーセント、南部は八十一パーセント、東部は七十九パーセントである。

日照時も亦甘蔗栽培上重要な氣象要素であつて、日照時の大なることが望ましい。爪哇(バスマラン)に於ける年平均の月日照時数は約二百五十時間で、臺灣にては、北部(臺北)は百三十六時間、南部(臺南)にては二百十七時間である。

風に就いて論ずれば、軟風は蔗作に對して好影響を與ふるものである。臺灣は海岸と内陸とによつて異り、海岸地帯は平均三米以上で、内陸はそれ以下である。暴風日数は海岸地方に多く、年計北部及東部は約十五日、南部は約十日、南端は約四十日である。夏期は颱風性暴風で冬期は季節風に起因する暴風である。昭和十五年七月より九月末の間に三回に亘る颱風性大暴風のために、恐らくは産糖高に於て二割以上の減少を見るものと推測されるに至つた。領臺後の颱風性大暴風は、明治四十四年八月、大正元年九月、大正三年七月で、何れも多大の産糖減を來した。糖業試験所山崎技師の研究によれば、暴風によりて起る蔗葉の損傷の時期が早期の場合には蔗莖の生育不良となり、其損傷の時期が遅き場合には、甘蔗の含糖率が減少する。大暴風による被害は、葉の損傷のみならず、蔗莖の折損倒伏を招くことは勿論であるから、恐らくは今年度の大暴風によりて甘蔗收量並に歩留の著しき減少を豫想される譯である。

(以上は主として臺北帝大氣象學教室の研究發表未發表諸報告に據る)

#### (11) 土 壤



**北部地方** 臺北平野は砂岩、頁岩に由來する埴質土壤が多く、宜蘭平野は、粘板岩質土壤が其大部分を占め、重粘質土壤で、排水が甚だしく不良である。桃園地方は、主として臺地よりなりて、赤色を呈する粘土が多い。此粘土は有機質含量が少く、酸化鐵、水酸化鐵、水酸化礬土を多量に含有するラテライト質土壤である。新竹地方は、洪積地、丘陵地、沖積地が雜然として分布し、一般には地味の肥沃なところが少い。北部地方の何れの地方にも多少の甘蔗は栽培されてゐるが、種々なる環境條件が悪いために、糖業はあまり經濟的ではない。

**中部地方** 臺中平野は瘠薄なる第三系に屬するところ、第四洪積層よりなる臺地、比較的生産力ある洪積層に沖積せる埴土壤土地、第三系頁岩質埴土、粘板岩質埴土地、風成砂丘地等が混在してゐる。南投地方は洪積層粘土、第三系岩石に由來する沖積地、粘板岩質土壤の沖積地、粘板岩質埴土、第三系岩石の雲爛地等よりなる。中部地方には、比較的多くの甘蔗を栽培してゐるが、南部地方に比べて、一般に生産條件が悪い。

**南部地方** 嘉義平野の土壤は、主として砂岩或は頁岩質のもので、又粘板岩質のところもある。此地方には、重粘質の看天田がある。看天田なる名稱の由來は、灌溉すること不可能なところで、降雨を待つて、水稻を耕種するからである。大正年間に築造されたる嘉南大圳は、是に灌溉を行ひ、又製糖會社所有の大農具による深耕は、其物理性を著しく向上せしめて、看天田の地力を高めたことは、特筆に値する。嘉義平野の輕鬆なる土壤には、甘蔗栽培地多く、臺南平野と共に糖業の中心地となつてゐる。臺南平野の内陸は、主として砂岩、頁岩の崩壊せる土壤であるが海岸は埴土質の海成沖積地で占められてゐる。後者は、看天田となり、或は鹽分地となつてゐるから、夫等の土地改良を行はれない所に甘蔗を栽培しても、著しく劣悪である。高雄地方は、海成沖積地で、重粘質の土壤多く、看天田も存在する。屏東平野は、粘板岩質土壤多く、砂岩頁岩質土壤が混在してゐる。恒春地方には、洪積層粘土、砂岩質土壤がある。

**東部地方** 臺東平野は、結晶片岩質土壤、粘板岩質土壤で、花蓮港平野も亦、結晶片岩質土壤が多く、東部地方には、一般に礫原河積が多い。(以上は主として臺灣農家便覽に據る)

### (三) 甘蔗栽培の現状

大正年代の中葉頃迄は、甘蔗栽培は、蔗苗を二、三月頃に植付けたる後、其年の十二月頃より翌年の四、五月頃迄に、製糖原料として刈取られた。當時は、未だ水田に甘蔗を栽培すること稀であつたため、二、三月頃の早魃期に植付け得る面積は、自ら限定された。又上述の如き蔗苗の新植法以外に、株出法による栽培法も亦相當に行はれたが當時に至る迄の粗放なる栽培法は、比較的、自然的環境に恵まれざる臺灣に於ては、特に地價の高騰と競争作物の發展によつて、高度の集約的甘蔗栽培法を採用するの已むなきに至つた。即ち

(一) 早植法 蔗苗の植付けを八、九月頃より行ふ。此頃に、植付けられたる甘蔗は、翌年末より製糖原料として、使用せらる即ち、八、九月頃は、降雨期なるため、氣候の温暖と相俟つて發芽、成長ともに良好となる。

(二) 灌溉、排水 臺灣に於ては、領臺前より既に、灌溉施設があつて、之を埴圳と稱し、主として、米作に利用された。領臺後、總督府は此埴圳を監督し、更に各地に大なる埴圳をつくり、殊に臺南州下に、工費五千四百萬圓を費して、十五萬甲に溉灌排水し得る嘉南大圳を造つた。斯かる埴圳は、米作のみならず、甘蔗栽培面積を増加すると同時に其多收穫に寄與せることは、言ふまでもないことである。又排水不良による甘蔗被害は、排水施設の完備によつて、免除せられた。

### (三) 肥料

施肥の適期並に施肥量の増加によつて、單位面積當りの産糖量は、増加したが最近に至りて金肥供給不足のため肥料所



要推定額の〇〇%に減少するのやむなきに至つた。

(四) 甘蔗品種

昔から臺灣に於て、栽培されたる甘蔗品種は、竹蔗、紅蔗、蚶蔗、青皮蔗等の在來種であつたが、明治二十九年布哇より、ローズバンブー及びライハイナ種を輸入して、漸次在來種を驅逐し、大正年代の初期に至つて、著しく普及したが、大正六、七年頃より、これ等の品種の退化現象が著しくなつたため、爪哇實生小莖種三六POJ、一六一POJ、一〇五POJ等に替へらるるに至つた。又臺灣に於て育成されたるF一九も多少の普及を見た。然るに、大正九年爪哇より、二七一POJ、二七二POJの輸入を見、引續いて、二七二POJ、二八七POJ、二八八POJ等が輸入せられ、大正末期より、是等の大莖種は、漸次に、普及して、現在に於ては、爪哇小莖種は、殆ど、其影を潜め、今日の多收穫と高歩留の大なる素因をなした。又其間に於て、臺灣糖業試験所にて育成されるF一〇八も現今に於ては、著しく普及した。即ち、最近の甘蔗品種別栽培割合は、次の如くである。

第七表 甘蔗品種別割合

昭和十四—十五年度	昭和十四—十六年度	二七五POJ	二七六POJ	二八三POJ	F一〇八	其他
三九・六%	二九・〇%	二二・三%	二八・〇%	三〇・〇%	一・二%	一・二%
同	同	二二・〇%	七・三%	三三・三%	三六・三%	一・〇%

最近に於て、糖業試験所にては、F一三三、F一三六、F一三八、F一九等の新品種を育成したが、未だ廣く普及されてゐない。

最近の報道によれば、爪哇の糖業試験所にては、優良品種三〇一六POJを育成し、一九三九年初めて一般蔗園に植付けられ一九四〇年に是を壓排して製糖したる結果、其單位面積當りの收量が多いのみならず、其製糖歩留は著しく高く、従來爪哇にて

全盛を極めたる二八七八POJに代るべき劃期的の優良品種なることが認められ、一兩年中には、此品種は急速に普及して、立體的產糖量の増加が實現せらるるものと期待されてゐると言はれてゐる。

現今爪哇よりの甘蔗新品種を輸入することは困難なる事情にあり、且つ臺灣は爪哇とは其自然環境を異にするがため、其產糖量を立體的に増加するためには、是非共、臺灣独自の優良新品種を育成しなければならぬ。

(五) 大農具の使用

昭和十四年六月現在、新式製糖場に所有するステームブラウ及トラクターは、次の如くである。

第八表 大農具

會社名	種別	馬力	組	會社名	種別	馬力	組
臺灣製糖株式會社	ステームブラウ	二二五	二	(昭和製糖に所有せしものを合計す)	同	一二五	二
	同	二〇〇	五		同	一二〇	一
	同	一五〇	一		同	五〇	一
	同	一三五	二		同	九五	九
	同	二二〇	一	塩水港製糖株式會社	トラクター	二二五	一三
	同	九五	一		ステームブラウ	一五〇	一
	同	二五	二		同	一〇〇	一
明治製糖株式會社	ステームブラウ	二〇〇	一	帝國製糖株式會社	トラクター	九五	二
	同	八五	二	三五公司源成農場	トラクター	六〇	二
	同	一一〇	三		同	四五	一
大日本製糖株式會社	ステームブラウ	二二〇	二		同	三五	三



是等の大農具を以て、深耕し、或は、臺南州下より高雄州下に跨れる、所謂看天田と稱する重粘土質土壤の深耕を行ひて甘蔗並に米は著しく増収するに至つた。

(六) 水田蔗作の増加

水田地の甘蔗栽培は大正年代より漸次増加し、最近に至つて、著しく増加せるも、昭和十四、五年期を最高として、昭和十五六年期よりは、臺灣總督府の米穀政策の影響を受けて稍々減少を示した。

第九表 最近五ヶ年水田甘蔗植付面積 (含採苗面積)

昭和十二—十三年期 (實績)	四〇、四一〇、〇〇 <sup>甲</sup>
同 十三—十四年期 (實績)	五七、四一三、六三
同 十四—十五年期 (實績)	五九、五三四、四三
同 十五—十六年期 (豫想)	五〇、七四三、〇二
同 十六—十七年期 (豫想)	四三、六七二、〇〇

我國の食糧政策の見地より、甘蔗栽培地域を再検討して、米糖問題の調整を行ふことは、臺灣に於ける現下の緊急事である。

第四節 製糖工場

昭和十四、十五年期、臺灣に於ける新式分蜜糖工場数は、四十九、改良糖廠は七、舊式糖廠は六十三にして、前者は耕地白糖或は粗糖を製造し、後二者は専ら赤糖を製造す。昭和十五、六年期よりは、大日本製糖の竹山工場は、改

良糖廠を分蜜糖工場に改造して粗糖を製造す。新式工場の各所屬會社名、甘蔗壓搾能力、製造方法は次の如くである

第十表 臺灣に於ける新式製糖會社各工場能力調

(昭和十五年現在) 單位 (噸)

會社	工場名	炭酸法		亞硫酸法		粗糖工場計	
		工場	場法	工場	場法	工場	場計
臺灣	橋頭第一	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	同 第二	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	後壁林	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	阿 維	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	東 港	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	車路壠	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	三 峽店	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	灣裡第一	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	同 第二	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	埔里社	700	700	700	700	700	700
臺 北	700	700	700	700	700	700	
旗 尾	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
恒 春	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
新興	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
總 計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	

會社	工場名	炭酸法		亞硫酸法		粗糖工場計	
		工場	場法	工場	場法	工場	場計
大日本	藤 壠	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	烏 樹林	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	明 治	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	南 端	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	蒜 頭	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	南 投	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	溪 湖	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	計	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
	虎尾第一	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	同 第二	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
龍 巖	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
北 港	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
玉 井	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
大 林	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
斗 六	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
彰 化	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
烏 日	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	







と斷言し得る。即ち甘蔗收穫期には、携帶用屈折計（ハンドレフラクトメーター）を以て、簡便に各蔗園の登熟試験を行ひて、收穫蔗園を指定し、且つ新鮮なる原料甘蔗の製糖歩留が良好なることと容易に製糖し得るとの見解のもとに、其收穫原料は其刈取後二十四時間以内に、製糖工場にて處理するやうに管理せらる。

第十二表 分蜜糖工場成績表

甘蔗	糖分纖維	糖分纖維	水分	混合汁		清淨汁		シラップ		糖蜜		
				濃度 (Bx)	純率	濃度 (Bx)	純率	濃度	純率		濃度	純率
一九三九—四〇	一四・三〇	一・五九	五九・〇四	三九・六九	一五・六一	八五・四三	一五・〇三	八五・八二	五五・八九	八・六二	八七・三九	二八・八九
一九三八—三九	一三・〇九	一・六九	五八・五七	三九・三五	一四・六三	八三・八九	一・五八	八五・六三	五五・九九	八四・九七	八九・九	二九・三三
一九三七—三八	一三・九	一・四二	五八・七四	三八・八八	一四・二六	八四・一九	一四・一一	八五・三三	四九・八〇	八五・二五	九〇・七七	二八・七四
一九三六—三七	一四・三〇	一・五〇	五九・七九	三八・二二	一四・九三	八六・七九	一四・八八	八六・六〇	五四・四三	八六・三六	九〇・〇〇	三〇・〇〇
一九三五—三六	一三・七三	一・四二	五八・七六	三八・九一	一四・九〇	八四・七七	一四・七四	八六・三〇	五三・九〇	八六・三五	八八・八一	二九・四二
製造中の糖分損失 (甘蔗含有糖分百分中)												
一九三九—四〇	二・四七	一九三八—三九	二・二七	一九三七—三八	二・〇九	一九三六—三七	二・〇三	一九三五—三六	二・三三			
パガヌ	〇・三三	〇・二八	〇・三三	〇・三三	〇・三三	〇・三三	〇・三三	〇・三三	〇・三三			
渣滓	五・九〇	六・三三	五・九〇	五・九〇	五・九〇	五・九〇	五・九〇	五・九〇	五・九〇			
不明損失	〇・六九	〇・四九	〇・六九	〇・六九	〇・六九	〇・六九	〇・六九	〇・六九	〇・六九			
計	九・三九	九・五七	九・三九	九・三九	八・八〇	八・四三	八・四三	八・六六	八・六六			

### 第六節 砂糖製造の新段階

#### (一) 耕地白糖の増産と公定亞硫酸法の出現

精製糖とは粗糖工場にて製造されたる有色の原料糖を精製糖工場に移入せられ、これを再び溶解して、骨炭又は其他の脱色劑を以て、溶解糖液の脱色を行ひて、製造したる砂糖である。然るに、精製糖工場に於ける諸種の製造資材、例へば脱色劑、石炭、動力等の供給圓滑を缺いたため、又精製糖と耕地白糖との公定價格に差別をつけられなかつた結果、精製糖は、それよりは生産費の低廉なる耕地白糖に驅逐せらるる情勢となつた。即ち多くの精製糖工場、例へば、大日本製糖の東京工場、鹽水港製糖の東京工場、臺灣製糖の九州工場等は、昭和十五年に至り、何れも閉鎖して夫等の機械施設の一部を臺灣に於ける工場能力の擴充、或は耕地白糖工場に改造するための裝備資材に轉用せられた従つて、是迄に内地市場に現れたる精製糖の大部分は、耕地白糖を以て置換さるべき趨勢となつた。是迄粗糖を製造してゐた工場を従來の耕地白糖製造法、即ち炭酸法の工場に改造するためには、比較的に多量の金屬資材を必要とする。即ち日日約二百五十萬斤の甘蔗を處理する粗糖工場を炭酸法工場とするためには、約六百匁の金屬資材を必要とする。然るに粗糖工場を亞硫酸法による耕地白糖工場に改造するためには、炭酸法による場合の約五分の一の資材を以て足りる。そこで、臺灣總督府殖産局特産課當局は、製糖研究會に對して、臺灣にて採用すべき亞硫酸法の確立を慫慂した、當局に於ては、上述の如く、工場改造資材の使用量少くて、砂糖の生産擴充を達成し得べく、且つ國民文化の低下を可及的に防止し得べき方法として、亞硫酸法を検討せしめたのであるが、時恰も、臺北帝大製糖化學研究室に於て、昭和製糖株式會社の依頼によりて、同會社の二結工場に於て、亞硫酸法を設計設備中であつた。製糖研究



會に於ては當局の意を體して、先づ爪哇の溫式亞硫酸法を根幹として、専ら砂糖生産擴充を達成し得べき方法に就いて、慎重に検討して、其方法の決定をみた。これを公定亞硫酸法と稱し、同年二月より、其方法の施行を二結工場にて試みて、略々豫期する成果を收めた。これによつて、更に多くの工場にて、此方法の採用が許可せられたため、昭和十五、六年度製糖期より、此方法による耕地白糖工場は十一工場に達するに至つた。

これ以外に大日本製糖の大林工場並に鹽水港製糖の溪州工場は炭酸法に改造したるため、耕地白糖工場数は二十八工場となつた。

### (二) 耕地白糖の色相

從來我國にて生産されたる耕地白糖は、常に外觀上精製糖と競争せんとして、製造されたものである。從來の耕地白糖製造法は、優勢なる理化學作用によつて、糖汁中の不純物を多量に除去し得る方法なるにも拘らず、其製造歩留は、不純物を除去することの尠い普通の粗糖製造法と略同等の製造歩留を示してゐた。一般的に論ずれば糖汁中に含有する不純物を多量に除去し得る製糖法が、良好なる製造歩留を示す筈であるが、耕地白糖製造法によつて達成し得る多量の不純物除去の効果が、製造歩留向上に寄與し得なかつた理由は、上述の如く、外觀上精製糖と其色相を競争せんとして、糖汁の脱色のみを重點を置きて、其製造歩留を犠牲にせる製糖法を採用したからである。臺灣總督府當局は業者と協力して、斯かる耕地白糖製造法は、砂糖の製造歩留を低下せしむるのみならず、製造資材を多量に使用する缺點あるに鑑み、昭和十五、六年度の製糖期より、耕地白糖工場にて製造する精白糖の色相を稍々低下せしめて生産量の増大と生産効率の向上とを期待してゐる。現時往々にして、砂糖の色相を著しく低下せしめて——例へば白糖の代りに黄褐色又は黒褐色の砂糖——砂糖の増産を計らんとする議論が、街頭で行はれてゐることを聞くが、是は

砂糖製造法の本體を知らざる素人的意見に過ぎない。又十五、六年期より市場に現るる新體制下の精白糖は、從來の精白糖に比し、其の色相は稍々劣ると雖も、精白糖に對する七分搗米の如く甚だしからず、然かも、七分搗米と略々同率に生産擴充に奇與し得るものである。

### (三) 双目糖の結晶粒

双目糖の結晶粒子の大きさと製糖燃料の使用量とは密接なる關係をもつてゐる。從來の我國の双目糖の大きさは、主として外觀的な商品價値のために、砂糖商によつて、より大なる結晶粒子の双目糖を要求された。是がために、製糖業者は尠からざる製造燃料の浪費を忍びつつ、常により大なる結晶粒子の砂糖を市場に出さざるべからざる情勢であつた。併しながら、此問題に就いては、既に十數年前より、この商人の要求に對處せんとして、業者間相互の協定によつて、年々逐次其結晶粒子の大きさを小さくしつつあつた。遂に昭和十四、五年度の製糖期に於ては、約一耗の結晶粒子とせるために、燃料の節約と工場能率の向上とが結果に於て顯著に現れた。昭和十五、六年期よりは、臺灣總督府當局は、製糖工場技術者と協力して、更に〇・八耗以下の双目糖を製造せしむることに決定した。

又從來は双目糖の外觀的商品價値を保持するために均一なる結晶粒子のみを市場に出された。然るに製糖工場技術者にとつて、砂糖結晶罐にて、常に均一なる結晶粒子のもののみを煎糖することは、殆ど不可能なることであるから、分蜜仕上げを完了せる砂糖に就いて、其篩分けを行ひて、大小の結晶粒子を除去して、双目糖の結晶粒子の均一性を得る方法が一般に採用された。此際に篩取られたる大小粒子の砂糖量は、全砂糖製品の一〇——二五パーセントに達した。而して是等は、何れも再製操作を経て市場に出された。然るに臺灣總督府當局は、此篩分け操作の中止を業者に慫慂して、其再製操作に要する生産費の節約を計つた。



以上の如き結晶粒の改革と精白糖の色相を稍々低下せしめたることは、恐らくは、製糖工場の燃料問題並にバガスパルプ問題解決の端緒を得ると同時に砂糖生産擴充に寄與すること大なりと斷言し得る。

### 第七節 糖蜜利用工業

臺灣に於ける糖蜜生産量は、甘蔗生産量並甘蔗品質によりて、著しく異つてゐるが、過去五ヶ年の生産量は次の如くである。

昭和十一年期	二八四、〇〇一、六九七
同 十一年二期	三一四、二四四、六九五
同 十二年期	三四二、九九一、〇六〇
同 十三年期	五四〇、五一〇、四六五
同 十四年期	三七六、四六八、二一〇
同 十五年期	

而してこの糖蜜利用工業には、次の如きものがある。

#### (イ) アルコールの製造

本島に於けるアルコール工業は、製糖業の副業として、發達し來つて、今日の盛況を見るに至つたものである。即ち、明治四十一年、臺灣製糖株式會社の橋仔頭工場に於て、初めて、廢糖蜜を原料とするアルコール工場が、創設されて以來、逐年増加し、今日に於ては、官營工場一、民營工場一四を數ふるに至り、其産額も數年前迄は、本邦産額

の九〇パーセントを占め、〇〇萬石に達してゐる。現在は、普通酒精、無水酒精及び變性酒精の三種類が製造されてゐるが、變性酒精の量は、極めて尠い。製造法は概要次の通りである。

**普通酒精** 廢糖蜜を適宜に稀釋して、蒸氣殺菌を行ひ、之を糖分約一三%として密閉式醱酵タンク(古くは開放式タンクが、使用されてゐたが、現在では、總て五〇〇—八〇〇頃の密閉タンクに改良された。)に入れ、之に酵母を移植して醱酵を營ましめ、數日にしてアルコール約七パーセントの醱酵液を得、之を蒸餾に附し九五—九六パーセントの製品を得るものである。蒸餾機は、古くは、イルゲス式、ギョーム式等が併用されてゐたが、現在では殆んど、後者のみとなつた。

**無水酒精** ガソリン節約を目的とするアルコールのガソリン混用法實施以來、無水酒精の生産が急激に増加され、(普通酒精では其含有水分のため、ガソリンとの均質混合が不可能なるため、無水酒精の製造が余儀なくなつた譯である。)内地に於ては、甘藷を原料として製造されてゐるが、本島にあつては、普通酒精同様糖蜜を使用してゐる。無水酒精とは、九九・八パーセント以上のアルコールを稱するもので、其製造法の普通酒精と異なる點は蒸餾に在るので、蒸餾中に脱水剤の添加に依り、普通酒精に含有さるべき四—五パーセントの水分を除去するものである。本島の工場に於て、使用されつつある蒸餾機は、すべて共沸式のものであり、就中大部分は、ベンゼン、ペンゾールに依るメーノ第四型が用ひられてゐる。即ち脱水剤としてベンゼン三五、ペンゾール六五の混合物が使用されるものである。

これ等の方法に依つて一〇〇%の糖蜜(糖分約四五パーセント内外)より約二七立のアルコールが收得せられ、而して糖分よりのアルコール生成理論數の約八一パーセントの製造歩合を示してゐる。

#### (ロ) 酵母の製造



榮養劑或は製麵麩用としての酵母の需要は逐年増加し、従來はその相當量を輸入に仰いでゐたが、事變以來は制限或は禁止されたるため、總て國內生産に待つこととなり、ために本島に於ても、酵母製造熱が急激に昂まり、數ヶ所のアルコール工場に於て、之が製造を開始するに至つた。而して本島に於ける糖蜜を原料とする酵母が、榮養劑として優良なる品質を有するがため、需要も益々増加し、將來一層發達を期待されてゐる。酵母は、アルコール酸酵の副産物として得られるもので、現在では次の如き操作によつて製造されてゐる。

糖蜜を或程度に稀釋して、充分に沈澱物を除き、普通アルコールの場合よりも幾分低濃度に於て酸酵を行はしめ（通氣を行ふ場合もある）遠心分離器によつて、酵母を分離する。分離酵母は數回洗滌後、壓搾酵母又は乾燥酵母とする。酵母を分離した液は、蒸餾に附し、アルコールを得る。現在酵母劑の製造は大日本製糖株式會社新竹工場に於て行はれてゐるのみであつて、他工場のもは原料酵母として内地に移出されてゐる。

#### (ハ) フーゼル油の利用

糖蜜のアルコール酸酵副産物として、蒸餾に際し製出アルコールの約〇・三〇・五パーセントのフーゼル油が得らる。このものはアミルアルコールを主體とするもので、主として、醫藥、溶劑、エッセンス等の製造原料として使用されて居り、一石數百圓に取引されるため、現在その増産が種々講ぜられつつある状態である。

#### (ニ) 蒸餾廢液の利用

アルコール蒸餾廢液（シユレムベ）は古くは全く廢棄せられてゐたが、漸次利用法が考慮され、〇・五パーセント程度に含有されたる加里並に少量に含有せる窒素、磷酸を有効要素として、現在では各所に於て、これを肥料として

虛圓に還元されてゐる。

#### (ホ) 粘結劑として廢糖蜜の利用

廢糖蜜は豆炭、煉炭等の優秀なる粘結劑となるもので、現在に於ても年々數千萬斤の糖蜜を粘結劑として、内地に移出してゐる状態である。今日に於てアルコール原料として、糖蜜の不足を來してゐる折柄、代用粘結劑の製出により糖蜜移出を減じ、之をアルコール原料に専用せんとして、種々なる研究が行はれてゐる。

之以外に鑄物工場其他にも利用される糖蜜量は莫大なる量に上つてゐる。既述の如く本島に於て、製糖業が開始されたる當時は、その廢棄處分に苦心せる廢糖蜜の利用方面が漸次擴大され、今日に於ては、極めて貴重な酸酵、其他の工業原料として重要性を有するに至つた。併し乍ら糖蜜の生産は、全く製糖業に依存せねばならない状態であつて、産糖高と共に消長を來すものであるから、糖蜜を原料とせる工業は、前記のもの以外に、アセトン、ブタノールの如き國策的重要物資の生産をも考慮して、糖蜜以外廣く夫等の原料を探究すべきである。

### 第八節 バガスバルブ工業

本島の製糖工場にて生産するバガスは、主として製糖工場の燃料として利用されてゐるが、バルブ新原料探究の我國の現状に於て、近年バガスがバルブ原料として注目されるに至つたことは、當然のことである。併しながら製糖工場に於てバガスに代るべき石炭の採掘並に運搬其他種々なる問題を解決しなければ、バガスバルブの工業化を急速に期待することができなす。

バガスの生産量は、甘蔗生産量並に品質によつて相違するが、約三十九パーセント水分含量のバガスの過去五ヶ年



間に於ける生産量は次の如くである。

第十四表 バガス生産量

年 度	生 産 量
昭和十一年	二、二四八、八二〇、〇〇〇斤
同 十二年	二、四四八、四九四、〇〇〇
同 十三年	二、五一〇、五一〇、〇〇〇
同 十四年	三、七九五、二五三、〇〇〇
同 十五年	三、〇四二、〇五〇、〇〇〇

(一) 沿革

第一期 本島のバガスパルプ製造は、臺南製糖株式会社の宜蘭工場を嚆矢とする。これは大正八年に操業を開始し曹達法によりバガスを蒸解し製紙を企てたが、歐洲戦後の財界の變動其他により、大正十年閉鎖した。其後バガスパルプの製造は、三亞製紙株式会社、臺灣紙料研究所、バガス工業試験所等によりて、曹達法或はクラフト法によつて相次いで行はれたが、收支相償はず、何れも永續しなかつた。然るに昭和八年に至つて臺灣紙業株式会社が設立されバガス工業試験所を引継ぎ、臺北州羅東郡二結に二結工場を作り、亞硫酸マグネシア法によりバガス、鬼萱を原料とする製紙パルプを製造するに至つた。而して更に昭和十年に臺灣興業株式会社が設立されて臺灣紙業株式会社が合併し、昭和十二年に羅東郡四結に羅東工場を設立し、バガス鬼萱より亞硫酸マグネシア法にて製紙パルプの製造を開始した。(年産二萬噸公稱)

第二期 日支事變となり、パルプ五ヶ年計畫の樹立さるるや新資源十五萬噸中バガスパルプに要望さるるところ十萬噸で、臺灣總督府當局の指導と製糖会社の協力とにより、著々其計畫が進行して、今日既に臺灣パルプ工業株式會社(昭和十三年操業開始、資本金一、五〇〇萬圓、臺中州大肚所在)、鹽水港パルプ工業株式會社(昭和十四年操業開始、資本金二、五〇〇萬圓、臺南州新營街所在)の二會社、二工場が其製造を開始し、何れも亞硫酸マグネシア法によつて製紙パルプを製造してゐる。尙上述會社の擴張計畫及其他諸會社の新計畫も續いて、企劃中の如くであるから、當局による資材の配給並獎勵宜敷を得れば、バガスパルプ工業は、今後益々本島の重要産業となり、且つ我國パルプ資源の確保を全からしむるものとなるであらう。

(二) 産 出 量

現今のバガスパルプ産出量は、臺灣興業二結工場、臺灣パルプ工業大肚工場、鹽水港パルプ工業太子宮工場を合せ、約五萬噸の能力を有す(臺灣興業羅東工場は木材パルプに轉向した)

(三) 原料としてのバガスの特徴

纖維素原料としてのバガスは、最近の所謂新代用資源と比較するときは、種々なる利點を認め得るが、特に(一)、年産量の豊富なること。(二)繼續性の安定性。(三)蒐集。運搬容易にして、且つ原料代が低廉なること、等々に於て他の代用原料の追従を許さざるものである。今日のバガスパルプ産出量約五萬噸は僅かに二十萬乃至二十五萬噸のバガスを以て充たし得られ、バガス年産量百五十萬噸(水分四〇パーセント)に對して二割以内の消費に過ぎない。バガスを悉くパルプ製造に當つれば、僅に三十萬噸(製紙用)パルプを生産することが可能である。バガスの利用は、



パルプ工業とその他如何なる種類の工業たるとに關せず、バガスを石炭代以上のものに利用し得るや否やに關する所であるが、バガスの熱量は、石炭の約三分の一なるものであるから、今日の石炭代二十一圓（噸當り）を看做す時は、バガス代は噸當り七圓となり、パルプ原木の石當り七、八圓と比較すれば、尙可成有利であると言ひ得る。

#### (四) バガスパルプの品質、用途

従來一般に製紙用向に於けるバガスパルプの市評は一般に芳しからず、髓質、經部、塵芥等の混入時に短纖維であるために特に種々なる批評を受けたのである。併し乍らバガスパルプも、其適切なる用途を發見することにより、更に理想的なる蒸解法を攻究することにより、製紙パルプとしても、更に新用途を見出し得べく考へらる。更に人絹パルプの原料としては、既に比較的簡單なる方法により、優良パルプの製造可能なることが證明され、且つその人絹の強度及伸度は市販人絹に比し遜色ないことが明かとなつたから、（熱帯農學會誌報告昭和十四年、濱口、三宅、大野）今後この方面の研究によつて、バガスパルプは人絹パルプとしても亦發展を約束されたものである。

#### (五) バガスパルプ工業の重點

衆知の如く、バガスパルプ工業は、事變による緊急國策工業として誕生し、俄かに隆盛を來した所以のものは、當局の保護奨励による結果であるから、現状を以ては勿論、益々其事業を擴張し、將來に臨まんには、幾多の解決を要すべき問題が尠くない。即ち原料、製品の輸送、石炭問題、水問題、バガス貯藏法等の對策は勿論、更に製造技術に於ては、現在の操作法の薬液消費量の大きること、蒸解釜の能率の低きこと、パルプ品質の向上等に對しては、更に多くの研究を必要とする。

（濱口榮次郎）

## 第三章 林 業

臺灣林業の特殊性—林帯と樹木—造林事業—木材の需給關係

### 第一節 臺灣林業の特殊性

本島の平地殊に中部以南の平地に於て、熱帯植物が豊かな光熱、雨量を享けて見事に繁茂する風景が到る處によく見られる。一方三千米以上の高山が六十二座もあるといふ中央山脈各所の山頂に於ては、寒帯林の林相を呈してゐるのが見られる。臺灣の面積約三萬六千方呎に對し、この様に高山が聳立し、而もそれが熱帯、亞熱帯に跨つてゐるといふ如き島は其の例を聞かぬのであるが、茲に例へば極端ではあるけれども、北は樺太、北海道より南はジャワ、スマトラに至る迄の間の林木なら何を携つて來ても育つといふ事、或は非常に多種の樹木があつて其の利用の點に於ても甚だ有利であらうといふ事などが、一應は考へられる事になる。臺灣は光熱、雨量の天恵豊かなりといふ點では又熱帯から寒帯までの林相を兼備する地の利の點に於ては事實その通りなのである。併し此の如何なる林木でも育つといふのは單に臺灣の氣象なり地形なりの自然的條件に林木を當てはめて謂はゞ植物學上の範圍に於て考へた場合であつて、これを林業の對象たるべき林木を當てはめて考へるときは必ずしもさうはゆかぬものがある。熱帯から寒帯までの植物帯を垂直的に僅かの面積の中に持つ高山、これが多いといふのは一面甚しい地勢の峻険を意味し、従つて材の搬出は困難であり、爲めに利用さるべき林木も利用し得ざること、造林適地も案外に少いこと等の不利をも併せ含むものであり、光熱、雨量の恵み豊かに周年林木が常緑に榮えるといふ事は、又病害蟲の發生、蔓延にも都合がよい



といふ事でもある。更に又例年襲來する暴風雨の被害をも考へねばならぬ等々と數へ來れば、天惠豊かなりと許りは思つて居られないのであつて、相剋する之等自然の條件或は制約を如何に活用すべきかが、幾多の先輩が多年辛苦せられた所の問題であり、而して今後も尙引繼がる、本島林業にとつての特殊、重要な課題であらうと信ずる。而もわが國の南方に對する關心は最早外國としての南支南洋から日本と經濟的に一環をなす南支南洋にまで高められた今日、わが國林業の南方に對する觸手として臺灣の林業を考へるとき右の課題は更に大きな意味を顯現し來るのを痛感する。

### 第二節 林帶と樹木

本島の林野面積は約二百三十萬陌、全土の約七十%を占め生育する樹木の種類も非常に多いのであるが、其の代表的なものを各森林植物帯に大體當てはめて擧げると大體次の様なものである。

熱帶林 相思樹、榕樹、赤榕、龍眼、椶仔等。

暖帶林 樟、椴類、椎類、たぶ類、をがたまのき、樺等。

溫帶林 肖楠、紅檜、亞杉、扁柏、梅等。

寒帶林 榎、石楠、柏楨等。

これ等の林木の繁茂する天然林の中、大森林と稱すべきものは北部には鹿場大山、宜蘭濁水溪流域、棲蘭山の針葉樹林と油羅山、阿玉山の潤葉樹林があり、中部には阿里山より新高山に跨る針葉樹林、曾大山、八仙山、大雪山の森林があり、南部には大武山から南へかけての潤葉樹林がある。又東部に於ては丹大山と能高山との間の東側の各溪流域に跨る大森林がある。尙これ等の他にも針葉樹潤葉樹の天然の美林が各地に見られるのであるが、これ等凡てを合して其の蓄積は二億餘萬立方メートルと推算されて居る。

### 第三節 造林事業

領臺後施政創草の當時は先住民の濫伐、濫墾の後を受けて先づ林野の取締、保安林の造成、民行造林の奨励等に今日から見れば小規模ながら着手し、國有林産物の拂下、各種の官行造林、官行斫伐等の諸事業も逐年施行せられて林産を向上せしめ今日に及んだのであるが、大正十四年度から昭和十年度に至る十箇年間に亘る第一次森林計畫事業の完成に依り、島内所要木材の自給、製腦原料の保續、熱帯林木の造成、治山治水等を基調とする國有林の經營方針の確立を見るに至つた。爾後此の方針に即して國有林の經營は林産物處分、官行斫伐、官行造林等の形に於て行はれつつあると共に民林の隆盛を期して民行造林事業の奨励にも大いに力を致しつゝあるのである。而してこれ等の諸事業より生産される昭和十四年の林産總額は左の通りである。

總額	二四、八一萬圓
第一節 用材	九六三萬圓
第二節 薪材	一七二萬圓
第三節 薪炭	四六五萬圓
第四節 木炭	二七九萬圓
第五節 副産物	六〇〇萬圓

又最近十箇年の用材生産額は漸増の傾向を辿りつゝあるが、その傾向は針葉樹よりも潤葉樹に於て著しく現はれて居る。



第二表 用材生産額 (自昭和五年至昭和十四年)

年次	金額
昭和五年	五、〇二三 <small>千円</small>
昭和六年	四、三六五
昭和七年	三、八九三
昭和八年	四、〇一九
昭和九年	四、二三六
昭和十年	四、六〇七
昭和十一年	五、五九七
昭和十二年	六、六五一
昭和十三年	七、七一一
昭和十四年	九、六二五

次に造林事業は其の目的に従つて森林施業案造林、保安林造林、海岸林造林、森林治水造林等と呼ばれて居るが、これ等造林を合した昭和十四年度迄の累計造林面積は二十八萬九千陌を算し、扁柏、杉類、松類、樟、相思樹、桐等の外チーク、ダルベルギヤシツソ等を代表的の樹種として數十種の種類を包含して居る。

#### 第四節 木材の需給關係

本島木材の需給状態は、遺憾ながら島産材のみを以て自給し得ず、領臺以來主として福州杉材、内地杉材の移入に

依つてその不足を補ひ來つたのであつて、領臺前後數十年或は數百年の間に於ても恐らくは福州材の移入に依存して居たものであらうと推測される。これは一見して本島が豊富なる森林蓄積を保有しながら甚だしい不合理の状態に在るものと考へられるのであるが、然し先住民の數百年間に渉る定住は平地に連る山脚地帯の森林を全く濫伐し盡し、而も尙奥地には天成の美林の存在する事を彼等は恐らく古より知つてゐたのであらうが、當時は全く未開の高砂族が蟠居して居て到底入山する事すら出來ず、且つ奥地の峻峻なる地勢を冒してまで搬出するだけの技術にも缺け又採算も立たなかつたといふが如き主なる理由から、豊富にして低廉而も加工の容易な福州材が、島内消費材の不足を充足し來つた事は首肯出來ると思ふ。領臺後と雖も大體右の事情には變りなく其の儘に推移し來つたのであつて、理蕃事業の進展につれ漸次奥地森林の全貌も明かにされ、前述した第一次森林計畫事業の完成によつて始めて自給自足の方策が立つた譯である。爾來これが促進の一方途として國に於て林産物搬出道路を開鑿し、木材生産費の大半を占める搬出費の低下を圖るなど力を注ぎつゝあつたのであるが、今次事業の進展に伴ひ用材の自給自足は、より緊要なる問題となつた。そこでこれが對策として更に本島潤葉樹林の利用開發計畫を立て、目下着々として實行中であるから速からずして輸入材に依存せずして島内需要を充足するに至るであらう。

支那事變並に統制經濟の諸影響による需給状況の變動は、昭和十三年から其の徴を現はし始めた如くであつて、前年に比し移出、輸出(滿洲支向)の著しい増加、輸入の激減等が見られる。本島に於ける木材の需給調整は内地のそれに順應せざるを得ぬが爲に遅れて居る。即ち昭和十四年下半年に於て輸出許可制を採つたのみで其の他の措置は十五年下半年から行はれ始めたが爲に昭和十四年は略々十三年の状態の延長となり、更に十五年を加へた三箇年を以て近年に例の無い膨脹したる需給状態の一劃期となす事が出來るであらう。

(太田重夫)



## 第四章 水産業

水産業の發展—水産業の概況—遠洋漁業—保護獎勵策—水産業の將來

### 第一節 水産業の發展

支那事變を契機としてわが國民經濟は自由經濟より統制經濟へ、更に移行して計畫經濟に發展し、東亞新秩序の建設が速かに要請せられる時に當り、臺灣は南方政策の鎖鑰としての使命並に高度國防國家の目標たる生産資源の確保に對する經濟的地位に鑑み産業の飛躍的展開を期せらるべきは勿論である。臺灣の水産業は斯くの如き飛躍的發展の期待される本島産業の一部門として近年著しき進歩を見、今や全く面目を一新しつゝあり且つ國民食糧の主要部分を占むる漁類の豊富なる供給及び國際收支上特に南支南洋輸出貿易に於ける水産物の増加を必要とするに當り、斯業に對する認識は愈々深まりつゝある。

臺灣は四面海を以て圍繞せられ、海岸線の延長は一、五六三杆島嶼の數大小約八十餘を示すが、地勢、氣候及び海洋の關係と且古くより漁民を極度に賤視したため、漁業の基礎確立せず海の寶庫も永年に亘つて堅く鎖され水産業は沿岸又は近海にのみ踞踏して洵に微々たるものであつたが、領臺後多年の當局の指導獎勵と内地漁業者の移住及び當業者の孜々たる努力に依り漁場開發の機運醸成せられ漁獲高、製造高は急激な増加率を示し、今や臺灣に於ける重要産業の一つとして確固たる地歩を占むるに至つた。先づ昭和十四年の生産總額を見るに實に、三千五百萬圓といふ躍進的數字を示して之を明治四十三年に比すれば十六倍六分の増加であり、更に漁獲高二千五百萬圓養殖高六百六十七萬圓製造高三百三十萬圓で明治四十三年の漁獲高九十一萬圓養殖高百萬圓製造高十九萬圓に比すれば、夫々二十七倍



四分、六倍六分、十七倍三分の激増であつて、その發展が如何に目覺しきものであるかを知らることが出来よう。次に内地が明治四十三年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓、養殖高三千八百八十萬圓、製造高三千八百五十萬圓であつたものが昭和十二年に於て漁獲高三億九百五十三萬圓、養殖高二千八百九十七萬圓、製造高二億一千四百八十七萬圓となり、夫々三倍九分、七倍六分、五倍五分と増加せるに比すれば、臺灣水産界の進歩の速度が遙かに内地のそれに優つてゐることを理解出来るのである。

## 第二節 水産業の概況

水族の分布は北方密にして南方粗であると一般に謂はれるが、臺灣に就てこれを觀るに、必ずしも粗ではなく、臺灣の近海及び遠海漁業の水族を併せれば其の種類、數量共可なり豊富にして重要な水産物のみでも約三十種に及び各海岸線、遠海漁場は氣候、潮流、地勢の關係よりして主要水族の分布も亦多彩を極めてゐる。

臺灣海峡、支那東海及び太平洋に面した淡水、基隆より蘇澳に至る北部海岸と北方遠く五島列島に連る百尋線内の東海海棚はグチ、タイ、チダイ、レンコダイ、カチキ、フカ、カツラ、イワシ等を主要漁業として發展を見て居り、北部彭佳嶼及び南部澎湖島近海は、我邦第一の珊瑚漁場として著名である。次に淡水より高雄に至る西海岸は屈曲乏しく海底は遠浅で潮汐干満の差大であるが故に漁場として見るべきものはないが、タイ、チダイ、サワラ、イワシ等の漁業が行はれ、就中支那東海のグチと臺灣海峡のチダイは沿岸漁獲物の最たるものと謂へよう。尙この西海岸は、年々土砂を堆積して廣潤なる海埔地を形成し、サベヒー、ツアウヒー、カキ等の養殖業古くより發達し來り、本島養殖高の大半を占め且開拓の餘地豊富にして將來の發展が期待されて居る。高雄より本島南端の格蘭ビに至る南部海面はカチキ、マグロ、フカ、グチ、カツラ等の漁業盛んに行はれ、殊にマグロ、カチキ、フカ漁業は本島東部、南

部及び比律賓沖合が好漁場にして異數の發展を見て居り、又南洋に於ける一大海區たる南支那海に鼎立する東沙島は海人草採取せられ漁利殆んど無盡藏と稱せられて居る。蘇澳より新港に至る東部沿岸及び遠海はカツラ、ソウダカツラ、カチキ、フカ等の漁獲多く本島主要漁業の一と稱せられ、南支那海、南洋海區の淺礁は貝類の棲息多く高瀬貝、廣瀬貝等の採貝漁業が古くより特殊漁業として盛んである。要するに臺灣島は南より北に流れる日本暖流が紅頭嶼を経て蘇澳沖を通過し、一方支流は南端の格蘭ビ沖合附近から高雄沖に出て澎湖水道を通過して北上し、四時絶えず洄游性魚類群を擁して居り、北緯三十度以南の臺灣東海及び臺灣海峡を経て南支那海、東京灣、ジャヴァ海に至る百尋線内は世界唯一の底棲魚類の好漁場である。

かく豊富なる水産資源に恵まれる臺灣の水産が以前は竹筏及び支那型漁船に依り焚寄網、刺網、建干網、延縄類を使用し單に沿岸近接地方の需要に應じて得る程度に過ぎなかつたが、領臺後内地漁民の渡臺以來網延縄漁業、罾待網漁業、機船トロール漁業、ノールウエー式捕鯨業、鯖鱈魚、鱈漁業、レンコダイ漁業、機船底曳網漁業及び突棒漁業等の内地式漁法急激に發達して在來の漁法は其の面目を一新し、殊に近年に至つては漁船數一萬一千百三十一隻、漁獲高三千五百萬圓を見るに至つた。而して百萬圓以上の産額を有するもの、イワシ、チダイ、カチキ、グチ、マグロ、フカ、エソ、サンゴの八種に及び尙五十萬圓以上のも、オボタイ、ソウダカツラ、レンコダイを合すれば其の數十一種に達して居る。

養殖業は本島水産業中、最も古き歴史を有するが、從來殆んど需要が本島人に限られてゐた關係上、其の業體、經營法は舊套を脱せず、漁撈、製造に比して見るべき進歩もなく近年に於て交通、機關の發達に伴ひ、生産物の販路擴張せられ、滿洲大豆粕の輸入に依り新に餌肥料の供給潤澤となるに應じて發達を遂げるに至つた。昭和十四年に於て養殖産額六百六十萬圓、その内鹹水養殖五百八萬圓約七十六%を占め、更に鹹水養殖中サベヒーが四百二十八萬圓、八



十四%を占めるが故に本島養殖業は主にサバヒに在りと謂ひ得るが、これは元來本島人に食用として嗜好せられるのみならず、近年鮪延繩漁業の急激なる進歩に依り、餌料としての需要が増大せし結果である。これに次ぐのは養蠔業であるが、昭和十四年五十五萬圓の生産を示してゐる。地方的に見ればサバヒ養殖は臺南州(七十五%)、高雄州(二十四%)で養蠔の主産地は臺中(六十三%)、臺南(二十三%)及び高雄である。淡水養殖は昭和十四年百五十萬圓の産額を示し、レンヒ、二十三萬八千圓、ツアウヒ、二十二萬九千圓が主産物で、首位を占むるのは臺南州で其の産額九十六萬圓、臺中州これに次ぎ二十一萬圓、以下新竹、高雄、臺北の順位で、主に西部海岸地方に發達して居る。これ等は本島人の需要に應ずるに過ぎないから發展の見込なきものであらうが、内臺共通の必要性を有するクルマエビ、ウナギ、コヒ等は未だ其の産額僅少なれども將來有望な事業である。

次に水産製造業を見るに漁業の發達に比し遅々として進まず、これが事業の投資もなく殆んど一進一退の状態に在つた。領臺後内地漁業者の手に依る漁撈水域の擴張及び大規模なる漁業生産に依り初めて勃興し内臺人の專業者多數生ずるに至り年々増産に向ひつゝあるが、斯業は本島水産業中最も地位の低いものである。最近漁獲高の増加と製造技術の向上著しく且本島對岸及び南支南洋に水産販路を擴張し、又軍用として需要多く、昭和十四年は昭和十三年を遙かに追ひ越し、三百三十二萬圓を示して歴史的増加を爲した。此の内大なるものは、煮乾品百三十八萬圓(四十一%)にして次は調味品四十萬圓(十二%)、節類二十四萬圓(七%)であり、其他素乾品、罐詰、鹽乾品、鹽藏品、漁油及び工業用品等は未だ其の産額僅少である。尙最近鱧皮代用皮革の生産を奨励しこれが工業化を圖つて試験研究と製革事業の發達を助成しつゝある。

### 第三節 遠洋漁業

臺灣の水産資源は内地、朝鮮が寧ろ沿岸漁業を主要部分としてゐるのとは趣きを異にして其の大部分が遠洋に存する。即ち昭和十四年漁獲量中沿岸漁業の二十四・五%に對し遠洋漁業は七十五・五%の高率となり、最近九ヶ年間の沿岸漁業に對する遠洋漁業の平均割合は六十九%強となつてゐる。これは長期に亘り舊態依然たる觀を呈して居た本島水産業が、近年漁業の進歩に伴ひ其の隣接水面の廣大なる漁場を開拓したことに依つて異常なる發展を示したからである。即ち北緯三十度以南の支那東海より臺灣海峡を経て南支那、ジャヴァに至る百尋線は世界最大の底魚類漁場であり、又本島東部海面より南下して呂宋沖より蘭領東印度南方沖合に至る直經約千哩以上の區域はマグロ、カチキ、フカ、カツラ等の洄游性魚類の棲息多く、更に南に行くとシャム海灣、マレイ東海、マラツカ海、ビルマ海、濠洲西岸の各海區には、原始漁場を控へ、臺灣を中心として之等を合すれば九十五萬平方哩の尨大な海區となりながら利用されて居るのは僅かに本島東部から比律賓沖合に至る百哩内外の漁場(生産高約五百萬圓)と、溫洲沖から東京灣に至る約十七萬平方哩(生産高約七百萬圓)に過ぎない現状である。斯くの如き無限の資源を以て包圍された臺灣の水産業が未開發の漁場を遠洋漁業中心に開拓することに依つて將來の發展が期待されなければならない。蓋し本邦水産業が近年内地沿岸漁業の衰退と北洋漁業の飽和状態の爲、南進しつゝある今日、上述の漁場開發が本島水産業の發展に依存する所甚大なりと謂はざるを得ないからである。

遠洋漁業中主要なるものは、汽船トロール漁業、機船底曳網漁業、鯷漁業、マグロ、カチキ、フカ延繩漁業及び珊瑚漁業である。トロール漁業は昭和二年V・D式漁法を以て操業するに及び企業の基礎安定し、昭和十年には従業船四隻、漁獲高三十萬圓に達し昭和十四年には従業船二十三隻漁獲高二百三十七萬圓の飛躍的發展を示してゐる。機船底曳網漁業は大正十三年内地の二艘曳漁業者の渡來以來、順調なる發達を遂げ、昭和十四年従業船六十一組漁獲高七百五十五萬圓の多額を擧げてゐる。鯷漁業は北部に於ける主なる漁業で古くより發達し來つたが、近時南洋節の擡頭



並に餌料不足の爲不振の状態にある。マグロ、カチキ、フカ延縄漁業は基隆、蘇澳及び高雄を根據地として最も盛んに行はれ、マグロ、カチキの内地移出とサバヒー、ボラの餌料普及等に依つて逐年隆盛に赴き、昭和九年には従業船四百五十隻漁獲高百九十三萬圓を超え、更に昭和十四年には従業船七百七十八隻、漁獲高四百五十二萬圓に達し、資本家的漁業の大型船の如きは遠く南方比律賓西部近海よりスルー海、セレベス海に及び近年は更に南支那海、比律賓東方海區、南洋方面迄擴張開拓し居る現狀である。珊瑚漁業は大正十二年彭佳嶼附近に於ける發見以來急激なる進歩を遂げ、昭和三年には百四萬圓の採取高を見たが、近年は濫獲の結果行詰りの状態に在つた折柄、昭和十四年沖繩縣西表島西方公海に良漁場發見せられるに至つて再び活況を呈し、年産百萬圓を突破し來れるが、國內に於ける奢侈品等製造販賣制限規則施行後は、珊瑚品の需要激減し且つ第二次歐洲戰爭の影響に依り、從來の如く伊太利方面に輸出して外貨獲得の一役を演じ得ざる打撃を蒙つて、當業者は現狀維持に汲々たる現狀である。其他捕鯨業、採貝採藻漁業、鮮流網漁業等であるが、此の内鮮流網漁業のみは近年機船の使用に依り著しく好調となり、漁獲物は高價魚に屬するから前途囑望すべき漁業である。

以上は遠洋漁業を漁業種別に大觀したが要するに臺灣及臺灣を中心とする水産は主として遠洋漁業に依り新時代を現出したと云つても敢て過言ではない。近年南進政策の積極的具現化の一として新高港築港工事が着工されたが、これは飽くまで水産業の南方進出に於ける遠洋漁業基地として重要な役割を演じ得る港でなければならぬ。從來の蘇澳、新港等の所謂中型漁船の地方的船溜の程度のものでは、遠洋漁船が其の給水、需品の補給及び大量漁獲物の陸揚上幾多の支障を生ずる虞れがある。此の故に諸般の設備を考慮して其の存在を有意義ならしめれば底曳網漁業を主とする基隆又はマグロ、フカ、カチキ延縄業の代表的漁港たる高雄と相並んで新高港が南方底魚漁業の一大根據地として本島水産業發展の爲大なる貢獻をなすものと豫想せらる。

最後に前述せる南方漁場を無統制的に自由出漁せしめてゐる現在、地域的にこれ等が如何に老大なりと雖も、自然の推移に放任すれば必ず酷漁濫獲に陥り、又は操業上の秩序を維持すること困難なるが故に内外地の漁業協定を爲してこれが合理化と統制を行ひ、大海洋の開拓を圖らねばならない。臺灣は宜しく率先して南方漁場の責任區域を明確にし、一層積極的にこれが開發に邁進しなければならぬ。以上觀じ來れば本島水産業の花形たる遠洋漁業の將來が如何に洋々たるものであるか容易に推斷し得るであらう。

#### 第四節 保護獎勵策

臺灣の水産業が上述の發展を見たるは本來水産資源の豊富なること及び漁業者の孜々たる努力に依ること勿論であるが、總督府當局の不斷の指導獎勵が其の効を奏した爲であつて、以下主要なる施設の概要を記述することにする。

(イ) 水族の保護及び漁業取締 全島的には汽船トロール、機船底曳網及び汽船捕鯨業取締規則、漁業監督吏員に關する規程を制定し、汽船トロール漁業及び機船底曳網漁業禁止區域を設けたる外、格別取締施設を爲さず、従つて漁場の保護並に漁業取締上遺憾の點が尠くないが、地方的には各州廳取締規則に依り、水族保護上必要なるものに対しては操業區域、漁期、漁具、漁法及び採捕物の體長を制限して漁利の永續を圖り漁業の秩序維持に努めて居るに過ぎない。

(ロ) 水産業の指導獎勵 本島の水産業者は民度低く資力乏しき爲、水産業の發達遲々として振はざるを以て、水産業者に對する直接の指導は地方廳をして當らしめて居るが、大正十五年以來特に漁船、漁具の改良普及を圖つて優良漁船の建造を奨励し、水産團體の共同施設、輕簡焙乾裝置の建設及び魚類罐詰工場の新設等水産加工法の改善施設を助成し、更に遠洋漁船船内設備、漁業用發動機重油化の普及を圖り其効果を收めてゐる。其他特別獎勵として臺灣



水産會の水難漁船救済事業に對する補助を實施して業者の負擔軽減を圖り、本島漁業の南方進出促進策として新南群島、ブラタス及びバラセル島の各般の漁業根據地施設費、新高漁港修築費を助成し、南支那海新規漁場の開發策としての海南島出漁及び鮪母船式延繩漁業の指導獎勵並に輸出貿易振興策として輸出向鮪罐詰増産、代用皮革として鮫皮蒐集獎勵を實施し、更に澎湖島水産業の全面的振興策として昭和十四年度より五ヶ年計畫を以て根據地施設整備充實を助成して居る。

(ハ) 水産試験及び調査 總督府は水産試験機關として明治四十三年試験船凌海丸を建造し、本島近海の水族の種類、分布状態及び習性並に海洋調査を實施し相當な成績を收めたるに鑑み徹底的に試験調査を行つて斯業の發展を期する爲に大正二年新竹に淡水養殖試験所を、大正七年には臺南に鹹水養殖試験所、更に大正十二年鱈節製造試験所を基隆に設置し各事業別に試験研究に従事し來りたる所、昭和四年前記の各機關を整理統合して基隆に總督府水産試験場を置き漁撈製造、海洋に關する試験調査並に研究を行ひ、昭和六年試験船照南丸を建造して南方漁場の調査試験に任せしめ、臺南支場に於ては淡水鹹水兩水族の養殖試験を施行し、昭和十四年には水産皮革の増産施設機關として新高雄支場を置き、鮫皮製革法の化學的試験研究を行つて斯業の發達を期して居る。

(ニ) 漁業移民招致 領臺後十三年本島沿岸漁業の改良發達を計らんが爲、主要漁業地に内地人漁業者の移住を奨励したが、風土並に漁場に馴染せず概ね失敗に終つた。本島は地勢海洋の關係上沿岸漁業の資源乏しきを以て機船漁業の必要を認め、大正十五年及び昭和二年督府指導獎勵の下に發動機船漁業者四十九戸を蘇澳に、昭和八年より昭和十三年に亘り、新港漁港に七十戸を招致したが何れも生活の安定を得て優良移民の扶殖に成功し、新規漁業の勃興を促進した。次いで昭和十四年には花蓮港の利用繁榮及び漁場開發を圖らんが爲、機船漁業者百戸を四ヶ年繼續を以て計畫し現在五十戸を移住せしめて着々實施に努めて居る。

## 第五節 水産業の將來

事變の進展に伴ひ、東亞經濟圈強化の進行は従來米、砂糖を樞軸とする臺灣産業政策に若干改訂を促して臺灣の熱帶的地位及び地理的條件を再検討する必要を生じ、且南進基地としての本島の生産力擴充問題が益々其重要性を加へ來つたが、殊に水産業は軍需食糧の供給、南支南洋輸出向罐詰増産及び國民體位の向上といふ見地から重大なる責任と意義を有するに至つた。戦時に於ける食糧供給が如何に決定的要件であるかは、世界大戰の際獨逸の敗因が畢竟食糧缺乏の爲であつた事に徴しても明かである。我が臺灣が食糧問題に對して如何に大なる貢獻を爲し來つたかは、敢て贅言を要しないが、特に現下長期建設の時局下に於て、本島より供給したる軍需水産食品は尠からざる數量に上るべく、更に内地に對し食料品としての移出の激増を來して事變の影響に依る内地水産物の減産と國民體位向上方面に大なる貢獻を爲して居るが、一方本島水産物需給狀況は未だに自給自足の域に達し居らず、内地より移入せられるもの年額一千餘萬圓を算し居る状態であり、本島人口が世界一の増殖率で増大しつゝある今日、従來の水産物の生産狀況と之が人口率とを對比して按ずれば、漁業生産の大増産並に水産品食用化の擴充が現下の重要問題となり、漁業生産の大増産は畢竟臺灣の水産資源が遠洋に存することに依つて遠洋漁業の開發に依存せねばならない事は當然である。而して漁業生産の増大と共にその生産物の保藏機構の完備が必要となり、何等かの方法に於て配給機關たる魚市場の經營機構を改善して生産者、消費者共同の福利を増進し、國民保健の重要食糧たる鮮魚の圓滑なる配給を爲すは時局柄緊急事と思はれる。今事變は本島水産業に種々の方面から多くの影響を與へてゐるが、其の最も深刻なものは重要物資の消費統制に依る水産用資材及び漁業用燃油の供給不圓滑である。統制の強化と共に配給量の充分ならざる上に其の地域的、時期的配給に適正を缺く所尠くなく、魚群の襲來を見乍ら充分の漁獲を爲し得ない場合をさへ生



じて居る。勿論配給機構の運用上より来る障碍は、漸次是正されつゝあるが、事變の進展は其の配給量を増加することを困難ならしめて居る。その他漁網材料に付ても輸入統制を受けて多かれ少かれ燃油に類似する問題を生じて居る次第である。要するに水産業に於ける物資問題に付ては、今後其の打開策を講ぜねばならぬ幾多の問題を残して居る。上述の如く今後水産業振興の爲、幾多努力を要すべき問題があるが之に鑑み總督府當局も各般の諸施設に依て水産振興の目的達成に努めつゝある外、本島水産關係業者に於ても、時局の重大性を充分認識し、官民一如其の使命に協力し其の達成に萬全を期しつゝあれば臺灣水産業の將來は益々發展の途を辿るであらう。(臺灣水産會調査課)

第一表 水産物累年生産額

年次	出漁乗組 船、數人員數	漁獲量 斤	高價	水産養殖		水産製造物		總價格
				格養殖面積	數	價	格	
大正一	九、四五一	?	一、〇三三、五四七	二、三〇九、九六六	七、九四一、一九三	七、五六一、七六一	二、〇三三、二五五	二、〇三三、二五五
二	九、四〇〇	?	一、五五一、九九五	二、八四六、六六六	八、七二五、五六九	八、三四四、四三三	四、〇二二、六二六	二、七八九、〇六六
三	九、三〇〇	?	一、六六二、六六六	三、三三三、三三三	一、二三八、〇五五	一、〇二六、九六五	三、八三三、八四九	三、〇八三、四七七
四	九、三〇六	?	一、五六一、二二七	三、三三三、三三三	一、四〇三、六九八	一、二四五、五三八	三、九〇〇、四九三	三、一九七、二四八
五	九、三〇三	?	二、〇二二、七九六	三、五五九、二四四	一、三八八、六三三	一、三八一、六三五	四、九二二、〇〇七	三、九〇三、六三八
六	九、一八二	?	二、四二六、三三八	三、五五九、二四四	一、三九三、一八七	一、六三三、七四四	七、〇〇〇、五五七	四、八二〇、六九九
七	八、八五七	?	四、一〇四、二八三	三、六〇三、一七七	一、〇〇三、〇三三	二、一六七、三四〇	一、五五五、九九九	七、八二五、五九三

\*印は尾  
\*印は貫

八	八、七三八	?	五、〇五七、九九九	二、八、一七九、六二二	一〇、八八九、四六一	二、四三三、三四八	一、四四四、四六一	八、九〇四、七七八
九	八、六一九	?	五、五二二、一一二	二、五三三、三三三	八、六三三、五六九	一、八九九、九八一	一、五五三、七七一	八、九三六、八三三
一〇	八、九七〇	?	五、九四三、二六七	二、五三三、三三三	一、三〇四、六六八	二、一五三、八五六	一、六六五、二二五	九、七六三、二四八
一一	九、三六八	?	五、九八八、〇九七	二、四七七、六一	一、四八三、九二六	二、一三〇、〇八五	二、一〇〇、一九一	一〇、三三八、三七三
一二	九、九六四	?	九、〇三〇、六五一	二、四三三、三三三	一、二五九、〇三三	一、九四三、五六五	三、二九九、五四四	一四、二七三、七三〇
一三	一一、〇七九	?	九、一九三、〇三六	二、四九九、九九九	一、七〇四、九九九	三、〇三三、三三四	三、四三〇、三七七	一五、六四五、六七七
一四	一一、一八八	?	一〇、〇三二、四一七	二、四八二、一八八	一、七〇〇、一四三	三、一六六、七五三	三、五八一、二〇一	一六、七七九、三七一
昭和一	一〇、九〇九	?	一〇、三三三、六九二	二、六、八一九、一八	一、七〇〇、一四三	三、一六六、七五三	三、五八一、二〇一	一六、七七九、三七一
二	一〇、九八五	?	一〇、八三三、一九	二、七、五九九、一四	二、四七〇、六四八	三、九二〇、五九一	二、五〇五、三二一	一七、三四八、〇二一
三	一一、二三四	?	一一、六七〇、一八〇	三、九、〇〇、〇〇	一、八九七、六三六	三、四〇〇、七七九	二、七〇六、六三三	一八、七七八、五八二
四	一一、四八九	?	一二、〇四六、六九五	三、八、二九三、六〇	二、一六一、五八二	三、七三四、六八四	二、七七五、四三〇	二〇、九六六、三六九
五	一一、二〇〇	?	一二、七一一、二四四	三、八、四七七、九九	二、一三四、四三二	三、一四二、九九八	一、七九三、二七五	一六、七〇七、三九八
六	一〇、七三六	?	八、四八二、七六六	二、九、〇七七、〇五	二、八、五五〇、五三	三、〇四七、二五四	一、五三四、八六九	一三、〇五四、八九九
七	一〇、七七一	?	九、一九七、四六八	三、五、四〇一、一九	二、八、五七二、四四七	三、一三〇、八〇〇	一、五五五、一六四	一三、八七三、四三三
八	九、八六五	?	一〇、八〇六、六七〇	三、四、六一、一〇	二、九、八二七、九八六	三、三三三、八三三	一、九〇八、九八二	一五、九三九、四八四



九	10,126	3,566	* 一、七〇、三三四 X 新〇、五七、六八三 100,829,266	11,452,341	3,005,433	26,451,635	2,290,923	16,633,604
10	10,078	3,583	* 三、七〇、八二三 X FO,111,073 131,40,54	13,639,945	3,305,433	33,176,101	3,483,582	22,190,741
11	10,348	3,687	* 五、三二、二八九 X 七、三九、六八 二九、九九、七二六	14,934,45	2,683,33	25,375,859	4,027,278	2,500,298
12	10,409	3,777	* 二、八三、七、八七九 X 三三、六三、三三三 100,157,74	14,533,106	3,364,310	26,139,133	4,545,293	2,334,009
13	10,513	3,788	* 一、五二、〇九 X 九六、四八、五四九 100,90,25	15,670,823	3,390,710	28,294,794	5,353,265	2,358,500
14	11,131	4,740	* 四、六一、二一〇 X 五九、〇七、六六一 137,730,364	25,183,328	2,509,848	30,693,170	6,582,465	3,333,217
								35,088,730

### 第五章 畜産

家畜及家禽—畜産試験研究機關—臺灣畜産會—畜産組合—皮革配給統制—飼料配給統制  
—肉豚配給統制—臺灣畜産興業株式會社—

### 序 説

臺灣の畜産は地理的並に社會的關係から内地のそれとは大に趣を異にし、畜産の大宗は養豚であり、産牛之に次ぎ、他は特に見るべきものがない。併し乍ら其範圍が甚しく限局せられて居るとは云へ、島民の經濟生活との關係は内地より遙に緊密なるものがあり、従つて當局の指導により益々進歩發展の將來性を持つて居る。殊に今次の支那事變が刺戟となつて急に自給自足の殻を破り、畜肉皮革の如き重要資源の島外移出を見るに至つて居る以下之等の経緯に就て簡單なる鳥瞰を試みよう。

### 一 家畜及家禽

豚—豚肉は本島民に取りては生活必需品であり、冠婚葬祭には缺くべからざるものであるからその需要頗る多く、従つて又養豚の風習は汎く普及し、農家は殆んど總てこれを飼育し、商工業者と雖も副業養豚を爲す者が頗る多い。かるが故に本島農産中、米甘蔗と共に重要な地位を占め、例へば昭和十四年に於ける肉豚の生産價格は五千四百九萬圓で、米甘蔗に次いで第三に位し、又これを昭和十四年の本島畜産の總生産價額七千二百五十四萬に對比すれば、



豚の生産額は實に七五%に當る。

牛—領臺當初畜牛の飼育頭数は既に二十萬頭に上り、爾來年々増産し、明治四十三年には約四十八萬餘頭に達した然し飼育頭数は同年を最高點とし、其後原野の開拓、放牧地の減少に従ひ次第に其數を減少し、昭和十四年には三十二萬四千頭に降り、明治四十三年に比べて約十五萬六千頭の減少を來たしてゐる。右は主として黃牛の減少に因るものであつて、水牛には大なる増減の跡を認めない。蓋し、黃牛は細格矮小であつて牝は全然勞役に適しないから、その飼養不利益なると黃牛肉の需要に因る屠殺數が増大せる結果である。

馬—内地に於ける第二次馬政計畫に呼應して昭和十一年臺灣馬政計畫が樹立された。特に之が獎勵方法たる競馬に關しては、昭和十三年五月十四日附を以て臺灣競馬令が公布され、各州の畜産會が之を主催することとし、内地に於ける日本競馬會の開催する公認競馬と畜産組合の主催する鍛鍊馬競走とを兼ね併せた形式を取つて居る。

山羊—本島の山羊は島民の祭祀用として鶏豚と共に三牲の一とされて居る。

家禽—家禽の主なるものは鶏と鶩であつて、この他鶩、七面鳥等をも飼養してゐる。何れも卵、肉の供給上島民の必要缺くべからざるものであり、就中鶩卵は重要食料品である。

## 二 畜産試験研究機關

本島畜産の進展を期し併せて本島が熱地畜産の試験場たるべき使命を有するに鑑み、昭和六年には臺北帝國大學理農學部に畜産學講座が設置され、熱地に於ける畜産及び獣疫に關する研究と教育を行ひつゝあり、又總督府農事試験所畜産科並に恒春及嘉義畜産試験支所に於ては畜産に關する各種の試験及調査に従事して居る。

## 三 臺灣畜産會

本島に於ける畜産の獎勵施設は、從來、官の施設と相俟つて農會又は任意團體たる畜産組合が行つて來たが、昭和十二年十二月律令第二十四號臺灣畜産會令公布せられ、昭和十三年三月二十一日より臺灣畜産會が設立せらるゝに至つた。

臺灣畜産會は會長に總務長官を戴き、會員は五州廳の畜産會であり、州廳の畜産會長は地方長官である。即ち其構成は内地に於て市郡單位の畜産組合を主體とし、縣に聯合會を置けるとは大に趣を異にし、官民の協力と綜合統一とに主點を置いて居る。而して本會の行ふ事業は左の通りである。

- (一) 畜産業の指導獎勵に關する施設。
- (二) 畜産業に従事する者の福利増進に關する施設。
- (三) 畜産上の検査に關する施設。
- (四) 畜産業に關する研究及調査。
- (五) 其他畜産業の改良發達を圖るに必要な事項。

## 四 畜産組合

明治三十五年以來總督府の獎勵により、南部地方から漸次廳を區域とする畜牛共濟組合を組織して、畜牛所有者相互に救済する途を講じたが、大正元年畜牛保健組合が設立されたので、申合せによる畜産團體は一時消滅するに至つた。臺灣畜産會令公布直前に於ける該組合は州區域のもの三、郡市區域のもの四七、街庄區域のもの一一三、其他五



四計二一七に及び何れも州及び農會の指導を受け、その獎勵方針に従つて家畜の品種並に飼育方法の改善に努めてゐる。

畜産會令公布後の現在に於ては州及郡市區の畜産組合は州廳畜産會或は市郡支會に換り、街庄區域の畜産組合は依然として存続してゐる。之等は畜産會の補助機關として獎勵、斡旋等の事業を行ひ畜産會の交付金、斡旋手数料、街庄よりの補助金を以て經營してゐる。

### 五 皮革配給統制

皮革の需要激増に伴ひ昭和十三年七月十四日附府令第八十四號を以て皮革配給統制規則が公布され、牛馬羊豚を屠殺したる者は特別の事由により知事又は廳長の許可を受けたる場合を除く外其皮を使用若くは消費し又は屠肉に附着したる儘販賣することを禁止した。之がため従來島民の食膳に供せられて居た豚皮も重要皮革資源となり、惹いては本島皮革工業の勃興の機運を生むに至つた。

### 六 飼料配給統制

今次事變以來、各種の事情により飼料の供給難を來し、殊に輸移入濃厚飼料に於て甚だしい獲得難に陥つたので、昭和十五年五月飼料配給統制規則が公布され、左の機構により統制の實施中である。即ち臺灣總督は飼料及飼料輸移入組合（飼料取扱者を含む）並に飼料の島内に於ける製造業者を指定し、之等の業者に對し飼料の販賣數量、販賣先販賣價格、販賣時期其の他の販賣條件を指定する事を得、州知事又は廳長は飼料の賣買業者に對し右の販賣條件を指定し得る事とし、公定價格により獲得した飼料には公平なる分配を行ひ得る様に規定してある。而して配給機構とし

ては組合及製造業者は臺灣總督の認めた臺灣畜産會の割當量に基き州廳迄の配給を行ひ、州廳内の配給は各州廳畜産會をして之に當らしめてゐる。

### 七 肉豚配給統制

古來本島は到る處肉豚の飼育普及し、之が賣買は仲買業者により専ら糶を以て行はれる習慣であつて、島内の取引は勿論輸出入に至るまで總て仲買業者の手により自由に取引される状態であつたので、肉豚搬出入に對する實權は全く仲買業者の手中に握られ、從て價格も之等業者の中間利潤を對象として構成され、ために變動常無く不安定極まるものであつた。然るに今次事變以來諸物價の昂騰並に飼料不足による養豚數の減少等に基因し、豚價は甚だしく騰貴し事變前に比し三倍を越え、更に上昇の一途を辿らんとして居る。依て總督府は低物價政策に従ひ昭和十五年七月肉豚の販賣價格を公定し取引價格の引下げを斷行した。然るに之がため肉豚の出廻りは全く不圓滑となり、今春に至つても未だ都市消費市場は殆ど搬入無き状態を續けてゐる。之がため更に肉豚配給統制規則を公布し、現公定價格の適正化を前提として消費の公平、肉豚の増産を招來すべく折角努力中である。

### 八 臺灣畜産興業株式會社

本島畜産物の取引及加工業務並に畜産に關する各種の事業を総合的に遂行せんがため、總督府、各州廳並に關係團體等の總意に基き臺灣畜産興業株式會社が昭和十三年三月から設立せられた。資本金は五百萬圓で、第一回拂込金百二十五萬圓、其主なる事業は（一）製革、（二）畜肉の加工及冷凍、（三）飼料の調製配合、（四）生豚及仔豚の配給、（五）市乳販賣等であり、事業は極めて順調に進み、國策會社たる使命を着々遂行しつつある。（山根甚信）



# 第六章 鑛業

概観—主要鑛業の現勢と其の動向

## 第一節 概観

臺灣に於ける鑛業は近年、年と共に進展の一途を辿りつゝあつたが、特に今次事變の勃發により一段の飛躍をなし改隸以來嘗て見ざる盛況を呈するに至つた。即ち昭和十三年と昭和十四年とに於ける諸指標を對比し其の情勢の一斑を窺ふに左表の如く、鑛區數に於て三二%、鑛産額に於ては實に二・六倍の著増を示し、鑛業許可出願も亦記録的著増を爲してゐる。而も全鑛區數に於ける稼行率が三五%から五〇%に上昇してゐることは今次の飛躍に見る注目すべき特色であつて其の發展の堅實さを反映するものと云ひ得よう。

第一表 臺灣鑛業現勢指標比較

年次	鑛業許可出願 新受理件數	鑛區總數	稼行鑛區數	(A)に對する (B)の割合%	鑛區總面積 千坪
昭和十年	四三七	六三八	三三B	三四・六四	一九三、三六六
昭和十四年	八九〇	八四三	四一八	四九・六九	二七〇、六七七

さて臺灣に於ける鑛業の目覺しき躍進振りは叙上の通りであるが、然し、臺灣産業全體に占むる鑛業の地位は依然全生産額の四%に達するに過ぎず、而も現在許可されてゐる鑛種は左表の如く金鑛以下十九種に上るも實際産出されてゐるものは十種であつて、而も其の中石炭が全鑛産額の六二%、金及合金鑛が其の二七%を占めてゐる現況で、從



つて之等を除く他の鑛産額は未だ些して大なるものではない。然し昭和十二年以來總督府に於て實施中の中央山脈の東側に廣く分布する結晶片岩地帯の金屬鑛床調査の進捗に伴ひ昭和十四年に至り石綿の生産を見るに至つたこと、更に同調査の結果に依り後述する如く臺灣に於ける砂金は現河床のみならず舊河床たる高位段丘にも賦存するといふ事實を確認し得たこと、尙又時局に鑑み總督府が積極的開發助成を爲しつゝある石油資源の開發並に天然瓦斯の利用の有望なる事等を併せ考ふるとき臺灣鑛業は今大事變を契機として其の將來の發展に期待されるものが少くない。

第二表 臺灣に於ける鑛種別鑛區數 (昭和十四年末現在)

鑛種	行		業		合計	
	鑛區數	面積	鑛區數	面積	鑛區數	面積
金	5	33	10	2,643	15	2,976
金銅	1	93	3	1,101	4	2,134
金銀	2	175	4	1,926	6	3,633
金銀銅	1	605	8	3,787	9	3,787
銅	1	7,008	61	13,580	62	20,588
砂	3	—	7	1,565	10	1,565
水銀	—	—	—	—	—	—
硫化鐵	—	—	—	—	—	—
銅硫化鐵	—	—	—	—	—	—
金銀銅硫化鐵	2	6,125	—	—	2	6,125
金銀水銀	—	—	—	—	—	—
銅鉛	—	—	—	—	—	—
計	18	11,065	115	11,065	133	22,130

鑛種	行		業		合計	
	鑛區數	面積	鑛區數	面積	鑛區數	面積
鐵	1	—	—	—	1	—
錳	2	1,476	—	—	2	1,476
燐	—	—	—	—	—	—
石綿	1	—	2	1,180	3	1,180
石炭	1	863	—	—	1	863
石油	—	—	—	—	—	—
計	5	2,339	2	1,180	7	3,519

第二節 臺灣に於ける主要鑛業の現勢と其の動向

金鑛業

(一) 山金鑛業

臺灣に於ける金屬鑛物、就中金は極北部から中央山脈を境界として殆ど東部に分布してゐる。而して嘗て斯界の専門家が砂金四十億埋藏説を唱へて巷間に話題を提供し、近くは高位段丘砂金の發見を新聞紙が競ふて之を筆にしたため臺灣の砂金は益々世人の注目するところとなつたが、砂金鑛業の現況は後述の如く些して振はず、現在臺灣の産金の殆ど全部は山金、就中明治二十九年以降開發に着手された金瓜石及瑞芳二鑛山の産出にかゝる。而して兩鑛山も開發以來一長一消の現狀を経て來たが偶々昭和六年末の金輸出再禁止による金價の昂騰と政府の積極的増産獎勵策とに刺戟せられ其の後昭和八年四月、日本鑛業株式會社が金瓜石鑛山を買収し、其の資本と技術を之に注入し積極的開發



に當ることになるや其の面目を一新し、かくて昭和十年に至り本島産金額は多年本島鑛業の王座を占めて來た石炭鑛業を凌駕するの盛況を示した。爾來兩鑛山共其の設備と規模を擴張整備し特に金瓜石鑛山の整備した規模は蓋し内地最大級のそれと比し遜色なきものがあらう。

斯く臺灣の二大金山は同時に本邦屈指の大鑛山であるが、臺灣全島の産金は前述せる如く殆どこの二鑛山の産出にかゝるが爲めに本島産金の本邦全體にしむる地位は洵に微々たるは己むを得ない。殊に近時品位の低下と資材の入手不圓滑等種々の生産不利條件が加はつて來たが爲に久しく上昇線を描きつゞけて來た生産指標もいさゝか下降の傾向をたどりつゝある爲其の地位も愈々低下しやうとしてゐる。

依つて總督府に於ては極力金増産を督勵すべく各種の助成金交付の手段を講じこれ等既開發二大鑛山の増産確保に力める一方昭和十一年度より東部金屬鑛床調査を行ふこととし目下未發見地帯の踏査を進めると共に左の如く砂金の開發を急いでゐる。

(一) 砂金鑛業

砂金鑛業は本島鑛業と起源を同するものゝ如く其の歴史は古い。而も多年其の有望性が注目のみとなつて來たものにも拘らず其稼行の不振は左の如く鑛區の大半は依然休眠の状態を續けてゐる狀況に照しても全貌を推察するに難くない。

第三表 砂金鑛區數 (昭和十四年末現在)

鑛區數	稼行中	休業中	合計
面積(坪)	4,008,111	1,114,910	11,009,111

而して其の稼行中のものも規模頗る小、方法亦頗る原始的なものであり、砂金鑛區の主なるもの十六の中年二十一疋を出すものが最高位を占めてゐる。

依つて總督府に於てはこれ等稼行鑛區の合理的稼行を促進し、尙休眠鑛區の開發を爲す爲昭和十五年一月日本産金振興、臺灣拓殖の兩會社に逕通して兩社の出資に依り臺灣産金株式会社(資本金二百萬圓半額拂込)の設立を見たのであるが一ヶ年の試掘調査等の結果愈々昭和十六年度より本格的に北部より採掘に取りかゝる準備を進めてゐる。

(二) 高位段丘砂金

右の如く現下の金増産に寄與する爲には臺灣の砂金開發を促進すること、特に現在中央山脈に源を發する各河川には溪流砂金の賦存せざるもの殆どなしといふ事實に鑑み其の根源を探求することが本島に課せられた大きな問題であつた。然るに昭和十四年十月東部金屬調査隊の一班がタツキリ溪ドヨンに於て特殊の高位段丘の存することを發見、現河床との關連性を考へ其の一部に付試掘洗金を行つた結果豫想通り合金のあることを確めた。而してこれより推せば全島河川の上流にもかくの如き段丘の存在することが容易に察知することが出来るので總督府の一般地質關係職員も動員し主要河川三十九に付き調査した結果、何れも大小に拘らず段丘を有し砂金を含有する事實を確め得た。而してこの事實と現在迄の所、中央山脈砂金の根源を爲す豐鑛帶の發見されないことと併せ考ふるべきこの段丘砂金こそは其の根源を爲すものではなからうかと云ふ推定に到達し、速急これが本格的試掘採鑛を爲し分布狀況、合金品位を確めることとなつた。依つて昭和十五年度に於て豫算百九萬七千圓を以て總督府直營でこれが調査を進めた結果、既に精査を了したるタツキリ溪のドヨン段丘及其の溪口にあるロチエン段丘、ホーホス段丘並に臺中州下濁水溪上流の霧社段丘の一部には相當豐鑛部の存することを確め得たので昭和十六年度より之が採掘に着手すると共に、更に試掘にも併行し其の有望なものから逐次稼行に移すことになつた。



石炭鑛業

(一) 現勢概況

第一次歐洲大戰を契機として臺灣鑛業の大宗となり、爾來、總鑛産額の大半を占めて來た石炭鑛業は、其の後一時金鑛業の躍進に依り、其の地位をこれに譲つたかの感があつたが、今次事變の勃發に伴ひ其の優位を回復し、既述せる如く昭和十四年に於ては總鑛産額の六二%を占むるに至つた。而も現下全國を擧げて石炭逼迫の折柄臺灣に於ける斯業は克く島内需要の増加に對應し之が供給を確保して居るのみならず、内地に對して移出する外更に中南支方面の緊急需要をも充たしつゝある。斯くの如き斯業躍進の様相は左掲の石炭鑛區數の増加、特に隸行鑛區數の著増の趨勢によつても察知し得よう。

第四表 石炭鑛區及隸行鑛區狀況

年次	鑛區總數		隸行鑛區數	
	(A) 同上面積	(B) 同上面積	(C) 同上面積	(D) 同上面積
昭和十年	四六八	二九、五〇	一三三	六三、一八三
昭和十一年	四八二	三二、六〇	一七九	六四、五八八
昭和十二年	四九四	三三、四六	一九五	六五、六六八
昭和十三年	五三九	三五、七九	二九九	八〇、二七六
昭和十四年	五七九	三九、三五	三四二	九四、五五五
				(DB) 對する割合
				三〇・〇%
				三三・八%
				三五・〇%
				三九・一%
				六三・三%

而して從來臺灣炭業の躍進は専ら島外に於ける需要増が其の動因を爲してゐるのであるが、今次に於ける斯業の飛躍は島外輸出の好況もさることながら、特に島内需要の増加に因るところが大きい。即ち今臺灣に於ける石炭鑛業

の飛躍期を劃した大正八年と最近に於ける臺灣炭の需要内容とを對比すると左表の如く其の間の動向まことに昭然たるものがある。

第五表 臺灣炭輸出・島内消費割合

年次	輸出	輸	島内消費
大正八年	四・七%	四〇・三〇	五五・八三
昭和十三年	一八・五%	六・二	七五・二四
昭和十四年	一〇・〇	二・七	七六・二八

惟ふに斯くの如き需要部門の重心轉移は今時事變による一時的異常現象ではなくして、むしろ近時、農業一色から工業化へと必然的なる發展段階を辿りつゝある臺灣産業が今次事變により其の工業化への改編速度が促進された結果を反映するものであると考ふるべき。臺灣に於ける石炭鑛業の將來の動向に大なる示唆を與ふるものと言ひ得やう。さて、現下に於ける斯業の表相叙上の通りであるが、然らば、臺灣炭業の自然的條件隸行の現況はどうか。以下其の概要を摘記せん。

- 一、石炭の賦存地域 臺灣炭田と稱すべきは新竹州下大安溪より北東海岸に達する一帯で其の面積百平方里に及ぶ然し現在の主要炭業地は臺北州下特に基隆及び臺北附近で全産額の九割はこの地方の生産にかゝる。
- 二、炭質 基隆郡下の猴硯及武丹坑地内に無煙化したものが存するけれども其の量は極めて少く、臺灣炭の殆ど全部は瀝青炭若は褐炭である。而してこの中強粘結性の所謂油炭は少く、全産量の八五%は弱粘結性の所謂柴炭で其の代表的なるものゝ分析成績は左の通りである。



第六表 臺灣炭分析表

採炭地名	水分	揮發分	固定炭素	軟炭性狀	灰分	灰相	硫黃分	發熱量 (カロリー)	比重
臺北州 外木山	二七六	六・七六	三三・〇〇	粘結	一・二四	淡紅	一・三〇	六、九三〇	—
同 田寮港	三・四三	三九・五〇	五四・九六	微粘結	二・二二	褐	四・四五	七、四三五	一・二七
同 田寮港	四・六六	三八・〇八	五四・三八	同	三・三八	同	四・二四	六、八八五	一・二四
同 四脚亭	一・七八	四一・〇七	五七・二五	同	三・七七	淡褐	微量	七、四八〇	—
同 三瓜子	三・四〇	三六・八七	五七・五七	同	二・二六	灰	〇・八五	七、一五〇	—
同 山子脚	三・六七	三六・五六	五五・七三	同	三・〇四	褐	一・七	六、九三〇	—
新竹州 大澎溪	一・三七	三〇・三五	六六・二四	粘結	二・二四	同	〇・五六	七、五九〇	一・二六

三、炭層狀況 臺灣に於ける炭層は非常な薄層であつて、概ね一尺五寸乃至二尺、最優良のものとも雖も三尺内外に過ぎず而も地質的變動が多く層厚不整一なるの傾向がある。

四、採行經營狀況 右の如き炭層の條件に加へ從來斯業の發達を自然に任した爲、鑛區錯綜複雑し、一、二、三の鑛山を除いては極めて小規模で其の採行の方法も舊態依然たるものがあることは左掲二表によつて全貌を諒察するに難くないであらう。

第七表 石炭生産高別鑛山數 (昭和十四年)

生産高	鑛山數
一〇萬噸以上	五
五萬噸以上	一〇
一〇萬噸未満	九
三萬噸以上	一八
五萬噸未満	一八
二萬噸以上	三
三萬噸未満	五九

第八表 勞働者數別石炭鑛山數 (昭和十五年三月二十日現在) (但し臺北州下のみ)

勞働者數	鑛山數
五〇〇人以上	二
二〇〇〇人以上	二
五〇〇〇人以上	一
二〇〇〇人以上	一
五〇〇人以上	五
一〇〇〇人以上	一
五〇人以上	五
未滿	四
未滿	四
未滿	二
未滿	四

五、更に石炭の販賣が生産者ならざる純然たる石炭商によつて行はれ、特に三井物産、三菱商事兩社が全量の七〇%を取扱つてゐることも臺灣石炭界に見る一異色であると云へよう。

(二) 石炭鑛業の今後の動向

臺灣に於ける石炭鑛業の自然的條件及其の採行現況かくの如くであるが爲に、現状の儘の推移を以てしては年と共に増加する需要趨勢に對應する増産を期待することはかなりの難事であつて、現に島内各種産業の新興による勞務者の不足、賃銀昂騰、物價高が次第に石炭業の經營に影響し、増産への上昇線が兎角其の豫定線と一致しない傾向が特に最近注目される。依つて總督府に於ては増産を確保する爲應急方策として、昭和十五年度以降石炭増産獎勵金百數十萬圓を豫算に計上し、増産及新坑開發に對し獎勵金又は助成金を交付する外採算不引合のものに對しては其の生産費を補償することになつたのであるが、然し前述の如き臺灣の特殊事情に鑑み今にして根本的に其の恒久的需給對策を講じて置くに非ざれば鑛利保護を期することが出来ないのみならず、臺灣に於ける工業化に大なる齟齬を來し一般經濟界に及ばず影響も亦決して尠くない。依つて目下總督府に於ては將來の石炭對策の目標を(一)石炭の保續増産、(二)適正炭價の決定と其の維持(三)配給の合理化の三點に置き、其の具體策を樹て着々實施中であるが、結局前記目標の達成を圖る爲には、炭業金融と石炭配給とを同一機關に統合することが緊要事であるとの結論から早急臺灣石炭株式會社を設立することになつた。今當局發表の設立要綱を見るに左の如し。



臺灣石炭株式會社設立要綱

一、目的

本會社ハ臺灣ニ於ケル石炭ノ需給ヲ調整シ價格ノ適正ヲ圖リ石炭資源ノ開發ヲ促進シテ炭業ノ健全ナル發展ヲ期シ併セテ各種産業ノ興隆ニ寄與セントス

二、事業

- (一) 石炭ノ買入及販賣
  - (二) 石炭ノ移出移入輸出及輸入
  - (三) 石炭ヲ目的トスル鑛業ニ對スル融資又ハ投資
  - (四) 石炭ヲ目的トスル鑛山ノ調査、設計並ニ探鑛ノ受託
  - (五) 石炭ヲ目的トスル鑛業ノ爲必要ナル機械器具其ノ他各種資材ノ賣買並ニ貸貸
  - (六) 石炭ヲ目的トスル鑛業ノ經營
  - (七) 其ノ他石炭ノ需給調整、適正價格ノ保持並ニ増産ノ爲必要ナル事業
- 三、資本金並ニ資本ノ構成
- 資本金總額七百萬圓(株式ノ總數ヲ十四萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス)トシ資本金ノ構成ヲ次ノ通トス
- (一) 臺灣ニ於ケル石炭關係業者ノ引受 五割以上
  - (二) 其ノ他ノ引受 五割以内
- 四、本店及支店
- 本店ヲ臺北市ニ、支店又ハ出張所ヲ石炭ノ主要集散地及消費地ニ置ク

石油及天然瓦斯

(一) 石油 鑛業

臺灣に於ける原油產出油田は新竹州下及臺南州下に三ヶ所を數ふるに過ぎないが豫想油田地帯が西部一帯並に東部海岸山脈に涉り廣大なる地域を占めてゐること今日迄總督府の調査の結果判明した背斜軸數も三十四條に及び地質構造も石油の埋藏に好適してゐること、現在まで生産されてゐる油質の優良なること等併せ考ふるとき目下本格的開發の緒についたといつていゝ丈に其の將來が囑望される。

依て總督府では古くより開發の助成を爲し來つたのであるが昭和九年度より試掘補助金を年額三十萬圓に増額し更に昭和十一年度より臺灣に於ける油層の關係上深掘井試掘の要あることを認め、同年度より十四年度に至る四ヶ年繼續事業として三千米級の試掘井七本に對し總額三百六十一萬餘圓を以て之が經費の半額の補助を爲す外淺掘井の積極的開發を促進する爲昭和十二年度より十五年度に至る三ヶ年繼續事業として一千五百米級の淺掘井二十六本に對し總額二百六十萬圓を以て深掘井に對すると同様其の經費の半額を補助して來た。

而して右の結果昭和十三年八月新竹州下の深掘井一井が深度三千五百米に於て良質原油の產出を見其の後今日に至る迄當時と殆ど變らずに其の產出を續けてゐる事實を以て多年懸案たる深部油層の存在を確認し得たのみならず昭和十五年には臺南州下に於ても深度約千米に於て之亦極めて良質の原油を噴出し本島淺層油田の將來にも希望を新にすることが出來た。

依て昭和十五年度より更に四ヶ年繼續豫算三百六十八萬二千圓を以て深掘井六本に對し補助金を交付することとなり一方時局下石油増産を促進する爲に未開發油田の淺試掘井十二本に對しても總額二百十萬圓の補助金を交付する







(ロ) 天然瓦斯研究所

天然瓦斯の重要性に鑑み總督府は夙に中央研究所をして之が利用研究を爲さしめて來たのであるが、昭和十年度に於て、之が研究の促進を圖る爲新に豫算十五萬圓を計上し天然瓦斯研究所を設置し、爾來研究の範圍及規模を擴張し昭和十五年度に於ては豫算六十一萬圓に増額、専任の所長を置き職員も充實し之が研究に當らしめてゐる。而して本研究所は他の一般研究機關と異り其の研究の究極の目的は天然瓦斯利用の工業化に在るに鑑み最も緊要なる研究項目を選択して之が基礎研究を行ふのみならず進んで中間實驗、工場實驗をも一貫した研究方法を採り着々其の成果を擧げつゝある。

(直江丙午郎)

# 第七章 工業

沿革—工業の現況—工業成立の要件—各種工業の現狀—結語

## 第一節 沿革

明治二十八年臺灣が帝國の領有に歸するや、産業政策は基礎を科學に置き、一意開發に力を致すこととなり、先づ農民を指導して、耕種の法を改良し、續いて製造工業等に意を注ぎ常に各種の獎勵施設を行ひ、以て産業の進歩發達を計つて來たのであるが、自然の現象として産業振興の根幹を農業に置き、併せて農作物を基礎とする製糖、製茶工業等の振興に主力を注ぎ來つた爲め、其の他の産業は自然の進展に任せられたるの憾なき能はざるものがあつた。

(第一表大正十年生産高参照)

第一表 各種産業の生産額比較

種別	大正元年		大正十年		昭和五年		昭和八年		昭和十三年	
	生産額 千圓	指數	生産額 千圓	指數	生産額 千圓	指數	生産額 千圓	指數	生産額 千圓	指數
農業	九二,七三四	100	三〇〇,五八三	三二七	二五九,三三〇	二八〇	三三八,一七	二五七	四六〇,二二	四九六
水産業	二,〇四三	100	九,六三二	四七八	一六,七〇一	八二八	一五,九三九	七八〇	二,五五四	一二五
林業	一八〇	100	一〇,七三三	五九九	一一,八六六	六五八	一〇,四九五	七九六	一九,三三〇	一〇,七三三
工業	四六,九三四	100	一三〇,六八三	二九	二二二,〇五五	四九四	二〇九,〇〇九	四四一	三九四,一四七	九一七
其他	四,八二二	100	一〇,三三〇	二一〇	一五,一四一	三三八	一五,一九六	三三九	四九,九五三	一,二二四

第二部第七章 工業

二三五



計 一四六、七三三 一〇〇 三六三、三六〇 三三八 五五五、二〇〇 三六六 四八九、三〇一 三三四 九四七、一九九 六四七

然るに其の後の發展狀況に付て見ると林業は其の發達最も著しく、水産業之に次ぎ、農業の如きは他に比し極めて遅々である。之は、斯業本來の性質にも因らうが大正の初年既に相當の發達を來して居たと云ふことを立證する所以にもなる。

更に最近に於ける進展狀況を見ると第二表の如くである。

第二表 昭和十一年以降の各種産業の生産額

種別	昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年	
	生産額 千圓	指數	生産額 千圓	指數	生産額 千圓	指數
農業	五八八、三六六	四一九	四〇〇、九五五	四三五	四六〇、三三三	四六六
水産業	三二、六四二	一、〇五九	三二、三三二	一、〇四七	三三、五五五	一、一五三
林業	一五、一四七	八、四二五	一六、六六四	九、三三二	一九、三三〇	一〇、七三三
工業	三二二、〇〇七	六六六	三六六、八二〇	七七五	三九四、一四七	九一七
其他	三六、七三六	六四二	三六、三三三	八〇八	四九、九三三	一、二四四
計	七六六、三八九	五二四	八四二、〇六六	五七五	九四七、一九八	六四七

備考 指數は大正元年を一〇〇とす。

次に各種工業別に其の發展狀況を見るに第三表の如くであつて、之に依れば大正十二年から昭和五年の發展振りは食料品工業や其の他の工業即ち雜小工業の如きが著しい發達を爲して、金屬工業とか、化學工業の如き高度工業はさまで發達を示して居ないが、昭和五年から昭和十三年へと最近の發展振りを見ると前と逆に化學工業、機械工業、金屬工業の如き高度工業に其の著しい發展を見る。

第三表 各種工業別生産額比較

種別	大正十二年		昭和五年		昭和十三年	
	生産額	百分率	生産額	百分率	生産額	百分率
紡織工業	二、九七〇、五三圓	一・八%	二、四二七、七五圓	一・〇%	六、一三九、八四圓	一・五%
金屬工業	二、二九六、六三	一・四	三、七七八、七三四	一・六	二〇、八九〇、〇三九	五・三
機械器具工業	三、一八九、八三三	二・〇	五、七七七、三三三	二・五	一三、五二五、七五四	三・四
窯業	七、一四六、一〇一	四・四	八、一五〇、八六三	三・五	九、九七七、六二七	二・五
化學工業	一三、七三三、五九八	八・五	一五、一五六、〇五	六・五	三九、六六六、三七〇	一〇・一
食料品工業	一四、二三三、九七八	八・七	一八、二八一、五四六	七・八	二六五、七六二、八六六	六七・四
其他の工業	八、四八九、九五三	五・三	一三、九九八、九三二	六・〇	三八、一九四、六六五	九・八
計	一六、九九二、二六〇	一〇〇・〇	二二、二〇五、二〇六	一〇〇・〇	三九四、一四七、一八五	一〇〇・〇

第二節 工業の現況

(一) 工業の種類

臺灣の工業は第三表の如く、食料品工業を其の大宗とし、而も食料品工業中其の大部分を占むるは砂糖工業である次に之等各種工業中、昭和十三年産額五十萬圓以上に達する工業の種類と其の生産額とを第四表に示して見よう。本表から窺ひ得るが如く、其の多くは原始的産業に屬すべきものが多いが近き將來に於てはアルミニウム、マグネシウム、有機合成品、ゴム製品等の如き相當技術を要する工業品の増産又は出現を見るであらう。



第四表 各種工業額中五十萬圓以上に達するもの (昭和十三年)

種別	品目	單位	數量	價額	種別	品目	單位	數量	價額
紡織工業	麻	疋	三〇四、四三〇	九六八、〇一九	印刷用紙	バガス板	疋	二、一五〇、〇八五	二、九〇七、八九五
	綿織物	疋	九七六、六六三	三、二九七、二二〇		調合肥料	噸	九〇、五六六、五二一	九、六九六、〇五五
金屬工業	建築用金物	噸	六三三、〇六六	五、四八八、一六三	醬油	味	噸	一八七、四八一	二、四七三、六一三
	ボルトナット類	噸	一、四六六、〇五五	一、四六六、〇五五		味噌	噸	七、五八一、二九五	八三〇、四九六
機械器具工業	ブリキ罐	個	四、一一一、三四三	一〇、七二六、四〇一	麥酒	噸	二五、六〇四	九一六、一八四	
	製糖用其他各種機械器具及原動機	個	一〇、七二六、四〇一	八六四、二五六	清涼飲料水	個	五、六三三、五三三	一、七二四、五〇七	
窯業	普通煉瓦	萬	三、三九七、九七七	八六四、二五六	菓子類	個	五九、〇八二、二五〇	一八、八九一、三三五	
	瓦	萬	八六九、六八一	三、三九七、九七七	鳳梨罐詰	個	二、一一一、三九七	三、七二四、七〇〇	
化學工業	セメント	噸	一四八、七九五	三、五〇〇、二五〇	烏龍茶	個	三、五五七、一九三	三、六七六、九七〇	
	アルコール及變性アルコール	噸	六六六、六二八	五、四一〇、三九九	包種茶	個	五、九〇一、二七六	六、八四四、〇三二	
其他の工業	炭化石灰	噸	四、七〇四、四八〇	五、四一〇、三九九	麵類	個	一五、五三七、六八一	三、八二二、〇七二	
	精製樟腦	噸	六〇八、七三五	一、四八〇、三九九	穀粉	個	一〇、八三四、八〇〇	二、四一五、七二七	
其他の工業	油及蠟	噸	四、七六六、三四三	二、二七〇、三三五	家鴨煙製	個	一三、六九二、五三三	一、六七八、七四八	
	植物性油	噸	三、七三三、三三八	二、五八九、一九二	金銀紙	個	一、九四九、九九六	八六九、二二五	
其他の工業	油	噸	三、三三〇、九八八	一、一七三、九四八	竹細工	個	二、一〇九、八一三	五〇三、〇五三	
	過磷酸石灰	噸	二、二七〇、三三五	一、一七三、九四八	木細工	個	四、五八七、五九八	二、三七〇、五七八	

(11) 企業の形態

臺灣には製糖、製茶、罐詰工業を始め精米工業等に亘り、資源調査に依る工場數、八千七百七十五を算するも、其の組織に至つては一般に幼稚なるを免かれない。今、昭和十三年につき工業別に組織を示せば第五表の如くである。

第五表 工業別組織 (昭和十三年)

工業別	工場數	会社經營のもの	公司經營のもの	組合組織のもの	個人經營のもの
紡織工業	八三	六	二	一	七五
金屬工業	二九	一	一	一	二六
機械器具工業	三〇五	三	二	一	三〇一
窯業	七〇二	三	一	一	六九九
化學工業	四六四	三	一	一	四六〇
食料品工業	五、四九〇	一〇三	一	一	五、三八六
其他の工業	九八七	一〇九	一〇	八	八六〇
計	八、二二二	三三三	二六	三三	七、四〇〇

即ち、工場中會社若くは組合組織に依る共同經營工場は總體の九%にして他は悉く微細な個人經營に屬するものである。而も會社又は組合組織のものに於ても公司の如く任意組織に基くものを含めるを以て、本島工業の企業形態は之を概観する時は合理的形態に甚だ遠きものと云はなければならぬ。従つて資金の運用常に圓滑を缺き生産費の低減を容易に期し得ないものが多い。







礦	臺北州	畜産物	臺中州、高雄州、臺南州
生	中北部	魚	
水産物		生	全島各地
スツホン	全島各地	水	〃
石花菜及海藻類	臺北州、東海岸	牛	〃
鮪及旗魚	高雄州	豚	南部、東部
虱目魚及鱸	臺南、高雄、新竹州	印	全島各地
	高雄州	山	〃
	臺北州、臺東廳	家	〃
	臺北州、高雄州	鷄	全島各地
	臺南州、高雄州		

次に第一次歐洲戰亂當時の好況に刺戟せられて勃興した新興工業に付て見るに其の大部分は之が原料を島外の供給に俟つものが多い。即ち機械器具工業に於ける鐵材類、製粉工業に於ける小麥、肥料工業に於ける過磷酸石灰、硫安又は燐礦石、硫化鐵礦等は其の著例である。又手工生産に係る家内工業品中に於ても帽子の如きは其の原料の大半を島外に求め又新興工業中バガスバルブ及紙工業の如く之が原料の島内に豊富なるに拘らず、其の利用充分ならざるものが尠くない。加ふるに、一衣帯水の地にある南支南洋は各種の地下資源を始め地上農産資源も亦豊富であるから、之等をも一括考慮するときは將來の活用に期待すべきものが多い。

(二) 動力

臺灣電力界の現状を見るに電氣事業會社は臺灣電力株式會社の外、東臺灣電力興業、花蓮港電氣の二會社があつて

其の總發電力十數萬キロワットを擁し、其他製糖會社等の自家發電力及び官應用發電力等を加算する時は可成大きな電力を有することとなるも、尙未開發電力資源に至つては可成大きなものがある。即ち、臺灣に於ける電動力供給は從來は不同滑であつたが昭和九年、日月潭水力電氣事業の完成を見て以來電力量金の遞減となり、尙特殊工業に對しては特殊契約が行はれて居る爲に、可成諸工業の勃興を速進したのであるが、將來更に莫大な電力資源の開發が可能であるから電力を中心とする工業の新興には期待すべきものがある。

尙石炭、天然ガス、重油、バガス等は臺灣としては相當重要な動力資源であつて、殊にバガスは現在に於ける製糖工業燃料の殆んど總てを供給して居る次第である。

(三) 勞力

臺灣は由來殖民地として進展し來つたものであるから、出稼的勞力を包擁することが比較的多い。領臺後諸般の工業漸次勃興するに伴ひ農村人口の之が従業職工に轉向するものと共に多きを加へ、工業關係職工數は八百七十五工場にて男女合計九萬七千二百名に達した、之に副業的生産に係る、帽子、刺繡品等の従業人員を合算する時は相當多數に上る。

現在に於て既に斯くの如く多數の勞働者を有するのみならず、臺灣農業人口は年々著しい増加を示しつゝあるに依り農村人口の工業勞働への轉出の度は今後益々著大とならざるを得ざるに至る。而して之が勞銀は一般に低率であり且つ高溫勞働に馴れて居る點から見ても特殊技術を要するものの外は本島人職工を訓練し、工場勞働に服せしむるは有利なことである。

今、主要職工平均賃銀を内臺人別に表示すると第七表の通りである。



第七表 内地人別主要職工賃銀

種類	賃銀		種類	賃銀	
	内地人	本島人		内地人	本島人
建築工	1.00	1.00	製糖工	2.50	1.30
仕上工	1.00	1.00	製麵工	1.00	1.00
鑄造工	1.00	1.00	醬油醸造工	2.00	1.00
木型工	2.00	1.00	味噌醸造工	1.00	1.00
製鐵工	1.00	1.00	製材挽工	1.00	1.00
製鉛工	1.00	1.00	指物工	2.00	1.00
鍛冶工	1.00	1.00	指工	2.00	1.00
器具工	2.00	2.00	塵指工	2.00	2.00

即ち工業従事職工賃銀は特殊工及熟練工を除けば平均一圓一圓五十錢内外のものが多し。然しながら、之等職工は前述の如く大部分農村の餘剰人口に占められて居るのであるから、技術的に基礎を有する者甚だ少く、不熟練職工を主とする状態に在る。従て轉職の傾向が著しい。此の點は生産能率上遺憾とすべき點である。

(四) 需要

臺灣の工業品は領臺以來、之が市場を直に島内に需め得るの利便があつたから粗笨な工業品に拘らず相當の隆盛を見るに至つたけれども、一、二、三を除いては需要を充すに足らず、年々多額を島外からの供給に仰ぐの現状に在る。特に紡織工業品の如きは消費額の一小部分を供給し得る程度にして大部分は之を悉く島外の供給に俟つの状態である。要するに特種農産加工品を除けば、現在島内需要總額の半にも満たない状態に在るが故に、年々激増しつゝある本島

人口の現状に鑑みる時は益々其の増産を要すべく臺灣工業の將來は需要の點から見ても頗る弾力性に富めるものと云ふことが出来る。

第四節 各種工業の現状

臺灣に現在行はれつゝある工業は其の種類頗る多數であるが其の主なるものに付き概説を試みよう。(數字は特記なき限り昭和十三年の實績にして、會社名の次の( )は工場の所在地を示す。)

(一) 苧麻工業

臺灣に於ける苧麻纖維の生産は年約七十八萬疋に達し、之が島内に於ける需要は僅に三十萬疋であつて、其の他は總て移輸出せらる。

臺灣は氣候風土の關係上麻布の需要は相當多額に達するも、之が生産殆んどなく總て島外に需めつゝある。島内苧麻工場たる臺灣纖維工業株式會社(臺北市)は苧麻糸の生産を爲すに過ぎないが將來は苧麻織布業の發達をも見るに至るであらう。

(二) 黃麻工業

黃麻纖維の生産は年約一千四百萬疋、此の價額大約二百五十三萬圓程度であるが、其の需要は一千三百六十萬圓程度に達するので不足分を支那及印度方面から輸入して居る。島内に於ては臺灣製麻株式會社(臺中州豐原街)臺南製



麻株式会社(臺南市)があつて、島産黄麻を主原料として黄麻袋及び其の他の麻布を製造して居る。

(三) サイザルヘンプ工業

サイザルヘンプは熱帯特有の作物であつて、我國に於ては臺灣を唯一の生産地として居る。現在作付甲數約一千四百甲歩(一甲歩約一町歩)、年産額八十萬疋、價額三十六萬圓である。我國の船舶用ロープの原料は従來マニラヘンプに求めて居たのであるが、之が代用品を國內に需むるとせばサイザルヘンプが最も有望である。従つて斯業の如きは國家的見地よりして將來大をなすの要ありと考へられる。

現在の主要生産者たる臺灣纖維株式会社(高雄州恒春庄)は生産ヘンプをロープとして市場に提供しつゝある。尙右記纖維工業の他に臺灣紡績株式会社(未定)は近く島内に工場を新設し、雜纖維を利用する工場を新設せんとして居る。臺灣織布株式会社(臺南市)はス・フ及び人絹織物業を經營して居るが其の製品は島内需要の一小部分を滿して居るに過ぎなく。

(四) アルミニウム工業

アルミニウムは極めて重要な國防資材であるばかりでなく廣汎な用途を有する爲め近時其の需要は著しく増加してゐる。最近に至るまで我國には其の生産を見なかつたが、研究の旺盛と政府の助長政策よろしきとを得て今日では可成發達した。我が臺灣でも日月潭電力開發と相俟つて日本アルミニウム株式会社(高雄市)の新設を見、現在の高雄工場の外に近く花蓮港工場の開設をも見る運にある。

(五) マグネシウム工業

アルミニウムと共に重要な軍需資材である。旭電化株式会社の高雄工場、南日本化學工業株式会社の高雄工場も近く操業を開始する。

(六) ニッケル工業

従來本邦に生産を見なかつたニッケルを本島花蓮港に於て生産せんとして東邦金屬精鍊株式会社の新設を見た。近く事業を開始する。

(七) セメント工業

セメント年生産高は約二十二、三萬噸程度であるが、其の需要は百萬噸にも達する。本島は其の原料たる石灰石を南部東部に到る處に豊富に生産するので斯業の如きは大變有望なりと稱し得る。殊に臺灣セメント株式会社(高雄市)の所在地附近は全山石灰石より成り、原料の取得上極めて便利である。又其の製品は従來、南支、南洋へも輸出せられたのであるが今は總て島内で消費せられる。

右の外、臺灣化成工業株式会社(臺北州蘇澳庄)の新設がある。近く製品を出すので島内供給に資する處が大であらう。

(八) カーバイド工業



カーバイドの生産高は四百四十萬噸に達し、島内需要を満し尙多少は輸出し得られる。臺灣電化工業株式会社（基隆市）が其の生産工場であつて石灰窒素の原料たるの外漁業用、金屬熔接用等に使用せられる。

### （九）肥料工業

臺灣に於ける農業は、領臺以來著しい進展を爲し來つたのであるが、農業と密接不離の状態に在る肥料工業の如きは其の發達が極めて幼稚であるから速かにこれが完成を必要とする。

臺灣に於ける金肥の生産は石灰窒素の六千六百五十六噸、五百六十五萬八千圓、過磷酸石灰の二萬四百七十八噸、九十九萬八千圓、調合肥料の十萬一千八百九十八噸、一千八百八十三萬圓等にして總計一千三百三十九萬七千圓に達するも著しい不足状態に在るので、過磷酸石灰の四萬六千五百二十二噸、三百二十二萬五千圓、硫安の二十萬八千圓、三千四百二十萬九千圓、調合肥料の十三萬一千三百五十噸、一千三百六萬三千圓、大豆粕の十六萬四千八百五十九圓、一千四百五十九萬六千圓、硫酸加里の六千八百九十一噸、百一十一萬五千圓、鹽化加里二百四十四噸、三十六萬七千圓の輸入に依つて需要を満して居る。島内に於ける主な肥料工場は、過磷酸石灰及調合肥料を生産する臺灣肥料株式会社（基隆市、近く高雄市にも新設）及び石灰窒素を生産する臺灣電化株式会社（基隆市）である。

### （一〇）香料工業

香料の使用は原始時代から始り、人類文化の發達と共に其の利用も増加し今日に於ては既に嗜好品、奢侈品の域を脱し生活必需品となるに至つた。而して本島は亞熱帯に位し、地味風土其の他の點に於て東洋に於ける香料の寶庫と稱することを得べく、本邦天然香料の原料は本島を除いて他に之を求め得ない。

原料には香水茅（シトロネラグラス）、黄枝、茉莉、秀英、樹蘭、玉蘭、苦棟、露爪花、イラン、柑橘類、樟腦等がある。そして現に採油しつゝある会社には高砂香料株式会社（臺北市）、中山太陽堂（臺北州新莊郡下）、會田政治商店臺北工場（臺北州新莊郡下）、小川香料會社（臺中州員林）、鹽野香料株式会社（新竹州竹東街）等がある。

### （一一）パガス板工業

パガス板、通稱セロテックスは甘蔗パガスを主原料としたもので、板、スレート等の壁用品の代表品として重要用途を有するものにして本島に於ける生産高は百萬圓程度であつて尙將來増加の見込みがある。之が生産工場は臺灣興業株式会社（臺北州羅東街）、株式会社アルテックス製作所（臺北市）、マンテキス製作所（臺北市）、臺灣テキス製作所（臺南市）、合資會社鈴木組紙業工場（臺北市）、蓬萊紙業株式会社（新竹州中壢街）、日光テキス合資會社（高雄市）等であつて、それ／＼ケンテキス、アルテックス、マンテキス、臺灣テキス等の商品名を以て販賣せられつゝあるが何れも其の品位は大同小異である。

### （一二）パルプ及び紙工業

臺灣に於ける製紙工業は、印刷紙、竹紙、板紙等にして、竹紙の製造は臺中、臺南兩州を主とし、板紙は臺北市外士林なる臺灣製紙株式會社の生産に係り、印刷紙は昭和八年十月臺灣興業株式会社（臺北州二結社）のパガス荳及び木材よりの生産に係るものである。

之等中主要製品たる印刷紙は年産三百萬圓にして、其の需要は約六百萬圓なるも、三百九十三萬圓程度移出してゐる爲めに年に七百萬圓を移入しなければならぬ。パガスパルプ製造を目的とする工場に臺灣パガス工業株式會社



(臺中州大吐庄)及び鹽水港バルブ工業株式會社(臺南州新營)がある。此等のバルブは何れも内地上海方面に輸移だされる。

(一三) 植物油工業

植物油としては、落花生油、胡麻油、大豆油、茶油、桐油、蓖麻子油及び菜種油等を擧げ得るも、其の内、生産の多いのは落花生油、胡麻油、大豆油等である。落花生油の主要産地は臺南州、臺中州、新竹州、澎湖廳等であつて其の生産高、百七十三萬八千疋、八十一萬六千圓に達してゐる。胡麻油は臺南、高雄兩州下に多く産し、其の生産高、三十萬六千圓、大豆油は高雄市杉原製油工場に於て大連より輸入する大豆を以て製油せられ、其の高七十九萬圓に達す。

何れも食用として尊重せられるも、島内生産は需要に達しないから年々多數を移入しつゝあるの状態である。

(一四) 有機合成化學工業

臺灣有機合成株式會社は近く新竹州下に其の工場を建設し、以てカーバイドより有機合成品の製造を爲さんとしてゐる。

(一五) ゴム工業

臺灣ゴム工業株式會社はゴム靴、タイヤ、ゴムタビ、モミズリロール等製造の爲め臺北市外に工場を建設中であつて近く事業を開始する豫定である。

(一六) 帽子工業

臺灣産帽子には家内工業の大宗たる手編帽子の外に麥稈帽子、羅紗帽子、ヘルメット帽子、烏打帽子、運動帽子等もあるも、其の産額は何れも手編帽子には及ばない。手編帽子は主として臺中州清水、大甲、彰化及新竹州新竹、苑裡、後龍等に於て製編せられる。其の種類多く、原料によつて區別せば、紙帽、ウイスコース帽、マニラ麻帽、大甲帽、林投帽、檜帽等に分たる。

之等各種帽子は其の流行の變遷甚だしく帽子業勃興當時は林投帽、大甲帽のみなりしが、其の後紙帽の製造行はれるに及び其れ等は何れも衰微し、大正十三年頃よりはウイスコース、麻帽等流行し、最近に於ては全生産三百五十萬圓中約半分は紙製帽にして他の半分は檜及び其の他の原料を以て製したものである。之等は何れも米國其他の外國への輸出品である。

(一七) 製茶工業

茶の栽培及び製造は、臺北、新竹、臺中州下を主とし現在生産せられる品種は烏龍茶、包種茶、紅茶の三種を主とす。殊に紅茶は近年著しく其の品質改善せられ漸く内外に聲價を博するに至り、殊に最近の躍進振りには異常なものがある。生産高は烏龍茶三百七十一萬四千圓、包種茶三百六十七萬六千圓、紅茶六百八十四萬四千圓、綠茶一千五百圓に達する。

之等は海外への輸出を主とし、其の輸出高は烏龍茶二百四十五萬九百疋、二百八十九萬一千圓、包種茶二百九十八萬六千九百疋、三百四十三萬四千圓、紅茶四百十二萬九千六百疋、四百十萬五千圓に達す。尙此の外粉茶の三十四萬



二千圓の輸出がある。

(一八) 鳳梨罐詰工業

鳳梨罐詰工業に對し、其の發展上必要の施設を見るに至つたのは、近々十數年來の事ではあるが、其れと相俟つて最近に於ては各會社の合同も成り、今後の進展には大いに期待すべきものがある。

鳳梨の栽培は主として臺中、臺南、高雄の三州下に跨り、其の生産高は、五千九百八萬箇、一千八百八十九萬圓に達し内百九十五萬三千圓は輸出である。

第五節 結語

要するに臺灣の工業は、高度國防國家を建設し南方圏の一大中心勢力としての使命達成の爲に、輸出貿易振興の爲めに、將た又、島民生活の安定を確保せんが爲に、年々著しい進展を見せて來たのであるが、更に本島の工業は原料豊富、電氣動力亦豊富、勞銀は比較的安價、加ふるに南支南洋等一大消費市場を手近に控へる等の好條件と、島内外資本の投下、優秀技術の獲得等と相俟つて、臺灣の工業は益々發展するであらう。

(加藤晴治)

第八章 電氣事業

緒言—臺灣電氣事業概観—電力統制—電氣事業現況—計畫經濟下の電力事業

第一節 緒言

熱と光に恵まれたるわが臺灣では、米・砂糖・茶を始め農業を主産業とし、従つて河川の水利は主に灌漑その他の農業水利として農業臺灣の構成發展に貢献して來たのであるが、由來臺灣の地たる中央に山嶽重疊し而も峻険にして河川の勾配概ね急なるのみでなく、中央山地に於ける年降雨量は世界的に多重なるが爲め、水力發電地點廣く全島河川に遍ねく存在して居り、其の包藏動力資源は面積に比して著しく大なるものがある。

かくして大正八年日月潭貯水による濁水溪水力開發を契機とする臺灣電力株式會社の創立となり、これら老大な水力發電に依り農業地域臺灣を工業的に編成轉換せんとする翹望が臺灣官民の間に昂まるに到つたのである。本經濟年報創始の劈頭に於て臺灣電氣事業の發達の経路を概観し現況及將來に及ぶこととする。

第二節 臺灣電氣事業概観

以下臺灣電力株式會社を中心として臺灣電氣事業界を概観すれば次の如し。

一 臺灣電力株式會社創立以前



明治三十六年 總督府に電氣作業所開設せられ龜山水力發電所を開發す。

明治四十一年 臨時臺灣工部官制發布せられ、本島電氣事業の官營方針確立す。

明治四十四年 總督府作業所官制發布せられ電氣、水路、瓦斯事業等を管理經營す。

明治四十四年 嘉義市に嘉義電燈株式會社設立せらる。

此期間は臺灣電氣事業の創始時代で、大正八年七月臺灣電力株式會社創立迄の期間であつて、電氣事業は官營方針を以て經營せられて居たのであるが地方に於て電氣事業を經營するもの一時は十數社に及んだ事もあつた。

## 一 臺灣電力株式會社創立

臺灣電力株式會社は大正八年明石總督時代に十萬キロワットの日月潭第一發電工事を根幹として、臺灣文化の開發臺灣産業の振興を企圖するのみならず、更に進んで大いに南支南洋方面に對する發展の基礎を確立する趣旨の下に創立せられたのである。

政府が特に律令第一號臺灣電力株式會社令を發して之を半官半民の經營とした所以も、其組織並に營業方針等大體官營案の理想に庶からしめんとしたのに外ならぬのである。

以下本島電氣事業界の現在迄を五期に分ち沿革を概述すれば次の如くである。

第一期 日月潭工事起工期間（大正八年七月—同十一年六月）

大正八年七月 臺灣電力株式會社創立せられ直ちに日月潭工事に着手す。

大正九年八月 地方群小民營會社を合同して臺灣合同電氣株式會社創立せらる。

大正十一年六月 歐洲戦後の財界不況深刻となり日月潭工事資金の調達容易ならず、一時繰延を決定す。

此期間は一方地方に於ける群小電氣事業會社の合同進捗を見るあり、他方臺灣電力株式會社も日月潭工事を一時中止するに至つたけれ共、同社の一般營業は順調なる發達経路を辿り、創立當時一萬二千キロワットなりし電力需要は一萬六千キロワットに達し、年収入も五百萬圓となり、ほゞ同社の營業基礎は確立せられた。

第二期 日月潭工事中止期間（大正十一年七月—同十五年十二月）

大正十二年九月 臺灣電力株式會社では、日本興業銀行より資金借入の議纏り工事再着手準備中の處、關東大震災の爲資金調達絶望となり一時工事を中止す。

大正十五年十二月 臺灣電力會社では當時財界不況の爲め資金調達及電力消化の見込立たず、遂に「工事の打切」を聲明す。

此期間は電力不足を來し、新擴張及大口需要等は不得止謝絶するの状況なりしを以て、同社では工事打切聲明と同時に二水外車埕間の工費用鐵道を總督府に賣却したる資金を以て昭和五年松山火力〇千キロワット、昭和六年高雄火力〇萬キロワットの兩火力發電所の建設等電源補充計畫を樹て、一面需要促進の爲大正十四年四月供給規程を改訂し、料金の値下と共に新に電熱の供給を開始す。

第三期 日月潭工事再興準備期間（昭和二年一月—同四年十二月）

昭和三年三月 日月潭工事計畫確立の爲米國ストーン・エンド・ウエプスター會社に囑し工事設計内容を審査せしめ、大體適正なりとの鑑定を得。

昭和四年三月 日月潭工事再興の議決し、第五十六議會に於て工事資金の外債元利支拂政府保證案が貴族院の附帯條件付にて通過したるにより、一部準備工事に着手したりしも同年七月一旦中止す。

昭和四年七月 臺灣電力會社は臺灣電氣興業株式會社を合併し、資本金を三千四百四十九萬五千圓とす。



第四期 日月潭工事再興計畫再調及施工期間（昭和五年一月—同九年六月）

昭和五年一月 臺灣總督より新に工事設計工費豫算並に事業目論見等の調査を命ぜられ、同年九月成案を提出し、

工事再興外債募集の認可を受く。

昭和六年十月 本工事に着手す。

昭和七年九月 嘉義電燈株式會社は新竹電燈株式會社を合併し、資本金を百五十萬圓に増資し同時に臺灣電燈株式會社と改稱す。

昭和九年六月 日月潭第一發電所竣工、所定の検査を経て諸準備を了し、七月營業送電を開始す。

此期間に於て臺灣電力會社は日月潭工事完成を前提とし、昭和五年五月及同九年五月の二回に亘り料金の値下を斷行せる外、擴張勸誘に努力せる結果需要は著しく躍進し、期間末需要七萬キロワット、年収入一千萬圓に達したり。斯くして同社は日月潭工事完成を契機として電気事業に専念し、會社創立の使命を達成する爲舊來兼營の瓦斯事業及製氷事業は之を他會社に移譲したり。

第五期 日月潭工事完成後期間（昭和九年七月—同十五年十二月）

昭和十年九月 日月潭第二發電所建設資金充當の目的を以て、現在資本金三千四百四十九萬五千圓を四千五百七十五萬圓に増加す。

昭和十一年五月 臺灣電燈株式會社は資本金を三百萬圓に増加す。

昭和十二年八月 日月潭第二發電所〇萬〇千〇百キロ竣工し、九月營業送電を開始す。

昭和十四年三月 臺灣電力會社電気試験所及び松山電気製鐵試験工場の第一期工事を終了す。

昭和十四年四月 北部火力發電所〇萬〇千キロワット竣工す。

昭和十四年五月 東臺灣電力興業株式會社創立せらる。資本金二千萬圓（四分の一拂込）

昭和十四年六月 圓山及び新龜山發電所の工事に着手し目下進捗中にして、新龜山發電所は昭和十六年初に竣工の豫定。

昭和十四年六月 臺灣電力會社は資本金を七千萬圓に増加し、七月十日第一回拂込を完了せり。

昭和十五年八月 臺灣電力會社は臺灣合同電気株式會社を合併し、恒春電気株式會社及び南庄電気商會を買收し、同時に資本金を七千二百萬圓に増加したり。

昭和十五年十二月 臺灣電力會社は臺灣電燈株式會社を合併し同時に資本金を七千七百四十萬圓に増加したり。

昭和十五年十二月 本島に於ける電気料金を都鄙料金の均一化方針に即し、臺灣電力會社では前記合併諸會社の料金引下を圖り、先づ臺灣電力會社の水力系統に屬する供給區域に就ては、一齊に同社並に料金の引下を斷行し、澎湖島及び舊恒春電気會社の供給區域に就ても夫々の料金引下を爲したり。

此期間は日月潭第一及第二發電所の完成によつて本島に於ける電力充實に伴ひ電気需要も急速に起り、〇〇萬餘キロワットを超へ各種の産業擡頭し、臺灣工業化政策は愈々具體的となるに至つた。

### 第三節 臺灣に於ける電力統制

本島に於ける電気供給事業は明治三十六年總督府が電気作業所を開設し、臺北州文山郡新店庄に龜山水力發電所を起し臺北市に供給し始めてから、電気供給は全島的に官營の方針を以て、明治四十一年臨時臺灣工部官制の發布と共に水利事業の附帯事業として經營し、尙四十四年總督府作業所官制發布せられ、電気瓦斯事業等分離して本島西部主要地域に亘り經營し、東海岸其他西部地帯に於ても官營に依り難き地方に於ては地方的に私營を許可して來



然るに從來の官營方針は前記の如く大正八年に至つて、日月潭水力發電を契機として、民營に移すこととなり、臺灣電力株式會社令發布せられ、資本金三千萬圓を以て臺灣電力株式會社が設立せられた。而して官營事業は、一千二百萬圓の現物出資として同社に引續がれた。

同社創立と前後して、臺灣に於ける電力統制は着々として進捗し、西部臺灣に於ける電氣事業者は會つては十數社にも及んだ事もあるが、夫等は大部分臺灣合同電氣株式會社及び臺灣電燈株式會社の二社に統括せられ、東部臺灣に在つては、三會社が花蓮港電氣株式會社（同社は昨年東部電氣と改稱）に統一せられ、本島電氣事業の合同は大いに進捗を見たのである。

次いで昨年前記臺灣合同電氣及び臺灣電燈株式會社は、臺灣電力株式會社に合併せられ、南庄電氣商會及び恒春電氣株式會社の二社は買収せられ、西部臺灣に於ける電力統制は全く完成を見るに至つたのである。

東部臺灣電力事業は從來東部電氣株式會社（花蓮港電氣改稱）及び臺東に於ける合同電氣株式會社の二事業者に依つて行はれて居たが、東部臺灣に於ける豊富なる水力電源を急速に工業的に開發せしむる爲、十四年五月資本金二千萬圓の東臺灣電力興業株式會社の創立を見るに至つた。

同會社は臺灣電力株式會社と異なり、本會社の發電力を夫々の工業に使用せんとする種々なる産業會社の合同出資の下に、一つの合同自家發電を行ふ組合制として設立を見たるもので、其の出資者及び出資内譯は、日本アルミニウム株式會社二十萬株・東邦金屬製錬・朝鮮化學工業・東洋電化工業各株式會社夫々六萬四千株・鹽水港製糖株式會社五千八百株・其他二千二百株となつて居る。

而して東部に於ける統制電力事業者として花蓮港電氣株式會社を主體とする東部電氣會社の創設を見るに到り、臺

灣には東西兩統制會社の成立を見るに至つたのである。

以下本島電氣供給事業者統制の變遷を圖示すれば次の如くである。

### 一 臺灣電力株式會社創立（大正八年）

#### 電氣作業所

（明治三十六年開設官營）

（大正八年臺灣電力に譲渡）

#### 埔里社電燈株式會社

（大正三年設立埔里街）

（大正九年臺灣電力に合併）

#### 宜蘭電氣株式會社

（明治四十四年設立宜蘭街）

（大正十年臺灣電氣興業に合併）

#### 臺灣電氣興業株式會社

（大正十年設立臺北市）

（昭和四年臺灣電力に合併）

### 二 臺灣合同電氣株式會社創立（大正九年）

#### 澎湖電燈株式會社

第二部 第八章 電氣事業



・(大正二年設立馬公街)

(大正九年臺灣合同電氣に合併)

桃園電燈株式會社

(大正三年設立桃園街)

(大正九年臺灣合同電氣に合併)

朴子脚電燈株式會社

(大正七年設立朴子街)

(大正九年臺灣合同電氣に合併)

臺東電燈株式會社

(大正七年設立臺東街)

(大正九年臺灣合同電氣に合併)

中港電燈株式會社

(大正八年設立竹南庄)

(大正九年臺灣合同電氣に合併)

東勢角電燈株式會社

(大正七年設立東勢庄)

(大正八年臺灣電化に合併)

臺灣電化株式會社

### 三 臺灣電燈株式會社創立 (明治四十四年)

(嘉義電燈改稱)

新竹電燈株式會社

(明治四十五年設立新竹市)

(昭和七年嘉義電燈に合併)

嘉義電燈株式會社

(明治四十四年設立嘉義市)

### 四 東部電氣株式會社創立 (大正九年)

(花蓮港電氣改稱)

花蓮港電燈株式會社

(大正六年設立花蓮港街)

(大正九年花蓮港電氣に合併)

玉里電燈株式會社

(大正八年設立玉里庄)

(大正十一年花蓮港電氣に合併)



鳳林電燈株式會社

(大正十一年設立鳳林區)

(大正十一年花蓮港電氣に合併)

### 五 恒春電氣株式會社創立 (大正十一年)

阿緞拓殖株式會社

(大正九年兼營恒春庄)

(大正十年恒春電氣に讓渡)

### 六 南庄電氣商會創立 (大正十三年)

會新商會

(大正十三年兼營南庄)

(昭和七年南庄電氣商會に讓渡)

### 七 臺灣電力へ統制完了

(イ) 營業讓渡

恒春電氣 (昭和十五年八月)

南庄電氣 (昭和十五年八月)

(ロ) 吸收合併

合同電氣 (昭和十五年八月)

臺灣電燈 (昭和十五年十二月)

## 第四節 電氣事業の現況

### (イ) 發電所出力

先づ西部臺灣に在つては現在發電所出力は、發電力合計〇〇萬キロワットに及び内水力は八〇%を占め常時運轉として火力は補給及豫備として居る。發電所に於ける最近一ケ年間の發電量は約〇億萬キロ時に達し、發電量の増加極めて旺盛である。

然るに夫等電源も本島に於ける最近の需要著しきため、之が對策として目下北部地方に新龜山・圓山二水力發電所を施工中にて、更に日月潭系河川濁水溪上流〇〇高さ一〇〇米堰堤を築造によるもの及び中部の大河川大甲溪の大規模開發に着手して居るが、目下鋭意工事中である。

東部臺灣に於ては、木瓜溪・タツキリ溪に三水力發電所の建設に努力中である。其の一つは最近竣功の豫定である。

### (ロ) 電氣需要

西部臺灣の送配電網は殆んど全市街庄に普及し、現在契約電力は〇〇萬キロワットに達して居るが之が、電氣普及状態を内地に比較するときは、昭和十二年末に於ても電燈は、人口百人當り内地六十六燈に對し臺灣は十八燈であり、電力需要戸數百戸當り内地六十馬力に對し、臺灣は十八馬力であつて未だ今後の需要増加も相當期待すべきものが残されて居る。



電氣需要増加の趨勢を見るときは、最近の状況は三〇%内外に達し、電燈時代から電力工業時代に入りつゝある。本島が尙産業發展の途上に在り、電氣供給地として前途好望なることを如實に立認するものである。

(ハ) 電氣料金

東臺灣電力興業會社の電氣料金は特殊のものであるから暫く措き、臺灣電力株式會社の料金を紹介することとする。

同社は其創立の使命に鑑み、臺灣の電氣文化の向上、産業振興並に中小工業助成を圖る爲、機會ある毎に料金値下を斷行して來た。創立以來全般的料金値下をなしたのは大正十四年四月、昭和五年五月(日月潭工事着手前)、昭和九年五月(日月潭工事竣工直後)、昭和十四年四月の四回であつたが、此外昭和十二年三月には供給規程有効期間満了を待たず、日月潭第二發電所竣工を機會に電力料金の値下を爲し、中小工業の助成を圖つたのである。

右一般供給以外に本島工業化の線に沿ふ重要産業に對しては、時に採算を度外視して特殊料金を以て既に供給し、又は供給せんとする方針を堅持して居る。斯くて一意専心同社の使命達成に向つて努力した結果、今日に於ては一般供給料金、特別供給料金共に内地各地の現行料金に比較するも何卒遜色なき域に達して居る。次に同社の現行料金の二、三を表示すれば次の通りである。

第一表 定額電燈料金

ワット別	一ヶ月電氣料金	ワット別	一ヶ月電氣料金
一一・五	五五錢	二〇〇	七〇錢
四〇〇	一四〇〇錢	一五〇〇	二四五一錢
六〇〇	一四二〇錢	二〇〇〇	三三四〇錢
一〇〇〇	一四八五錢		

第二表 従量電燈料金

使用電力量	電氣料金	使用電力量	電氣料金
一〇キロワット時迄	一八錢	キロワット時當り單價	
以上 五〇キロワット時迄超過分	一五錢		
以上 一〇〇キロワット時迄超過分	一二錢		
以上 五〇〇キロワット時迄超過分	一〇錢		
五〇一キロワット時以上超過分	八錢		

契約燈迄	最低料金	契約燈迄	最低料金
一ヶ月最低料金	一四五〇錢		
以上 一〇燈迄超過分一燈に付	三〇錢		
以上 三〇燈迄超過分一燈に付	二五錢		
以上 一〇〇燈迄超過分一燈に付	二〇錢		
以上 五〇〇燈迄超過分一燈に付	一五錢		
五〇一燈以上超過分一燈に付	一〇錢		

第三表 従量電力料金

使用電力量	電氣料金	使用電力量	電氣料金
キロワット時當り單價		キロワット時當り單價	
高壓渡	四・七〇錢	低壓渡	五・〇〇錢
二〇〇キロワット時迄			



契約馬力	最低料金	一ヶ月最低料金
五馬力迄一馬力に付		四・〇〇圓
以上 一五馬力迄超過分に付		三・三〇
以上 三〇馬力迄超過分に付		二・八〇
以上 五〇馬力迄超過分に付		二・二五
以上 一〇〇馬力迄超過分に付		二・一〇
以上 二〇〇馬力迄超過分に付		一・九〇
以上 一、〇〇〇「キロワット」時超過分	四・二〇	四・四〇
以上 五、〇〇〇「キロワット」時超過分	三・七〇	三・九〇
以上 一〇、〇〇〇「キロワット」時超過分	三・一〇	三・三〇
以上 五〇、〇〇〇「キロワット」時超過分	二・七〇	二・八〇
以上 一〇〇、〇〇〇「キロワット」時以上超過分	二・三〇	二・八〇

備考 一、二〇〇馬力は特別契約となる。  
 二、最低料金は高低壓共に同じ。

### 第五節 計畫經濟下の電力事業

本項に就ては、第三部第三章「臺灣工業化の諸問題」の項に於て詳述せられて居るが、此處に一言すれば本島は帝國本土に比較して幾多特有の産業資源、即ち金・鐵・石炭・天然瓦斯・石灰石・工業鹽・バガス・纖維植物及び熱帯植物等を包蔵するのみならず、更に南方支那及び南洋並に其接水地域方面に及べば資源は無盡蔵である。加ふるに本

島は地勢高峻にして、三千米（一萬尺）以上の高山は臺灣脊梁山脈中に四十八座を有し、本島總面積の三分の二は山嶽と云ふも過言ではない。本島の地勢は幅最も廣き處で一六〇杆内外に過ぎず、島内を南北に連貫通するに右の如き高峰あり、従つて河川の發源孰れも近く、上流は勿論往々中流と雖も懸崖絶壁で急勾配をなし水流急である。従つて降雨の状態は北部と南部とに依つて時季が異り、平均降雨量も内地に比して大であるから、河川の流量も豊富であつて季節に依つて豊水や濁水が生ずることが少ない。之は臺灣水力の優秀性を如實に物語るものである。従つて有利なる水力資源が全島に分布して、未開發水力資源は其の筋の調査に依れば、二百五十萬キロワット以上と稱せられ、天然の貯水池日月潭は云ふに及ばず、貯水池地點や高堰堤地點に恵まれ流域變更其他の方法に依つて、發電事業をして一層有利ならしめる事が出来る。

第四表 臺灣島内の未開發電源豫想表

區部	單位キロ	東部	單位キロ	單位キロ	
下淡水溪	三九三,〇〇〇	花蓮溪	一五五,〇〇〇	大麻里溪	五,〇〇〇
曾文溪	七四〇,〇〇〇	秀姑巒溪	一五〇,〇〇〇	知本溪	五,〇〇〇
濁水溪	三六四,〇〇〇	タツキリ溪	二一〇,〇〇〇	計	八三三,〇〇〇
烏溪	三三九,〇〇〇	大濁水溪	三三〇,〇〇〇		
大甲溪	三二四,〇〇〇	大南汛溪	三〇,〇〇〇		
大安溪	九八,〇〇〇	宜蘭濁水溪	四一,〇〇〇		
頭前溪	五三,〇〇〇	卑南溪	一〇〇,〇〇〇		
淡水溪	一八八,〇〇〇	大馬武屈溪	一九,〇〇〇		
計	一,七三三,〇〇〇	呂家溪	五,〇〇〇	合計	二,五七六,〇〇〇



茲に於て本島の豊富低廉なる電力資源と本島内外の諸資源とを組合せ本島工業の發展を圖るため、西部に於ては臺灣電力會社をして之に當らしめ、東臺灣はその特異なる地勢の爲めに低廉なる電源を包藏してゐ乍ら、從來交通不便の爲め電源の開発も空しく放置せられてゐたのであるが、銃後生産力の擴充は刻下の急務なるを以て、昨年五月東臺灣電力興業株式會社を設立し、東西兩社相俟つて帝國の生産力擴充に即應し、本島動力資源の活用に進進し近く工業の確立、南進基地建設に協力し、東亞共榮圈に於ける臺灣の經濟的特殊使命の達成に邁進せんと企圖してゐる次第である。

(下村秀一)

## 第九章 商業

商業者—商工業組合—商會議所—有價證券業—倉庫業—生命保險—損害保險

### 第一節 商業者

昭和五年の國勢調査によれば臺灣に於ける商業者數は二十一萬三千三百八十人で全有業者の一・九%に當り農業者の六七・七%に次いで多數を占めてゐる。更に之を内臺別にすれば内地人の商業者は二萬九百七十一人で内地人の二三・二%を占め本島人の商業者は十七萬九千二百四十二人で本島人の一〇・七%に當つてゐるが其後十年間に於ける臺灣の商業は非常に發達し殊に本島人の商業的進出には目覺しいものがあるから本島人の商業者は激増してゐるものと思はれる。尙これら商業者の中には金融業者、接客業者、周旋業者等が含まれてゐるから、これらを除外して物品販賣業だけについて見るとその數は十七萬二千八百四十六人でその中店舗を持つてゐる業主は六萬五千人で三八%に當り他は従業員及び店舗を持たぬ商業者でこれによつて見ると當時の臺灣全世帯數八十八萬四千四百六十一に對し八%に當る商店があつたわけである。

第一表 業種別商業者數 (昭和五年)

物品販賣業	一七三、八八八人	物品貸貸業預り業	一、三五九
媒介周旋業	七、六七八	娛樂興行に關する業	四、六六一
金融保險業	二、四〇七	接客業	三三、七五六
		其他の商業	七三三
		計	二三三、八八一



第二表 職業別商業的職業者數 (昭和五年)

物品販賣業主	六五,〇〇八	商業助手	三九,九八一
仲買人、周旋人	三,七一九	注文取、外交員	二,五八一
興行主、娯樂場經營主	七二〇	集 金 人	五三三
其他の商業主	三三一	露店商人、行商人、呼賣商人	三六,五八一
店員、賣子	二一,六九六	其他の商業的職業	八三〇
計		計	一六五,五九九

次に全島の物品販賣業に就て述べたいがその資料が無いから、昭和十二年四月に行はれた臺北州商業調査に基き臺北州下の物品販賣業状況を記述して参考に供することにする。先づ臺北州全體の人種別店數並に賣上高を見ると次のやうになつてゐる。

第三表 臺北州下物品販賣業調査

人 種	店 數		賣 上 高	
	店 數	一店當賣上高	賣 上 高	一店當賣上高
内地人	二,五六一(二九・九%)	六〇,四三三(二五・八%)	一六九,五四九,九〇〇(四四・四%)	二一,四四〇
本島人	二,八三二(六六・六%)	一六九,五四九,九〇〇(四四・四%)	五,六八五,三〇〇(一・五%)	八,五五六
外国人	六六(一・六%)	五,六八五,三〇〇(一・五%)	一四九,九七七(三八・八%)	四九,五三四
法人	三四八(一九・九%)	一四九,九七七(三八・八%)		

更にこれを臺北市について見る。昭和十一年末現在の臺北市總人口は二九二、三四〇人で内地人八三、五三〇人(二八・六%)、本島人一九〇、四三五人(六五・一%)、朝鮮人二七九人(〇・一%)、外国人一八、〇七四人(六・二%)となつてゐるが、この臺北市に於ける物品販賣業者は個人と法人の兩組織を通じ七、一八五店で各種營業業者總數一一、九一一人中其の六〇・三%を占め、これを消費世帯數に割當て見ると九・一世帯毎に一店あることとなつて居り全市

總戸數に對しては一一%の比率を示してゐる。又業態別によつて其の營業狀況を比較すれば其の數に於ては小賣業者が最も多く四、七三九店(七六・二%)、卸小賣兼業は九八一店(一五・八%)、卸賣業者は五〇一店(八%)の數を示してゐるが、其の賣上高に於ては卸賣商一三八、八六二、〇〇〇圓餘、卸小賣商八一、二二九、〇〇〇圓餘、小賣商四四七六三、〇〇〇圓餘となつて居り、從て一店當り平均賣上高は卸賣商二十七萬七千圓、卸小賣商八萬三千圓、小賣商九千四百圓となつて居る。更に人種別業態別に其の賣上高を見れば次のやうになつて居り本島人の商業的進出には驚くべきものがある。

第四表 臺北市物品販賣業調査 (昭和十二年四月)

業 態 別	店 數		賣 上 高		一店當賣上高
	店 數	賣 上 高	店 數	賣 上 高	
内地人	卸 賣	一〇六店	九,九二九,八〇〇圓	六六,六七圓	五八,三三圓
	卸小 賣	三三三	三,八七三,三二〇	六六,三三三	四六,七五八
	計	一,二六五	八,九八八,〇六〇	七〇,〇〇九	七,五七六
本島人	卸 賣	一,七〇六	四一,七三三,一七〇	二四,四六三	二二,一三〇
	卸小 賣	二,六三店	三八,五八八,〇〇〇圓	九七,三三圓	一,〇七四,〇九五圓
	計	四,三三九	八〇,三二一,一七〇	一二一,七六六	一三,二四五
外国人	卸 賣	九店	五三〇,〇〇〇圓	五八,三三圓	
	卸小 賣	二四	一,一三三,三〇〇	四六,七五八	
	計	三三	一,六六三,三〇〇	一〇五,〇九〇	
法人	卸 賣	九三店	九九,八九〇,八八九圓	一,〇七四,〇九五圓	
	卸小 賣	九三	三七,〇五六,四〇〇	二八四,五九四	
	計	一八六	一三六,八四七,二八九	一,三五八,六四四	

臺灣の商業者は年々増加しつつはあるが過剰ではない。即ち昭和十四年の内地六大都市に於ける世帯數一、〇〇〇に對する小賣業者數は東京市一六七、横濱市一六六、名古屋市一九一、京都市一八〇、大阪市一七九、神戸市一七〇となつてゐるが、昭和十二年に於ける臺北市のそれは僅に八七(世帯數六五、四七四、行商を含む小賣業者數五七〇三)



といふ率を示して居つて内地に於けるが如き過剰といふ現象を呈してはゐない。又産業組合はその發達が遅れてをり従て其の配給部面における活動は活潑ではなく、又消費用品の大部分はこれを内地に仰いでをりその地理的關係から工業會社が直接販賣に乗出す機會も少いので臺灣に於ける商業者の活動分野は相當に廣いのである。従つて臺灣では中小業者の問題は殆んど論ぜられてゐない。最近内地で喧かましい轉失業問題等も現在のところでは眞剣に考へなければならぬ程逼迫してはゐないのが臺灣の實情で、只臺灣としては生活程度の低い本島人商業者が漸次内地人商業者の分野を侵蝕しつつあるが、これをどう解決するか最も大きな問題である。商業者の免許制度は内地と異つた意味に於て必要なものではあるまいか。

### 第二節 商工業組合

臺灣に於ける商工業者は従來同業者間の競争が少かつたので同業組合を組織して營業上の利益増進を圖るといふ域には達して居らず、殊に本島人間には其の民族性から此の種組合の結成を見るものが少かつた。又商業組合法等を行して中小商工業者を經濟的疲弊から救はねばならないといふ程窮迫もしてゐない幸福な状態に置かれてゐたので、臺灣には産業組合法、重要物産同業組合法以外の組合法は施行されてゐない。然るに支那事變の進展に伴つて經濟統制が強化され、商工業者はこれに順應する爲め同業者相集つて組合を組織することが必要となり、内地では商業組合、工業組合が物資の配給、價格の統制その他の重要任務を擔當することになつたが、臺灣では前述の如く商業組合法、工業組合法が施行されてゐないので協定價格を申請する必要上法令に基かない物資別、地域別の任意組合が全島各地に濫立するに至つたのである。次表は此の任意組合の數の變遷を示すものであるが、昭和十五年には更に激増して臺北市のみでも其の數四百三十餘組合に達して居り全く混沌たる状態に在る。

第五表 全島商業組合數

	大正十		昭和十		昭和十	
	五年末	七年末	二年末	三年末	四年末	五年末
臺北州	二	五	三〇	七四	二六	
新竹州	二	六	一九	四五	八六	
臺中州	一	六	四三	八四	一三三	
臺南州	五	二二	五〇	七三	二二六	
高雄州	六	一三	四二	一〇三	一三六	
臺東廳	〇	〇	三	七	九	
花蓮港廳	七	九	一六	二六	三六	
澎湖廳	二	三	七	七	一三	
計	二五	六六	二〇〇	四一九	八四七	

備考 尙此の外設立年月不詳のもの二二あり

商業者は單に一品のみを取扱ふものは少く、殊に最近比較的多種類の物品を取扱ふものが多くなつたので、従て一業者は數個乃至十數個の組合に加入しなければならぬわけ、負擔過重の點からも又統制を徹底させる必要に迫られてゐる。而も將來は商業者の物品取扱數量は相當減少すると見なければならぬから、物資の配給を目的とし且法令に基く鞏固な組合を必要としてゐるのである。總督府當局では既にこれが立案にとりかゝり、臺灣の特殊事情を考慮して商業組合と工業組合とを合體した統制組合或は經濟組合とも稱すべきものを作るとの事であるが、其の實現の一日も早いことが要望されてゐる。

### 第三節 商工會議所

商工會議所は商工業の改善發達を圖る重要な機關なるにも拘らず従來臺灣にはこの機關は無かつたのである。尤も各地に商工會議所に類した商工會、實業會なるものがあつて内臺人が各別に組織してゐたが、其の存在の意義を有しないものが多かつたので、昭和十一年十月二十七日律令第四號を以て臺灣商工會議所令が公布せられた。この律令は大體に於て内地の商工會議所と其の内容を同一にするものであるが、臺灣の特殊事情を考慮し次の點に於て異つてゐる。



- 一、議員の定数は四十人以上以内である。
- 一、議員の半数は之を會員中から選舉し、半数は臺灣總督が任命する。
- 一、業種代表議員制度がない。

現在臺灣には九の商會議所があり、その議員數及會員數は次の通りである。

第六表 全島商會議所一覽 (昭和十四年)

會議所名	議員數			會員數				合計
	民選	官選	計	法人	内地人	本島人	朝鮮人	
臺北	三〇	三〇	四〇	三五五	五〇七	八三五	一	一七二七
基隆	一八	一七	三五	九一	三七	四三	一	七四二
新竹	一〇	一〇	二〇	六	四九	三三	一	三〇〇
臺中	二五	二五	三〇	六二	一三三	八六	一	六〇〇
彰化	一〇	一〇	二〇	三七	三	三九四	一	五三二
嘉義	九	一〇	一九	五五	二五	三三七	一	四六二
臺南	一五	一五	三〇	八九	一四九	四〇	一	六三八
高雄	一四	一六	三〇	一〇六	三八	三三	一	六六六
屏東	一〇	一〇	二〇	二六	四八	三六	一	三〇一

尙此の外に全島商會議所の連絡統制機關として臺北に臺灣商會議所があり、この會議所には臺灣總督の認可を受けて外國(主として南支南洋)に在る商會議所に準ずる團體を加入させることが出来る。

### 第四節 有價證券業

臺灣に本社を持つ株式會社數は昭和十三年末に於て五百九十一社資本總額は五億二千六百萬圓、株式總數は一千万株に達して居り、尙昭和十二年六月調査による内地會社株の島内所有高は配當のあつた個人所有のものだけでも九十萬株に上つて居る。又國債の島内保有高は臺灣銀行の調査によれば昭和十四年末に於て二億二千三百萬圓に上つて居る。而して是等有價證券就中株式の賣買は逐年増大の一途を辿り、從來の賣買出來高は一ヶ年間約五、六百萬株と推定されてゐたのであるが、臺灣米穀移出管理令の實施に伴つて臺灣正米市場組合は閉鎖せられ、最近正米取引から有價證券の賣買に轉ずる者が續出しつゝあるからその賣買高は相當増加し、或は七、八百萬株位には達してゐるのではないかと豫想されるのである。

現在證券の賣買取引を行つてゐる有價證券業者所謂株屋は全島に散在し、其の數は百五十數店の多きに達してゐるが、臺灣には内地に於ける有價證券業取締法の如き彼等を取締る規則がないから、相當程度の資産を有する者は十指に満たず、其他は概ね資力薄弱で清算取引を主たる營業としてゐるものが多く、而も實は所謂吞行爲を常習としてゐるので、僅かの相場變動に對しても支拂不能等に陥り、その他證據金の流用、手数料の二重仕拂等委託者の被る損害には甚大なるものがあつたのである。右のやうに有價證券賣買の機構が紊亂してゐる爲め、一方に於ては眞面目な證券賣買委託に不安を生ぜしめて正常な證券投資が阻害され、又他方に於ては不當投機を誘發する傾向があつて、かゝる間隙に乗じて内地ポロ株が多數流入し不堅實な業者によつて不公正な取引が行はれ、不當投資を助長すること大なるものがあつたが、最近山一、野村、藤本の三大證券會社が本島に進出し、夫々臺北に支店を設置して健全なる投資の指導に當りつゝあることは喜ばしい限りである。



元來有價證券の賣買は主に内地人の間に行はれ、臺灣在住民の九四%以上を占める本島人は土地家屋に投資するか時に或は死蔵するか等の慣習があつて公債株式等の有價證券に對する投資觀念を缺如してゐるから、臺灣の有價證券政策としては先づ現物取引を旺盛にし本島人に有價證券に對する認識を深めさせることが先決問題である。

現在臺灣に證券取引所が無いため地元株の大部分には公定相場が無く、有價證券業者が自店に於ける賣買を基礎として作製する仲値表によつて僅かに其の相場を知り得る現狀に在るから、島内銀行の證券擔保放資割合は内地の四八%に對し一一%といふ低率である。又最近の臺灣工業化政策に伴つて各種の製造工業會社が新設、或は増設されつゝあるが、島内の事業資金は出來得る限り島内で調達することは今後の本島産業開發上重大なる意義を有するものである。右に述べたやうに最近の有價證券賣買高の急増と取引所が無いために生ずる證券取引上の弊害の除去、或は本島の工業化政策に伴ふ新設事業會社の資金調達圓滑化等を目的として總督府當局では臺灣に證券取引所を設置する計畫をたて、近くこれが實現を見んとしてゐる。

### 第五節 倉庫業

臺灣で倉庫業を専門に經營してゐるものは臺灣倉庫株式會社のみである。尤も運送業者、小運送業は倉庫を建設し之を利用してはゐるが、何れも自己取扱の貨物を短期間保管するに過ぎないから、こゝでは臺灣倉庫株式會社について記述する。尙臺灣には倉庫業法は施行されてゐない。

臺灣倉庫株式會社が設立されたのは大正十五年であるが、當時運送金融諸部門の事業は相當發達してゐたが、倉庫業のみは企業としては成りたゝないので、閑却放擲され不便を感じてゐたので總督府、製糖會社、運送業者、貿易商、砂糖商、臺灣銀行、各地有力者等が相圖り官民協力して倉庫會社を創設することとなり、こゝに資本金一百萬圓（現

在二百萬圓に増資）四分の一拂込を以て設立されたのがこの會社なのである。前述のやうに最初は企業として採算が採れないので事業に必要な倉庫は官設倉庫の無料貸與を受け、總督府からは年額一萬八千圓の補助金を貰ふといふ寛大な條件の下に事業を開始したのであるが、其後社有倉庫を建造して官設倉庫の一部を返還し漸次採算が採れるやうになつたので、大正十一年度以降は補助金の下附は廢止せられ倉庫使用も有料となつて今日に及んでゐる。昭和十五年九月末に於ける同社の倉庫坪數は社有倉庫一萬三千三百餘坪、管理倉庫即ち貸下官設倉庫一萬餘坪、合計二萬三千三百餘坪で最近の保管貨物入出庫高は次のやうになつてゐる。

第七表 臺灣倉庫保管貨物入出庫高

	昭和十四年度		昭和十五年度	
	個數	價格	個數	價格
繰越	六三、三二九	六〇、三三〇、〇八圓	三七五、九六一	五、六六、四七圓
入庫	一四、七三、八二二	一〇一、八三三、八四圓	一七八、九、五、三三圓	一、七、七、七、三、九四圓
出庫	一五、〇一〇、〇九〇	一〇三、一七、八、〇五圓	一〇、一五九、五三三圓	一、七、七、七、三、九四圓
殘高	三、七五、九六一	五、六六、四七圓	一、八、九、九、三、八	

保管貨物の主なるものは輸移出品では臺灣米、砂糖、茶等であり、又輸移入品では織物製品、人造肥料、雜食料品、油脂及蠟、雜織物、陸産肥料、機械類、木材、雜綿、金物製品、雜穀、麥粉等であるが、支那事變後國家總動員計畫の遂行、經濟諸統制の強化によつて物資輸移出入状態は異變を呈し従て保管貨物の内容も相當變化したことは勿論である。

臺灣と内地との地理的關係及便船出入港關係上移出入貨物の大部分は通過貨物で長期に亘り保管される貨物は比較



的少いので、臺灣の倉庫業はその固有業務である保管業のみに依存することは出来ない。従て附隨業務である荷役業に力を入れなければならない。實情に在るが、今同社昭和十四年度利益金の内譯歩合を見るに陸上荷役賃収入四〇%、海上荷役賃収入一八%、保管料収入一九%、貸庫料収入一七%、手数料其他の雜収入六%となつて居り、収益の六〇%は荷役賃収入によつてゐるのである。

尙現在は主として連絡倉庫の利用が行はれてゐるに過ぎないが、將來島内各地の文化水準が高まれば消費倉庫の用にまで進むであらうし、又最近各種物資の消費規正から其都市の必要量を其都市に保有しなければならぬので、多少消費倉庫の必要性が一般に認識されるやうになつた。最後に倉庫證券に就て一言しなければならぬが、元來本島人には有價證券に對する知識がなく、加之以前運送業者によつて貨物の假渡なるものが慣習的に行はれてゐた爲め、臺灣に於ては倉庫證券の流通を見ることは甚だしい。

### 第六節 生命 保險

臺灣の生命保險事業は内地に本店を持つ次の二十二會社が島内に支店、支部、支社、出張所等を設置して經營に當つて居り、これに従事する外務員四千六百餘人、代理店数は二千三百八十餘店に及んでゐる。

千代田、帝國、明治、日本、第一、三井、安田、日華、住友、野村、太平(日産)、日清、大同、大正、片倉、有隣、前川、富國徴兵、第一徴兵、國華徴兵、日本徴兵、日本教育。

最近三ヶ年の年末契約高は次のやうになつて居り、又純増加契約も年々増加の一途を辿つてゐる。

昭和十二年	契約件數	契約高	純増加契約件數	純増加契約高
	二六、三三件	三六、一六、三六圓	三、九三件	五〇、三六、一六圓

昭和十三年	二九、四、六〇	三三、〇七、八三圓	五、四、〇六	五三、九〇、九七
昭和十四年	三三、三三	五〇、八七、六七圓	五、〇六三	八〇、七九、八三圓

次に収入保險料並に諸利息、支拂保險料並に解約其他の返戻金について見るに

昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	
収入保險料	三、二七、〇八九	一、二九、一、三四	一八、七七、二六八
諸利息	九七、四九三	一三三、三〇〇	八七、〇四三
支拂保險金	五、五九、六五五	一、四九、三六五	四、三三、〇七九
解約其他の返戻金	一八二、四二一	二〇二、三六七	二二五、八八九

となつて居り、年々一千萬圓乃至一千五百萬圓の資金が内地に流出するわけで、從來資金の地方還元問題はやかましく論ぜられてきたのである。而して昭和十四年末に於ける保險證券擔保貸付金は七、一〇〇、四七一圓、島内投資額は四〇、五五〇、二七三圓となつてゐる。

臺灣は内地に比し民度低く殊に本島人は保險に對する認識を缺き、時には賭博と同一に考へるものも相當あるので、従て其の失効解約率も高い。又本島人の死亡率は高く短期死亡による損害も多いにも拘らず、從來各社とも内地の經驗死亡率による保險料を徴してゐたが、日本生命では昭和十六年一月から本島人に對して臺灣住民死亡率から割出した保險料を課すことになつたから將來は他社もこれに倣ふことと思ふ。

臺灣には簡易生命保險法も、郵便年金法も施行されてはゐないが、簡易生命保險事業は昭和二年府令第五十三號の「簡易生命保險及郵便年金ニ關スル郵便振替貯金特別取扱規則」によつて昭和二年十年一日から實施して居り、最近三ヶ年の年度末契約高は次の通りである。



第九表 簡易生命保險契約高

年次	契約件数	契約高	収入保険料
昭和十二年	四一、六八〇件	九八、六九八、四九二	五三〇、三二五
昭和十三年	五三、五七一	一二四、三四六、六五七	六七、〇四八
昭和十四年	六三、五三三	一五四、〇七、〇三〇	八六、二九七

次に昭和十四年末現在の内臺人別一件當平均保険料及平均保険金額を見れば次の通りで、これを内地のそれに比較すれば遙に高額である。

第十表 簡易生命保險内臺人別平均保険料及保險金額

地 人	保 險 料		保 險 金 額	
	小兒保險	成人保險	小兒保險	成人保險
内地	〇・八〇	一・三四九	一八・五〇	二四三・三九
本島	〇・九七五	一・三九八	一八・五〇〇	三三〇・七三
平均	〇・八九〇	一・三〇八	一八・二〇〇	二四九・六〇
内地(比較)	〇・七三三	〇・九三七	一五・八〇〇	一八六・七〇

更に人口千人當契約件数即ち普及率を見るに、内地人三四九・五、本島人九一・一、平均一〇五・九となつて居り朝鮮の一〇二・四(内地人六七〇・三、朝鮮人八五・四)には稍優るが内地の四九六・六、樺太の五〇三・九、南洋の四八七・〇に比較するときは格段の差がある。尤もこれは實施年数が異なるからではあるが内地の實施十三年目に當る昭和三年の普及率は一九七・六であるにも拘らず、臺灣に於ける實施十三年目昭和十四年は前記の如く一〇五・九

である。又解約失効率も内地は〇・〇一三八であるが、臺灣では〇・〇二八七一といふ高率になつて居る。これらの現象は普通生命保險の項で述べたやうに本島人は保險思想を缺いてゐる上に一般に生活程度低く、加之取扱郵便局数の少いことに起因するものである。尙死亡率も内地〇〇・一四〇一、臺灣〇・〇二〇八四で殊に本島人の死亡率は高率であるが、普通生命保險の場合と同じく内地の保險料をそのまま課してゐる。

簡易生命保險の積立金は市街庄の保險加入高から割出した金額を限度とする市街庄への貸付金として地力に還元することに努めて居り、その金額は二千五百三十萬圓に達して居る。

第七節 損害保險

臺灣の損害保險事業は島内に本店の在る大成火災海上保險株式會社と、内地に本店を持つ三十の會社並に一外國會社によつて營まれ、その種類には火災保險、海上保險、運送保險、傷害保險、自動車保險、盜難保險、信用保險、硝子保險及航空保險の九種があるが、海上保險以下の各種保險は總て火災保險會社の兼營事業となつてゐる。而して昭和十四年末に於ける代理店数は千七百六十九店、之に従事する外務員数は二百八十二人でその種類別、營業會社數、契約高、収入保險料、支拂保險金は次の通りである。

第十一表 損害保險契約高

會社數	件數	契約高	収入保險料	支拂保險金
火災保險	三三	一七、二九二	六四、四八五、〇八八	二、〇七七、〇三五
海上保險	三三	二、五七七	三三、二七五、七二四	五九五、二七三
運送保險	一六	六六	八七四、三六六	七四、二二五
			一三、四四五	二一〇、六九八
				六七〇



傷害保険	一三	三〇五	六八、四一六	三、四八八	二四六
自動車保険	八	一七	九、三〇〇	一、五九三	六
盗難保険	四	七	二、〇〇〇	七	一
信用保険	二	四	一五、〇〇〇	七	一
硝子保険	四	四	二、九六五	二二	一
航空保険	六	一	一	七	三〇

尙損害保險會社の島内貸付金は皆無であるが、投資額は昭和十四年末現在で四百六十五萬九千圓である。從來猛烈な競争を續けて來た火災保險會社は昭和十年に臺灣火災保險協會を組織し、嚴重な規約を設けて營業上の統制を圖ることゝなつた。

(石橋憲治)

## 第十章 貿易

總説—外國貿易—内地貿易

### 第一節 總説

改隸前に於ける本島の貿易は支那本國を主要相手國とする所謂内國貿易で外國貿易としては輸出は香港、北米合衆國向、輸入は英吉利、香港、印度等を仕出地とするものが多かつたやうであつた。而して之を貿易品に就て見れば本島よりは特産物として烏龍茶、砂糖、樟腦等少數の搬出があつたのに反し、本島に搬入されるものは各種綿糸布、阿片、煙草、石油を始めとし被服類、食料品、日用品、諸雜貨等多種多様に亘つてゐた。然し貿易のバランスは常に超であつた模様である。即ち明治二十一年以降七箇年間に就て見るに二十二、二十六年の總貿易額千二百萬圓を最低に、二十七年の千九百餘萬圓を最高として平均千四百萬圓程度であり、此の間年々の出超額は二十六年の二百六十萬圓を最高として平均百八十萬圓内外であつた。

改隸後の貿易は時に多少の盛衰はあつたが、金融、交通機關の整備進展と産業の興隆に伴ひ年を逐うて増進し、明治三十年の貿易總額三千百萬圓に對し十年後の四十年には五千八百萬圓と殆ど倍加した。

本島幣制改革に依る通貨の安定は各種産業の伸展に拍車をかけ、特に糖業の急速なる發達は製糖機械の輸入と砂糖の移出を増加せしめ明治四十三年に至り貿易總額は遂に一億圓を突破するに至つた。然るに明治四十四年及翌大正元年と引續き襲來した暴風の被害により四十四年に四百五十萬擔と言ふ未曾有の記録を示した砂糖の生産高は、大正元年には二百九十餘萬擔に激減し、翌二年は更に其の半にも達せざる百十九萬擔となつたが、此の暴風被害は砂糖のみ



ならず米其他の農作物も亦甚大なるものあり、斯くして島内經濟界は著しく萎縮したる折から大正三年歐洲大戰の勃發となり、日獨國交の斷絶は財界に一大衝動を與へ、本島内外貿易も何等の伸展を見せず、同年の貿易總額は一億千百萬圓と近年に於ける最低記録を示すに至つた。

其後歐洲大戰の進捗と共に本島重要物産たる米、砂糖、石炭等を初め諸物價軒並に昂騰して財界活況を呈し、大正六年頃よりは既設事業の擴張、新企業勃興の機運に向ふと共に貿易も亦急速に伸展し同年二億を突破した。大正七年十一月の休戰條約成立後翌年三、四月の頃迄財界は一時沈靜状態に陥つたが間もなく反動的氣勢加はり、諸物價は天井知らずの奔騰を續け、各種事業の新設擴張亦頻りに行はれ財界は當に全盛を謳歌するインフレ時代を出現した。然るに翌九年三月に入り財界は頓に反動の兆を萌さし、爾來株式、商品は暴落に暴落を重ね、信用は縮小し金融は梗塞して急轉直下一大恐慌と化し破綻するもの整理縮小を要する事業會社續出したるにも拘はらず、同年に於ける本島貿易は鐵道材料、木材、洋灰、肥料等の輸入増加せると砂糖、樟腦、石炭等の輸出旺盛なりし結果前年に比し五千六百萬圓を増加して三億八千八百餘萬圓と空前の巨額に達した。之を大正元年に比較するに僅々八年間に實に三倍餘の躍進振であつた。が十年には一舉に一億餘圓の激減を示し、翌十一年は更に減少して近年に於ける最低額二億七千六百餘萬圓に落ち込んだ。

大正十二年に於ける關東大震災及昭和二年の金融恐慌は本島にも少からざる影響を及ぼし、金融梗塞に因る事業界の沈滯、物價低落、商取引の不振を招來したが倅ひ十二年以降は本島主要産物の生産増加に依り貿易は大勢逐年伸展し、昭和四年總額四億七千六百餘萬圓と改竄以來の最高記録を作つた。

濱口内閣は成立當初より金輸出禁止を解除して貨幣制度を名實伴ふ金本位に復せしめ、之に依り財界の本格的立直りを策するを以て緊急を要する政策なりとし、之れが達成の爲め自ら國家財政の整理緊縮を斷行すると共に民間に對

しても極力消費節約の勵行を奨勵し、昭和五年一月遂に金輸出禁止を斷行した。其結果國內人心は著しく緊張し、輸入の減退により國際收支は大に改善せらるるものと期待せられたるも、圓價の回復、海外市場不利の狀態に輸出も亦不振に陥り豫期の成果を擧げ得なかつた。之に反し金の海外流出夥しく、爲めに國內通貨及信用の收縮、國民購買力の減退、株式、商品の激落、事業界の不振窮迫、失業者の増加等を招來して國內財界は惡化混亂するに至り更に滿洲事變の勃發は財界に一大衝撃を與へ不況は愈々深刻化するに至つた。此狀態は忽ち本島にも波及し昭和六年の貿易總額は四億圓臺を割り三億八千六百萬圓に凋落した。昭和六年十二月金輸出再禁止の結果圓價下落して我國輸出貿易好轉し、一方政府の時局匡救政策の實行及滿洲事變による政府支出の増加は軍需工業を始め一般事業界を潤ほし、又物價も騰勢に轉じて内地財界は漸次好調に向つたが本島財界も之れに伴ひ好轉し、主要産物中砂糖が八、九兩年に亘り減産したのを殆んど唯一の例外とし他は何れも逐年生産高増加して居り、従つて本島貿易は昭和七年以來好調を示し特に支那事變勃發後躍進して十四年には十億圓を突破した。十五年に於ける貿易狀勢は下期に入り計數發表禁止せられたる爲め總額を知る事は出来ないが、上半期中既に五億七千七百餘萬圓に達し居り、物價高其他の事情等より見て下半年期は更に相當の伸展を見た事と推察せられる。

## 第二節 外國貿易

### (一) 對外貿易趨勢

明治三十年の貿易總額三千百萬圓の内、外國貿易は其の八割餘、即ち二千五百萬圓を占めて居たが、明治三十二年内地品に對する關稅撤廢せらるる一方、外國品に對しては輸入防止策として數次に亘り關稅の引上げが行はれ、内臺



航路の開發により従來香港若くは支那を經由して輸入されて居た内地産商品は直接移入され、又本島物産の販路も内地に移行した爲め對内地貿易の好調となりしに反し、外國貿易は輸出入共漸次凋落を示し、明治四十年の貿易總額は僅かに二千萬圓となり十年前に比し五百餘萬圓の減少を示した。

然るに翌四十一年頃から本島糖業の勃興となり、製糖用機械、包蔗、肥料等の輸入増加し、四十四年には産糖高四百五十萬擔に達し過剩糖の海外輸出をさへ見るに至り、四十三年以降大正二年迄は總額三千萬圓臺を維持して居たが大正三年歐洲大戰勃發して財界は世界的に混亂沈衰し、本島對外貿易は三、四兩年再び三千萬圓臺を割るに至つた。

大正五年以降は大戰の影響を受け各種物資の需要増加、價格昂騰に加へ支那への仲繼貿易も旺盛を極め、輸出貿易活況を呈し、一方本島糖業の隆盛、一般財界の好況に伴ひ肥料、包蔗、麻袋其他の輸入も亦著増し、大正八年には對外貿易額實に九千九百餘萬圓といふ未曾有の隆盛振を示したが、其後は大戰後の世界的不況の影響を蒙つて萎縮し、十年以降三ヶ年は遂に七千萬圓臺を割るに至つた。大正十三年以降は主として對外爲替相場の有利なるに刺戟せられ對支輸出の伸展を見、一方米糖界の好況に包装材料、肥料等の輸入増加し大正十四年より昭和二年迄貿易總額一億圓を突破するに至つたが、昭和三年以後支那に於ける日貨排斥や國內財界の不況を反映して漸次衰退し、昭和七年には遂に半減して五千萬圓の大關門を割るに至つた。

昭和八年以降は支那に於ける執拗なる日貨排斥の爲め、同方面の貿易不振を告げ全輸出貿易は之が影響を受け、八年は前年に比し微減したが九年は二、三の品目を除く外一般に輸出増加し、特に新興紅茶の如き前年に比し一舉二百三十餘萬圓を増加して輸出總額二千六百餘萬圓に回復し、十年には支那に於ける日貨排斥運動の緩和と銀價の暴騰に對支輸出増加し、加ふるに米國向烏龍茶、南洋向包種茶等好調なりし爲前年に比し一千萬圓の増加を示したが、十一年に至り再び排日貨の再燃と、銀相場暴落等の爲め對支輸出は極度に衰退し、歐米向紅茶、樟腦、鳳梨罐詰等の輸出

相當増加したるにも不拘、同年の輸出總額は三千萬圓を割つた。反之島内財界好況の爲め物資の需要旺盛を極め輸入は逐年増加して十一年には四千八百八十萬圓に達した。

昭和十二年に入り支那に於ける日貨排斥運動は其の勢愈々猖獗を加へ七月七日遂に支那事變勃發となり、同方面の輸出貿易は著しく衰退したが、廣く世界に販路を有する紅茶の輸出は五百八十八萬餘圓と飛躍的増加を示したのと、種々貿易伸展策構せられた結果輸出總額は前年に比し僅かながら増加し、輸入は爲替管理強化による抑制策效を奏すると共に主要輸入品たる硫安は内地産の割安に押されて外國物の輸入は前年に比し一舉三百餘萬圓を減少し、穀、セメントも夫々百萬圓の著減を示した結果大豆、包蔗等幾分増加したのもあつたが、輸入總額に於ては結局四百六十萬圓の減少となり、貿易總額に於て三百七十萬圓の減少を示した。十三年は海外市場思はしからず、紅茶百八十萬圓、樟腦九十萬圓を首め第三國向輸出は可成りの減少を示したが、滿洲、北支方面への進出目覺しく輸出額砂糖千六百六十萬圓、包種茶三百四十萬圓、烏龍茶二百九十萬圓、米二百萬圓、此四品目の前年比較輸出増加實に千二百餘萬圓に達し、輸出總額は前年に比し六百四十萬圓を増加して三千六百餘萬圓を示した。滿洲、北支方面に對し本島米の大量進出を見たのは實に空前の事に屬し特筆すべき事である。一方輸入に於ては米、糖の豊産と、價格騰貴の刺戟によつて肥料の輸入千七百餘萬圓に達し、前年に比し百三十萬圓の増加を見たる外は管理強化により概ね減少し、輸入總額は五百五十萬圓を減じて三千八百餘萬圓となり、輸入超過額は僅々二百三十萬圓と實に大正七年以來の最小額に止つた。

時局以來漸騰を續けて來た國內物價は十四年九月歐洲大戰勃發を契機として更に暴騰の氣配を示し、遂に物價停止令の發動を見たが、斯くの如き物價高に加へ本島に於ては主要物産の増産及事業界の活況に財界好調を示して各種物資の需要増加し、一面歐洲戰亂は樟腦、紅茶、烏龍茶等第三國向輸出を著しく増進せしめたる一方、滿洲、支那に於ける砂糖、茶、米等島産品の需要亦旺盛を極めた爲め十四年の對外貿易は輸出入共飛躍的伸展を示した。即ち昭和十



三、十四年期の本島産糖高は二千三百六十萬擔と言ふ驚異的増産を示したが、内地及滿支に於ける需要旺盛の爲、供給之に伴はず市價昂騰し、四月に至り遂に最高價格の公定を見るに至つた。米は天候不順に禍され前年に比し幾分の減收に終つたが、全國的減産見越に之亦市價騰貴し殊に本島に於ては移出米の管理實施を十一月一日に控へて相場は記録的奔騰を示した。斯く内外狀勢の好轉に本島輸出貿易は著しく好調を示し、之を主要品目に就いて見るに前年に比し砂糖の千九百萬圓増を筆頭に包種茶四百九十萬圓、石炭二百四十萬圓、紅茶、烏龍茶、米、樟腦、織物等百萬圓以上増加を示したるもの九品目を數へ、其他何れも數量、金額共に増加し、輸出總額八千三百萬圓と改隸以來の最高記録を示した。一方輸入に於ても島内財界好調による物資需要を反映して前年に比し肥料の六百萬圓増、大豆の百五十萬圓増を首め、各種品目共數量に於ては減少したるもの無きに非ざるも金額に於ては概ね増加し、輸入總額は前年に比し千二百萬圓増の五千百萬圓に達し、貿易總額一億三千萬圓を突破したのみならず、實に三千二百萬圓の輸出超過を見た事は年々多額の輸入超過を常態とせる本島海外貿易として空前の事である。

昭和十五年の貿易狀勢に就ては詳細發表の自由を有せぬため茲には主として上半期中の實績を示し下半期はその大要を誌すに止める。昭和十四、五年期砂糖生産高は昨秋に於ける暴風被害等の爲千八百八十餘萬擔と前年に比し四百餘萬擔の減産となり、島内に於ても切符制實施により消費抑制せられたるも輸出餘力減退して上半期の輸出高は前年同期に比し微減を示した。其他の農産品も天候關係で概ね減産し、従つて輸出は數量に於て減少したるもの少くなかつたが、引續く價格好調の爲め金額に於ては却つて増加したるもの多く、殊に滿洲、關東州方面に於ける青果物の需要旺盛を極め、芭蕉實、蜜柑の輸出四百萬圓に上り、茶、鳳梨罐詰、樟腦等も亦好調にて輸出總額四千九百萬圓に達し前年上半年期に比し千三百萬圓を増加した。輸入に於ても値上りの爲め數量の減少に反し價額増加せるもの多く、輸入總額は七百萬圓を増加して三千二百萬圓に達し、結局貿易總額に於て二千萬圓、輸出超過額に於て五百七十萬圓を夫々

増加して上半期の海外貿易は前年同期に比し著しき進展を示した。而して下期に入り烏龍茶、包種茶の輸出と、肥料の輸入は稍不振であつたが、砂糖、紅茶、青果物、鳳梨罐詰の輸出及大豆、飼料の輸入を首め對外貿易は大勢益々好調を示し、特に輸出の増加顯著なりし模様なれば十五年中に於ける對外貿易は輸出入金額は勿論輸出超過額に於ても未曾有の巨額に達した事と思はる。

### (二) 貿易 尻

本島對外貿易狀勢の大要は前述の通りなるが貿易尻は入超を常態とし、明治二十九年以降昭和十三年迄四十三年間に於て出超を示したのは僅かに明治年代に於て二十九年、三十年、三十五年の三箇年と、大正四、五、六年の三箇年合計六箇年に過ぎず、而かも大正年代の出超は歐洲動亂の爲め歐洲品の出廻り不振に乗じ島産品の東南洋市場進出を促進した特殊事情に因るものであり、爾餘の三十七箇年は何れも入超であつた。而して入超金額も相當巨額に上つて居り、昭和元年以降十二年迄に見れば四年の三千百萬圓、十年の八百萬圓を最高、最低額として年平均千七百萬圓に達して居るが、十三年には僅々二百萬圓に激減し、十四年は逆に三千二百萬圓と言ふ巨額の出超に轉じ、十五年は上半期中に於て既に千六百萬圓の出超を示して居る。如斯貿易狀勢の急轉回を見たのは砂糖、米、茶、青果物等本島重要生産品の滿洲、北支、關東州への直接輸出が激増した結果であり、此狀勢は當分持續するものと思はれる。

### (三) 主要貿易品及相手國

本島産業界は日月潭電力工事の完成を契機として漸次工業化の機運を促進し、近年に至り各種工業の勃興を見つあるも未だ其の基調は農業にあり、主要物産も多くは農産若くは其の加工品である。従つて輸出品の主なるものは砂糖、米、茶、青果物、樟腦等であつて茶は北米合衆國を最大輸出先とし、英國及南洋各地へ輸出されて居たが、近年



砂糖、青果物、鳳梨罐詰等と共に關東州、滿洲、北支方面の需要旺盛を極め、又從來専ら内地の需要に充てられて居た砂糖、米も最近に至り直接輸出を見る事になり、是等の地方の島産品の最大輸出先となつて居る。樟腦は本島の特産品として殆んど北米合衆國に輸出せられ大正初期の頃より第一次歐洲大戰中好調を示し、大正六年には四百六十萬圓の巨額に達したが人造樟腦の影響もあり其後は一進一退を繰返し最近は二百萬圓前後に減退した。

輸入品の大宗は肥料で殆んど輸入總額の半を占め、内大豆粕は大正八年以降兩三年を除いて年々一千萬圓以上に及び、昭和十四年には二千三百萬圓の巨額に達した。硫酸其の他の化學肥料は大正末葉以來獨逸、英國、米國品の競合となり、昭和三年千二百萬圓に達したが其の後内地肥料工業の勃興發達につれ漸次減少するに至つた。次に位するは大豆（食料、飼料）及麩であり、昭和十四年には前者六百五十萬圓、後者二百七十萬圓を占めて居る。以上の物資は上海より積出さるる麩の外は何れも滿洲、關東州産として多くは大連積出により輸入せられ居り、此兩地方は輸入に於ても亦最大の取引額を示して居る。砂糖、米等の包装材料の内麻袋は主として印度産で、昭和十年には總額三百五十餘萬圓の最高輸入額を示したが、支那事變發生以來極力古袋の回收再使用によつて最近は三百萬圓臺を割つてゐる。包帯は支那産であるが香港を仕出地とし大正八年の二百四十萬圓を最高とし、近年四十萬圓乃至六十萬圓に激減してゐるが、之は以前専ら包帯を使用して居た砂糖の包装に麻袋が使用されるに至つた爲めである。阿片及葉煙草も以前は輸入品として重要な地位を占め曾ては阿片は六百四十萬圓、葉煙草は百六十萬圓に達した事もあるが、阿片は吸飲者の漸減により、葉煙草は島産品代用の結果近年輸入額は至つて微々たるものとなつた。

何支那は本島と人種を同じくし且つ地理的に最も近接して居り、従つて交易上に於ても密接の關係にあること論ずる迄もなく、昭和七年の滿洲國獨立、國交關係悪化による日貨排斥、今次事變の勃發等貿易の伸展を阻碍された事からさるるにも拘はらず、本島の對外貿易は改隸以來大正三、四の兩年を除く外常に支那を以て首位として居る。之を

輸出貿易に就て見れば改隸後明治三十七年迄對支輸出額は一千萬圓乃至六百萬圓を往來し、本島輸出總額の過半を占めて居たが、砂糖其の他の輸出が内地へ移行した爲め其後漸減し大正三、四年の頃迄四百萬圓乃至二百萬圓に減じた。大正五年以降は第一次歐洲大戰の影響で好轉して十二年迄千四百萬圓乃至一千萬圓に、十三年より昭和二年迄は三千萬圓乃至二千二百萬圓に著増した。昭和三年以降は甚だ不振を極め、八年には僅々四百七十萬圓となつたが其後増加に轉じ、十一年には七千四百餘萬圓の巨額に達し、之を對支輸出の最高記録として事變後減少した。

輸入に於ては改隸後大正六年迄一千萬圓乃至四百萬圓、大正七年後増加して昭和五年迄三千萬圓乃至二千萬圓の巨額に達したが、六年より凋落、事變勃發の翌十三年には遂に二百萬圓足らずに迄激減した。上述の如く本島の對支貿易は輸出入共事變の爲め著しく不調に陥つて居るが皇軍の戰果擴大につれ漸次回復を見つつあり、全面的平和到來の上は飛躍的發展を見るものと期待せらる。尙南洋各地との貿易は是等各地の輸出入品に對する制限、割當等種々の障礙ある今日に於てさへ相當巨額に達して居るが、發展途上にある本島の工業は其の原料を南洋地方に需むる事にならうから對南洋貿易の前途は刮目に値すべしと思はれる。

### 第三節 内地貿易

本島の對内地貿易は明治三十二年内地品に對する移入關稅撤廢後漸次發達を見た事は既に叙べた通りであるが、内臺間交通の發達、島内産業の發展、民度向上による物資需要の増加に伴ひ移出入とも逐年増進し、明治三十八、九年の頃よりは遙かに對外貿易額を凌駕し、本島は貿易上に於ても外國依存より脱却するに至つた。

貿易の盛衰は主として産業の隆替、物價の騰落等に左右せらるる事、論ずる迄もないが本島産業、經濟界の推移大要は總説及外國貿易の項に於て述べた通り種々迂餘曲折はあつたが、大勢は年を逐うて伸展し、今日の盛況を見るに



至り、之に伴ひ對内地貿易も著しき發展を見た。即ち明治三十年に於ける對内地貿易總額五百八十萬圓と比較するに十年後の四十年は六倍半、二十年後の大正六年は約三十倍、三十年後の昭和二年は五十五倍餘に達し、四十年後の昭和十二年には更に激増して百十八倍餘の六億八千八百萬圓の巨額に達した。支那事變勃發後に於ける内地貿易の伸張は特に著しく十三年七億四千八百萬圓、十四年八億六千七百萬圓と年々記録を更新し、十五年は上半期中に於て既に四億九千六百萬圓の巨額に達して居る。而して移出入額を比較するに對内地貿易も久しく本島の移入超過を續けて居たが、明治三十六、七年内地の米價暴騰に引續き日露戰役中軍用米として本島産米の需要あり、一方砂糖の移出増加等にて三十七年に至り初めて移出超過に轉じた。其後は本島糖業の急速なる發展、蓬萊米の出現、其他島内一般産業の發達により移出の伸張著しく明治四十年と大正二年を除く外毎年移出超過を示し、而かも其の金額は大正十二年以降に於ては最低額と雖も八千萬圓を下つた事なく、昭和十四年は實に一億五千餘萬圓の巨額に達して居る。

註 對内地貿易は關稅撤廢後は主として積荷目録により調製されるもので正確を期し難く就中移入諸雜貨に至りて殊に然りであり、又鐵道便及小包郵便等も決して其の額僅小にあらざることを附記する。

對内地貿易の大要は上述の通りなるが、由來本島は我國唯一の熱帶地として大體に於て内地とは産業部門を異にし、綿糸布、肥料を首め日用雜貨類に至る迄各種の内地生産品を移入し、其の消費量は本島經濟の發達、文化の向上に伴ひ逐年増加して昭和十四年には實に三億五千餘萬圓の巨額に達し、内地生産品の消費市場として母國産業の發達に寄與しつつあり、一方移出品は砂糖を筆頭に米、樟腦、酒精、石炭、食鹽、帽子、芭蕉實等多くは内地に於て生産せざるか或は生産少き物資にして母國の食糧問題、國際收支の改善に貢献しつつあり、殊に近年國際狀勢の變化に伴ひ、本島は國防資材、其他特殊資材の供給地として愈々重要性を増しつつあるを以て對内地貿易は今後益々大なる伸張を見るものと期待せられる。(臺灣銀行調査課)

## 第十一章 交通

總説—陸運—海運—空運—通信

### 第一節 總説

叙述に當り豫めお断りして置くが本章の記述には殆んど統計的數字を加へ得なかつたから、讀者は多分に隔靴搔痒の感を深められることと思ふ。これは刻下の險惡な國際情勢、就中南方事情の緊迫化せる昨今の本島の位置を考へるとき誠に己むを得ざる次第であつて、其の爲本島交通の正確なる全貌を御傳へし得なかつた憾なしとしない。更に又頁數を限定せられて居る爲本輯に於ては年報なるに拘らず寧ろ交通の平面的説明に急であつて、最近年度の情勢は概ね補足的たるに止つた感がある。之は甚だ年報たる職分に不忠實であるが、其の故は讀者が未だ本島交通に未知なことを豫想して敢てした處で、その年次の編述は今後の第二輯に譲りたいと思ふ。

却説序述に先立つて本島交通の特質を要約概説すれば、大體次の三點を指摘することが出来るであらう。

第一、臺灣の對外交通(海運)は内地への交通路の基幹として發達して居ること。

第二、島内交通路(陸運)は西部地方に稠密で、南北兩端の港を結ぶ縦貫鐵道が陸運の根幹を爲し、之より鐵道、軌道、自動車道が派出して交通網を形成して居ること。

第三、輸送の實體に就て輸送は概ね海陸運送の聯繫に依つて維持されて居るから、特に海陸連絡輸送の緊切性を必要とすること。



是等の三特質は本島の地勢が西部に廣大な沖積平野を發達せしめて居ること、熱と光に恵れた本島は從來我が國唯一の熱帯資源供出區域であり、日本經濟は臺灣を農産原始資源の寶庫として育成し來つたこと、海岸線が單調で僅に南北兩端に港灣を有するに過ぎざること等の主として地理的特性を知れば、容易に諒解出来ることと思ふ。今日臺灣を基地とする南方經濟進出を喧傳せられ、臺灣亦其の豊富なる電力資源を拓いて工業化への再編成が其の緒に着きつゝあるが、若しこれ等の希望が實現した曉は、臺灣の經濟は正しく百八十度の轉換を試み、本島交通の本質にも大なる改訂の加へられること必至である。然し現下に在つては臺灣は多少の轉換は加はりつゝあるも尙本來の性格には本質的變異を見るに至つたと認め難く、從て刻下の交通は此の三面の上に築かれつゝあると理解して誤りではなからう。

## 第二節 陸 運

### 一、鐵 道

鐵道網の現状は國有鐵道を基幹とし主として西部地方に發達して居る。昭和十五年末現在の國有鐵道營業里程に付き之を見ると、東部鐵道は僅に全延長の二〇％に足らず、而も其の施設には格段の相異がある。私設鐵道も全營業網は悉く西部地方に分布せるもので、其の他專用線も殆んど大部分が西部に在るのである。

私設鐵道は後述の如く概ね製糖會社甘蔗運搬專用線を副業的に經營して居るものであるから、施設も簡易で一般交通機關としては有力なるものではない。試みに昭和十四年度の輸送人廻杆に付き兩者を比較すると、私設鐵道の輸送量は全鐵道人廻杆に對し、旅客五％、貨物一・七％に過ぎず、殘餘は何れも國有鐵道の輸送に係るのである。從つて本島に於ける島内交通は鐵道に依り維持されつゝありと謂ふも、更に其の間に在つては國有鐵道は決定的支配力を有

して居るのである。

(イ)國有鐵道 國有鐵道は領臺に先立つ明治二十四年清國政府により開設された基隆臺北間、及び二十六年開通の臺北新竹間の鐵道を、明治二十八年日清講和條約の結果査收せるに其の端を發して居る。領臺當初は既設線を改修して運營するに過ぎなかつたが、間もなく基隆、高雄を繋ぐ西部平野の縱貫鐵道敷設を本島開拓上の要件として、要望されるに至り、明治三十二年より之が建設に着手され、九箇年の日子と二千八百八十萬圓を費し四十一年四月全通を見た。(當時の路線は竹南、彰化間は今日の所謂臺中線が縱貫本線たりしものであつて、海岸線を以て縱貫線の一部とせるは近年に屬する)。爾來其の他の諸線も相次いで建設又は買收されるに至り、即ち淡水線は明治三十四年に、潮州線は大正九年に海岸線は大正十年に、宜蘭線は大正十三年に何れも建設せられた。臺東線は大正十五年建設(一部私設鐵道を買收)、集々線及び平溪線は何れも昭和二年買收して今日に至つた。現在營業の國有鐵道を線別に示せば次の通りである。

- 縱貫線 (基隆高雄間)
- 淡水線 (臺北淡水間、北投新北投間)
- 潮州線 (高雄佳東間、社邊東港間)
- 臺中線 (竹南彰化間、王田追分間)
- 宜蘭線 (基隆蘇澳間)
- 集々線 (二水外車埕間)
- 平溪線 (三貂嶺菁桐杭間)
- 臺東線 (花蓮港臺東間)

これ等は縱貫線の基隆竹南間、臺南高雄間と宜蘭線の基隆八堵間を除けば何れも單線で、軌間は一米〇六七である



が、臺東線のみ七六二耗となつて居る。

國有鐵道中にあつては勿論縱貫線が根幹を爲して居る。縱貫線の兩端たる基隆、高雄は本島の二大門戸であり、其の間を結ぶ沿線は肥沃の平野で島内主要都市は殆んど集中して居るから、文字通り縱貫線は臺灣の大動脈たるものである。これを他の諸線に付ても、宜蘭線は蘭陽平野の拓殖線にして且東西臺灣連繫の觸手を爲すものであり、集々線は中部山地の開發線、潮州線は南部平野の輸送路として、各々独自の意義を有して居るが、而も縱貫線には本線支線の關係に立つものである。淡水線に在つても事情は全く同じで、臺中線に至つては寧ろ縱貫線複線化の一翼と理解するが妥當である。僅に平溪線が縱貫線の直接支線たらざると、臺東線が東部臺灣に孤立せるに過ぎない。更に西部平野に縱横に發達せる私設鐵道、軌道乃至は自動車線も、其の分布状態は大部分縱貫線より葉脈の毛細管狀に分出するを常とするから、縱貫線は全陸上交通機關の謂はば脊梁を爲して居るのである。

國有鐵道の運輸營業は殆んど内地同様の取扱に依つて居る。旅客、荷物の運送に關する諸規則も概ね省線に準據し、唯旅客運賃は距離比例法に依り一軒三等一錢五厘五毛、二等二錢八厘、一等四錢四毛を定率として居る。(但し臺東線は一軒三等一錢八厘六毛、二等三錢七厘二毛で、別に五割引の蕃人運賃が定められて居る。)貨物の扱種別も車扱、小口扱の二種とし、小口扱は無等級にして之に百九十割増、三十割増、二十割増、十割増、四割増より成る六種の普通貨率と、三割引、四割引の特別貨率を定め、合計八種の貨率により構成されて、輕量品、危險品、火藥、動物、貴重品に對しては割引割増がある。又車扱は日滿支に共通の等級表を以て貨物を五等級に分つて居る。尙貨物貨率は遠距離遞減法の累加式を採用して居る。

運送の實情はその輸送力に關し殆んど數字的説明を加へ得ないから、僅に第一表に依り大勢を窺ふに過ぎないが、昭和十四年度の運輸收入實績は旅客收入に於て一千四百四十四萬圓餘、貨物收入一千九百七十七萬圓餘、合計三千四

第一表 最近五年間運輸收入及客貨割合

年度	客車收入	貨車收入	合計	割合	
				客收	貨收
昭和十	九、一五三、六三三	一四、三三四、九三三	二三、五八八、五六六	三九	六一
十一	九、三三三、三四四	一六、〇三六、八八六	二五、三五〇、二三〇	三七	六三
十二	一〇、〇〇七、三二〇	一六、一三〇、九六三	二六、一三八、二八三	三九	六一
十三	一一、〇〇八、四九三	一八、五〇〇、四九四	二九、五〇八、九八七	三七	六三
十四	一四、四四六、二六〇	一九、七三三、九〇九	三四、一八〇、一六九	四二	五八

(臺東線を除く)

いが略々廣島鐵道局線に匹敵し、門司、新潟、仙臺、札幌の各鐵道局線よりは優位を占めて居る。従て利益率も昭和十四年度末累計一億七千四百三十六萬圓(國營自動車事業費を含む)の投下資本に對し、利益金は一千八百五十萬圓であるから、一割強に當ると謂へる。

支那事變勃發以來貨客は激増の狀勢にあるが、之を指數を以て示せば旅客運輸は昭和十二年度の乗車人員一〇〇に對し、十三年度一一七、十四年度一四二と激増し、十五年度に於ても前年に比し二〇%以上の増加を豫想されて居る。一方貨物運輸は昭和十二年の一〇〇に對して、十三年度は一一五、十四年度一二〇となつて居る。併しこれ等激増する運送量に對し、鐵道輸送力は旅客貨物を通じて最早殆んど全能力を發揮し盡して餘力無き感があるのであつて、殊に貨物に付ては鐵道の輸送力如何の外、基隆、高雄兩港に於ける船腹倉庫荷役能力の不足、小運送施設の弾力性無きこと等の事情も加はつて、今や深刻なる輸送難に逢着しつつある。之に對處し、諸般の統制方策を講じて銳意計畫輸送に努めつゝあるは後述する處であるが、同時に本島經濟界今後の趨勢に鑑み、鐵道の強化擴充は要望最も切



なるものがあるのである。

尙、國有鐵道に於ける主要貨物應數の千分比は左表の如くで、石炭、米、砂糖、肥料の四品目を以てして既に全輸送量の半數に達しつゝある。以て本島の植民地的性格を理解するに足るを信ずる。

第二表 主要貨物數量千分比

品名	千分比
石炭	100
砂糖	18
米	10
肥料	6
木材	4
砂利、砂	3
セメント	3
甘蔗	2
芭蕉實	1
糖蜜	1
雜穀	1
茶	1
柑橘	1
鹽魚	1
其他果物	1
豚	1
其他	1

支那事變勃發以來本島は兵站基地として戰時貨物の輸送激増したると、事變を契機として島内資源の全面的開發並に之に伴ふ諸工業勃興の爲輸送量は頗に増加するに至つた。然るに輸送施設は之に伴はざる憾みがあつたから、是等輻輳する貨客に對し緊切止むを得ざるものの輸送を不取敢確保せしむる必要を生じ、種々制度上對策を講ぜらるるに至つた。即ち昭和十五年二月海運統制令に呼應して陸運統制令の制定を見たる外、貨物運送規則の改正に依り輸送力増強第一主義に則する取扱の簡易化、規定の簡易化を講ずることとなつた。更に貨物の受託範圍を縮小し、又貨物輻輳の爲運輸上支障を生ずる惧ある場合は貨物受託を停止することとした。其他貨物の輸送は全面的に統制輸送、計畫輸送、優先輸送に再編成して、公益優先の趣旨に則する輸送を強行しつゝある。旅客輸送も同様に、不急不要の旅行を抑制し、輻輳期の乗車に制限を加へ、團體割引を停止する等の實施に當つて居る。

以上は國有營業鐵道の所管應たる交通局所屬の鐵道に就て記述したのであるが、此の外本島には總督府營林所の管理に屬する阿里山鐵道、大平山鐵道及び八仙山鐵道の三鐵道がある。これ等は夫々阿里山、大平山、八仙山に於ける國營所

伐事業の附屬運材施設として敷設せられたるものであるが、同時に一部の一般營業又は旅客の便乘、貨物の託送に應じて、山地開發に盡力してゐる。これ等の鐵道に依り現在運送される交通量は未だ大なるものではないが、併し本島山岳地帯の垂直的利用により、全面積の八割を占むる地域を拓發すべきは、本島交通並に殖産事業上の一大課題を爲すものと謂ふべく、從て森林鐵道の強化公用は將來の問題として考慮の要ありと信ぜられるのである。左に線名と區間を掲出して置かう。

阿里山鐵道	本線	嘉義—阿里山間
	支線	阿里山—新高口間
大平山鐵道		羅東—土場間
八仙山鐵道		土牛—佳保寮間

(口) 私設鐵道 本島私設鐵道は發生史的には製糖會社の専用線として實現した。其の最初の建設工事は明治三十九年又は四十年に着手され、四十年末には既に五十軒餘を竣工して専用列車の運轉を開始してゐる。而して製糖事業の發展に伴ひ、事業區域は次第に擴大され各地に製糖工場を増設するに及んだが、同時に蔗園と工場を繋ぐ甘蔗運搬鐵道は全島至る處に敷設を見るに至つたのであつた。

製糖事業に於ける鐵道、軌道は(1)甘蔗の急送に依り、鮮度を維持し、品質の低下を防止すると共に製糖歩留を昂上した。更に(2)甘蔗の輸送距離を擴大して其の作付反別を増加し、大量供給を可能ならしむると共に、(3)製糖工場と蔗園を組織的に結合せしめて甘蔗の繼續的供給を受けしむるに役立ち、(4)運送費の輕減に依つて生産費を低下し、之を國有鐵道と製糖工場間に利用せば(5)製品の運送費に付ても其の輕減を得せしむるのであるから、鐵道軌道は寧ろ製糖工程中の緊要施設を爲すものである。從て私設鐵道の趨勢は砂糖生産額の増加に比例して製糖地域に次第に伸延を



續けたのであつた。

斯の如き發展過程を辿つた本島私設鐵道が殆んど製糖會社に依り建設されたことは謂ふ迄も無いが、而も國有鐵道の三倍以上に餘る専用線に對し、その營業料程は僅に其の五分の一程度に相當するに過ぎないのである。私設鐵道營業線中純鐵道會社の經營に屬するものは臺北鐵道會社經營萬華新店間及臺灣交通會社經營豐原土牛間僅に二十四軒に過ぎず、殘餘は悉く臺灣を始め明治、大日本、鹽水港、新港等の各製糖會社線に屬する。

其の結果として鐵道事業は製糖事業の附屬物視せられ、鐵道經營に關する熱意乏しきやに看取される。従つて其の現況は

イ、鐵道營業と原料運搬作業とが混同して經營せらるゝ事、  
ロ、營業路線に専用線同様二呎六吋軌間を採用して居る事、  
ハ、設備不完全にして改良の不行届なる事、

ニ、その營業路線の平均延長三十軒未滿であつて鐵道としての效用を充分に發揮し得ざる事、

ホ、路線が原料の採集運搬を主とした關係上殊更村落を回避して敷設されたる傾向ある事、

ヘ、地方産業の開發、貨物の蒐集等營業鐵道として加へられるべき考慮を缺いて路線の設定されたる事、

等幾多の缺陷を包藏し、その規模概ね簡易で線路、車輛、停車場施設等何れも輕便鐵道の域を脱するものではないのみならず、國營鐵道と其の軌間を異にすることは相互の聯繫上著しく不利であつて、この爲線路延長相當長きに拘らず其の輸送能力は必ずしも大なりとは稱するを得ないのである。

従て本島私設鐵道に關する課題としては、軌間其他の相違に基く連絡難の克服と、之を如何に地方交通の妥當なる要求に適合せしむべきかに付き、將來多分に考慮の餘地を有するものと謂はざるを得ないのである。

私設鐵道の運輸營業は貨物輸送を中心として居る。昭和十四年度の運輸收入は旅客收入六十七萬七千圓餘、貨物收入二百四十四萬三千圓弱（内社用品運賃百六十四萬七千圓餘）となつて居り、貨物收入は旅客收入に比し三・六倍の比率に當つて居る。而して輸送貨物の大部分が甘蔗又は社用品であることは、營業専用線の孰れに付ても同斷であつて、産糖量の消息は其の儘輸送量に反映して居るのである。

(ハ) 私設軌道 臺灣の交通機關の内私設軌道は特異の存在を物語るものである。内地に於て所謂軌道は地方鐵道同様の施設を有し、外見上の構造に於ては殆んど區別を認め難いものであるが、本島に謂ふ軌道は俗に内地で「トロ」と呼ぶものであつて、人力に依る軌道に外ならないのである。軌道は大體五〇〇耗程度軌間の軌條の上に、木造臺枠車より成る運搬車を置き、適度に勾配を利用して、人力又は稀に風力畜力等に依り、人又は物を運搬する極めて原始的な交通機關である。

軌道の起源は私設鐵道よりも古く、既に領臺直後軍需品輸送の目的を以て敷設された軍用軌道に其の端を發して居る。其の施設が簡易で大した基礎工事が無く、二本の軌條さへ敷けば足りるから大きな道路を鑿つ必要もない。車輛も構造は極めて簡單で、特に動力車を要しない故車輛費も低廉に済むが爲、開拓進まず殆んど道路をも通じない時代に於ては、最も格好な交通機關として各地に敷設された。加ふるに製糖事業に在つても、蔗園と工場間を結ぶ甘蔗運搬施設として、鐵道と相並び相結んで之を利用したから、其の普及發達は一時目覺しいものがあつたのである。従て明治四十二年度末には總延長僅か二百六十七軒に過ぎなかつたが、大正四年度には實に千六百四軒に達する盛況を呈して居る。其の後時に依り多少の消長を見たが、略々千軒内外を上下し、昭和年代に至つて漸く道路の整備に伴ふ自動車交通の發達に遭ひ、漸次衰退の傾向を辿ることになつた。

然し現在に於てもこれ等私設軌道の占むる輸送分野は、尙全く無視し得ない處であつて、本島特有の交通機關とし



て、蔗園地帯の鐵道補助施設、道路橋梁の不備な山間僻地の唯一の輸送施設として、獨自の存在理由を示す處がある。昭和十四年度末の營業料程は七〇〇料を數へて居る。而して之を昭和十三年度の運輸收入に徴すれば百二十六萬八千圓であつて、其の内譯は旅客收入の二十七萬二千圓、貨物收入の八十八萬餘圓、雜收の十一萬六十圓である。既往に比し就中旅客收入の低下は急激であつて、今日軌道の使命は主として石炭、甘蔗、甘蔗實等の貨物輸送に在りと言ふことが出来る。

支那事變勃發以來自動車事業が燃料資材難の爲發達を阻止さるゝに至り、軌道は反動的に其の生命を復活し得た感がある。されど其の半面には鐵鋼資材の値上りに依り軌條價格は急騰を見たから、軌道を廢止し古軌條として之を處分することが有利と爲り、又軌道の新設は資材の入手を困難とするから、軌道の將來性は特に有望なるを得ない。結局かゝる原始的交通機關は多少とも機械力を採り入れて近代的改裝を施さざる限り、時代と共に凋落の己むなきに至るものと思はれる。

## 二、道路及自動車交通事業

本島に於ては未だ道路法の制定無き爲、道路の種類等級等は内地の如く一定せるものがないが、從來公認道路は便宜上之を指定道路及び市街庄道の二種に分ちて區分して居る。指定道路と謂ふのは國費又は地方費支辨道路の總稱であつて、大體内地の國府縣道に相當する重要道路であつて、市街庄道は市街庄に依り道路費を負擔する内地の市町村道に當るものである。

道路に就ても殆んど統計的説示を加へることが不可能であるから、叙述は甚だ明確を缺き遺憾であるが、概見して西部地方の道路網は略整備しつゝあるに對し、東部地方の道路は尙建設の初期に在りと謂へる。但し東西連絡の道路は南北兩端の地域に於て、鐵道の不通區間に自動車道路を通じて居る。

指定道路は領臺後國費又は地方費に地方民の土地勞力の寄附を受けて逐年開鑿改修を續け來り、今や其の幅員は大部分自動車の交通に適する程度に擴張され來つた。然し、未だ何れも路面軟弱で橋梁を缺く箇所も尠ならず、從つて交通運輸の圓滿なること能はざる區間も相當に上る現況であるから、此等橋梁の新設及び路面の舗裝等尙將來に残された事業は極めて多いのである。道路の最も根幹を爲す基本路線は基隆市より西部臺灣を縦貫して屏東市に至る縦貫道路であるが、之が改修工事も小部分ながら未完成區間が介在して居る。更に中央山脈横斷道路の開鑿も交通國防上其の施行を要望されつゝあるが、近く着手さるゝ段階に達して居る。

これ等道路上の最も主要な交通機關たる自動車運送は其の濫觴を大正初期に發し、當初發達は遅々たるものであつたが、僅々十數年の短時日を以て、道路の整備、自動車工業の發達に伴ひ、極めて急激なる進展を見るに至つた。今日自動車事業は鐵道と相並び、鐵道と相結び、將又鐵道の代行線として全島到る處に路線を伸長しつゝあるが、試みに昭和十四年度に於ける乗合自動車事業の運輸收入を擧げれば合計一千八十萬圓に上り、之に對し支出總額は九百二十八萬餘圓であるから、差引百五十一萬餘圓の利益を收めつゝあるのである。而して同年度の興業費總計は六百七十二萬餘圓なる故、之に對する利益率は二二・五%に當つて居る。又之を昭和十三年度に比較すれば總收入に於て二百四萬圓、總支出百五十九萬圓、差引益金四十五萬圓の増加を見たこととなつた。

かゝる乗合自動車事業の長足の發展に對し、陸上交通を統制し自動車運送事業の圓滑なる發達を促進する爲、本島に於ても昭和十三年四月自動車交通事業法の施行を見ることになつたが、更に之と相並んで貨物自動車に對しても十五年四月同法を改正して貨物自動車運送事業をも一個の業態として之を規定し、引續き十六年一月には貨物自動車業者に對する組合補助の制度を施行するに至つて居る。



事變勃發以來漸時燃料資材の獲得に困難を來し自動車事業も前途多難を思はすものがある。併しガソリン配給量の削減に對しては、當局は技術的節約の方法を講ぜしむると共に代用燃料車の使用を奨励し、又合併渡運連絡運輸を始め、不經濟線の廢休止、運輸系統の整理、運行回數の減少等事業經營の合理化を圖りつゝあるが、しかも走行料の縮減は必至であり、所要資材の價格騰貴、配給量制限に依り運賃値上も或る程度之を阻止し得ぬ情勢にある。

尙乗合自動車事業に關しては、國に於ても重要交通路の自動車輸送を國有鐵道と有機的に關聯せしめ、綜合的交通網の整備を圖る目的を以て、國有鐵道併行線、同培養線、同連絡線、同計畫線等に自動車國營の計畫を樹立し、昭和八年以降營業を開始して居る。其の營業路線は基隆新竹間、臺北淡水間、豐原二水間、苑裡南主田間、嘉義高雄間の殆んど縦貫道路全線に亘り、昭和十四年度に於ては百四十五萬餘圓の運輸收入を收めて居る。

### 第三節 海 運

島嶼植民地としての臺灣の交通は、海運に依存する處が頗る多いのであるが、周知の如く本島の海岸線は單調であつて港灣に乏しく、今日港灣設備の見るべきものとしては僅に基隆、高雄、花蓮港の三港を數へるに過ぎない。従つて貨物の輸移出入は殆んど常時陸運の連絡輸送を要し、陸送貨物の輸送圏も西部は濁水溪を境とし北部は基隆を、南部は高雄を夫々門戸とする兩地域に分れ、東部臺灣は花蓮港を唯一の門戸として、獨自の分野を占めて居るのである。其の結果主たる輸送圏を爲す西部地方に於ては、北半部の輸移出貨物が南部に比較して劣ること、内地への距離は短少なることの爲に、基隆は移入港の色彩が強く、高雄は移出港の性格を備へて居ると謂ふことが出来る。

#### 一、港 灣 施 設

港灣施設の現況は基隆、淡水、安平、高雄、花蓮港の五開港場と、對支貿易の爲開放された後龍、鹿港、東石の特別開港場を有し、又沿岸内臺航路汽船の出入する地方港として別に布袋、北門、烏樹林、海口、大板採、臺東、新港、蘇澳及び馬公の九港があるが、然し特別開港は戎克船のみの出入を見る何等錨泊施設なき海岸に過ぎず、他の十四商港も、基隆、高雄、花蓮港の三港を除けば凡て汽船の爲に修築工事の施されたことが無く、概ね洋上に碇泊荷役するものであるから、港灣としては特に認むる價値がない。商港以外の港灣施設としては蘇澳、新港、馬公に漁港、海口に小型船の避難に充てる爲の船溜、安平港臺南間に運河を通じて居る。更に又航路標識に付ても港灣乏しく且近海は暗礁多くして古くから航海上の世界的難所の一に數へられて居た爲、領臺以來銳意増加改良に努めた結果、今日では夜標四十九箇所（内燈臺二十七箇所を含む）、晝標七箇所を數ふるに至つて居る。併し夜標の普及割合は尙一基に付内地の一漚に對して臺灣は二〇漚の割合に過ぎないのである。

基隆港は明治三十二年以降築港工事を開始し、修築擴張工事を續けて今日に至りたるものであるが、昭和十四年度迄に投下された金額は三千七百四十餘萬圓に上り、一萬噸級以上船舶の同時岩壁荷役が可能で、貿易額は沿岸貿易を除外しても四億九千餘萬圓に達する。

高雄港の築港工事は明治四十一年度に始まり、爾來工事を繼續して目下第三期工事を施行中に屬するが、昭和十四年度迄の同港投資額は三千四百七十二萬圓に上り、埠頭施設も基隆港に伯仲し、貿易額亦沿岸貿易を除き四億六千七百七十餘萬圓に達して居る。其の遞増率に於ては寧ろ基隆港を凌駕する趨向にある。

花蓮港築港は昭和六年度に開港し目下第二期工事の施工中であるが、昭和十四年度迄に既に七百四十餘萬圓を投じて三千噸汽船の同時岩壁荷役を可能な程度になつて居る。其の昭和十四年度に於ける貿易額は三千六百萬圓餘であつた。



これ等三港灣の外中部西海岸橋樑附近に目下新高港の築港工事が施工されつゝある。同港は港灣の分布に乏しい西部海岸の中央に大商港を設け、中部地方出入物資の搬出入に便ならしめ、基隆、高雄兩港能力の不足、縦貫線の輸送能力の緩和で、更にその隣接する地域に附近電源を利用した工業地帯を建設せんとする目的の下に、昭和十四年度以降工事を開始して居るが、第一期工事として昭和十七年度に至る四箇年を以て、總額一千五百萬圓を投じ、相當の埠頭施設を施工することになつて居る。そして縦貫線より同港に至る臨港鐵道も相前後して竣工の豫定である。同港築港築局の目標は基隆、高雄に匹敵する港灣の完成にあるが、差し當り此の程度の工事を以てしても、西部地方貨物の搬出入路は三港に分轄することが出来るから、本島貨物は運送距離を短縮して生産費低下に貢献する處大なるは固より其の工業化を拍車するものと思はれる。

## 二、航路

命令航路發達の概況は領臺直後先づ内臺連絡線及び沿岸航路の奨励を行ふと共に、從來英國グラス汽船會社の獨占せる本島南支間の航路に命令航路を開設したるに始まり、次で北支那間との航路を新設して近海航權の確立に努めた。其の後歐洲大戰の勃發に逢ひ、國運の伸張と共に、本島南洋間にも大正五年度より定期航路を開設し、更に海防線、比律賓線を設けて南方航路の充實を圖ると共に、大連線、清津線等の北上線をも創始して對滿貿易の育成に協力することとなつた。

現在本島を中心とする命令航路は本島内地線四線、沿岸線三線、朝鮮滿洲線三線、支那線五線、南洋線二線、合計十七線であるが、之に對する補助金は歐洲航路寄港補助、日本盤谷線寄港補助を併せて年額百四十四萬圓に上つて居る。而して昭和十四年度に於ける輸送成績も運賃總額二千百六十九萬六千餘圓を算する。更に遡つて昭和十三年度の

輸送実績に付ては總收入左表の如くであつて之を地域別に見れば臺灣内地線の収入は總額の六三%を占めて居り、以て本島經濟の動向を窺知せしむるに足るものがある。

### 第三表

航路別	收入金額
臺灣内地線	一三,〇七〇,六六圓
沿岸線	三,一九〇,五五圓
朝鮮滿洲線	三,四五一,五三六
支那線	一,三三一,六六〇
南洋線	二,三〇一,三五〇
歐洲航路(寄港)	二,五八,八三九
計	一九,六三三,四〇九

支那事變の勃發に伴ひ制定せられた臨時船舶管理法は昭和十二年十月内外地を通じて施行されることとなり、従つて同法は勅令第五百五十二號朝鮮及臺灣に於ける臨時船舶管理法の特例等に關する件の制定と同時に施行せられたが、時局の進展、歐洲新情勢の發展に則し船舶運營の計畫的統制を更に強化すべき必要を生ずるに至つたが爲、更に昭和十五年二月には海運統制令の施行を見ることがなつて、本島も亦内外地を通ずる一元的統制に包含されることとなつた。此の外時局立法としては國家總動員法に基く船員職員能力令、船員給與令、船舶運航技能者養成令、船員徵用令、船員使用令等の諸法も相次いで内地同様公布に至り、海

運統制は全面的に行はれつゝある。

尙本島海運界に特記すべきは南日本汽船株式會社の創立であつて、同社は本島沿岸命令航路の統一經營を目的に昭和十五年設けられ、差し當り大阪商船に依り従來運營された基隆花蓮港線、沿岸東線、高雄馬公線の讓渡を受け、十六年三月より運航を開始することとなつて居る。思ふに同社の經營は現狀に在つては沿岸航路の獨立統合の域を脱するものではないが、南進政策の活潑化に伴ひ本島を基地とする南方航路の整備擴充に、將又臺灣の有する商船隊として臺灣經濟の發展の爲の自守的運營に、將來幾多の問題を示唆して、前途大に期待すべきものがあると思はれるのである。



#### 第四節 空 運

本島航空事業の沿革は大正八年警務局に航空班を置き、理蕃上飛行機を使用せるに其の端を發するが、航空輸送に付ては昭和五年五月交通局通信部に臨時航空調査會を設置して本島に於ける航空開發の基礎調査を爲せしに始まるのである。而して航空輸送の實施を見るに至りしは昭和十年内臺定期航空を開始せるを嚆矢とするものであつて、爾來島内各地飛行場の整備と相俟つて昭和十一年には島内定期航空を、更に昭和十五年には廣東、盤谷の二線に於ける定期航空を實施して居る。

内臺定期航空は福岡臺北間を大日本航空會社に依り運航しつつあるものであつて、ダグラス機の就航以來臺北、東京間の一日連絡可能となり、旅客激増せる爲當初の一週三往復は更に昭和十三年四月より毎日一往復に改められるに至つた。而も未だ需要の半數をも充たし得ざる現状にあるから、更に大型機の就航が計畫されつゝある。

島内定期航空は同じく大日本航空會社の經營に係るもので、昭和十三年度以降は臺北、臺中、臺南、高雄、臺東、花蓮港、宜蘭、臺北間を臺北を基地とし毎日東西に二循環線を運航し、更に臺南、馬公間を昭和十五年四月以來毎日便とした。但し十五年十月より當分の間は循環線は之を臺北臺東線とし、臺北、花蓮港、臺東間を一週三往復するごととなり、臺南馬公線は臺北、臺中、臺南、馬公間の毎日航空に改められて居る。

更に臺北廣東線は事變以來急速に緊密度を倍加せる本島南支間を連絡する國策線として、昭和十四年十月以降之が實施を見つつあるものであつて、現在大日本航空會社に依り毎日航空を行つて居る。

又臺北盤谷線は昭和十四年十一月待望の日泰航空協定の成立以來直ちに之が運營に着手せんとされつゝありし處、偶々其の後佛印通過に關し一時行き悩みの感があつたが、十五年六月より別に佛印迂迴海洋航空路を開拓して一週一

往復の定期航空を實施する運びとなつた。其の後七月に至り佛印通過も可能となり、當初の計畫に復するを得たが、同線は國際航空路の重要性に鑑み更に増強を計畫中である。その經營も同じく大日本航空會社に屬する。

以上が現行定期航空路の概況であるが、此の外更に計畫又は試験飛行中の路線をあげると、淡水パラオ線を始め幾多南方への伸長線を數へることが出来るのであつて、其の内二三は既に其の實施も焦眉に迫りつゝある。以て本島を基地とする南方航空政策の將來は期して俟つべしと謂ふことが出来るであらう。而して臺北飛行場は概ねこれ等諸線の起點となり、別に中華航空等の經營する定期航空の寄着地ともなつて居るから、航空機の發着するもの多く、國內及國際上の重要航空基地となつて居るのである。

#### 第五節 通 信

##### 一、郵 便

本島郵便事業は明治二十八年征臺軍澎湖島に上陸して野戰郵便局を設置したるに始り、三十三年郵便法の實施と共に制度の基礎が確立した。而して其の後社會狀勢の變遷に伴つて制度施設に幾多の改善を加へ來つたが、大なる變革なく今日に及べるものである。

今日郵便取扱局所は一、二等局十四、同出張所十一、三等局及び其の出張所百七十三、計百九十八局所を數へ、別に郵便物の取次を委託取扱はしむる郵便取次所四十二がある。然し郵便局所分布状態は面積百八十四方軒、人口二萬九千六百人に對し一局所を有するに過ぎないから、内地の一局所當面積三十方軒、人口五千七百人に對しては遙に及ばないのである。

島内に於ける郵便物の遞送は國有私設の鐵道遞送路を幹線とし、地方的には私設軌道を利用する線路或は人力に依



り撥送する線路亦尠からざるものがあつたが、近年道路の開発に伴ひ自動車遞送促進され、鐵道に次ぐ重要遞送路を構成するに至りしが爲、臺車送、人夫送の遞送路は漸次減少しつゝある。又内臺間に在つては近年大型優秀船の就航に依り、門司基隆間を二晝夜餘にて遞送するを得、東京發郵便物は五日、大阪發は四日、門司發は三日を以て大體臺北にて受領し得る状態にある。此の外昭和十年十月より内臺間に、十一年八月より島内に航空郵便線路の開設を見て、郵便物遞送に一新機軸を劃することとなつた。尙航空郵便と相並び、昭和十年十月以來開始の速達郵便制度は當初取扱地域を主要都市間のみに限つて居たが、十二年八月に至り之を全島に擴張され、且第一種第二種の速達郵便物は航空遞送を爲すことに改められたから、一般公衆の享くる便益は著しく増大した。

昭和十三年度の利用状況を見るに、通常郵便に在りては引受數八一、八三五、七一〇通、配達數一〇一、七一、〇三〇通であつて、此の内本島人引受數は三〇、九五六、七〇〇通、配達數四七、〇三七、三〇〇通である。小包郵便に於ては引受數八五五、一六三箇、配達數一、三七三、七八七箇で、其の内本島人に屬するものは前者が一七四、〇二四箇、後者が四一、五八九六箇に當つて居る。之は通常郵便に付て見れば、人口一人當引受一四・二通、配達一七・七通に相當し、内地の引受六三・八通、配達七〇・二通に遠く及ばないが、朝鮮の引受一五・五通、配達一七通に比すれば殆んど伯仲して居る。又人口百人當小包箇數は引受一四・九箇、配達二三・九箇で、同じく内地の引受一二・五・六箇、配達一〇・八・一箇には遙に劣り、朝鮮の引受一四・四箇、配達二〇・五箇に稍々優つて居る。更に昭和十四年度は通常郵便に於て一分、小包郵便に於て二分を増して、通常郵便物引受數九千五百九十九萬通、同配達數一億三千八百五十五萬通、小包郵便物は引受數九十七萬箇、配達數百三十九萬箇を超えて居る。

二、電 信

電信は領臺前既に淡水、基隆より臺北、新竹、嘉義を経て安平に通ずる陸線と、淡水川石山（福州）間、澎湖安平間の二海底線を通じて居た。領臺に引續き征臺軍の上陸と共に獨立野戰電信隊は基隆より漸次前進して電信の架設を進めたが、翌二十九年民政局に引繼ぎたる電信線路は東は蘇澳、西は淡水、南は恒春に至る全長凡百九十里に上り、通信所亦五十箇所を數へた。同年電信條例先づ施行せられ、三十三年電信法、大正四年無線電信法、昭和九年軍用電氣通信法の施行を見て、大體内地と軌を一にせる制度取扱を實施しつゝある。現在電信局所の總數は二百二十九であつて、之が普及状況は未だ充分ではないが、各州、廳、郡及び街庄役場等の所在地には殆んど機關の施設がある。對内通信施設も〇條の海底電線と之が補助施設として臺北より無線連絡の途を有して居る。對外施設に付ても香港、マニラ、廣東、海口、汕頭等の各地に海底又は無線の施設を備へて居る。其の他船舶、航空機に對する無線通信も漸次整備を加へつゝあつて、船舶、航空通信の傍暴風警報の發信に依り船舶航行、航空機飛翔の安全を期して居る。支那事變勃發以來重要通信の増加に伴つて其の取扱は特に正確迅速を期すると共に、不穩通信の防遏に留意しつゝあるが、更に軍の作戰と、占領地帯の經濟工作確立の爲對外方面の施設運用には、相當數の要員機材の供與を行ふ處がある。

次に昭和十三年度の利用状況を考察すると、發信通數は二、一〇二、二五三通、受信通數は二、一九七、四二五通を數へ、電信收入一、一八六、五一〇圓を算して居る。其の普及状況は人口百人當發信三六・六通、受信三八・二通であつて、之を内地の一〇六・七通及び一一五・二通、朝鮮の五一・七通、五〇・八通、南洋の四三二・六通、二八・一・六通に比すれば何れにも及ばない。併し昭和十四年度に於ては發信二百七十萬餘通、受信二百七十五萬餘通と、前年度に比すれば發信二九%、受信二五%の激増を見て居る。



### 三、電 話

電話事業の本島創始は明治三十三年七月に始まり、當時は交換局を臺北、臺中、臺南に、支局を基隆、斗六に設置し、加入者は全島を通じて僅かに四百三十一口に過ぎなかつたものが、爾來島内交通の進展と經濟の發達に伴つて逐年躍進の一途を辿り、昭和十四年末現在電話事務取扱所百八十五（内交換業務をも取扱ふもの百二十三）、其の加入者は二二、四六八口（内本島人加入者七、二五六口）を算するに至つた。其の間制度に於ては大正六年臺灣電話規則の制定を見、昭和七年には電話特別開通規則を、更に昭和六年内臺電話通話規則を定めて内地臺灣間の無線電話通話取扱を開始して居る。一方施設に於ても昭和七年以降漸次高雄局、臺北電話局、士林局、嘉義局等に自動交換方式を裝備し、又無線電話に依る通話を内臺間の外本島澎湖島間にも實施して居る。

かくの如く本島に於ける電話事業は創業以來概して順調なる發達を遂げて今日に至つて居るが、然し電話機關の普及、加入電話の増設、市外電話回線増架、交換方式改良等幾多施設の擴張整備を要すべきものを存するのであり、其の普及度も千戸當加入者は二一口に當り、之を朝鮮の二二・五口に比すれば殆んど二倍に近いが、内地の七三・七口、樺太の九八・一口には遙かに及ぶべくもない有様である。更に之を人口一萬人當に付て見れば電話加入者數三六口に於て、内地に於ける普及率最も低き東北六縣の六八口に比するも著しき劣勢を示し、關西地方の二二二口に比較すれば僅に六分の一に過ぎない。然かも電話架設の要望は極めて熾烈であつて、之を電話讓渡價格の昂騰状態に見るも、臺北二千圓、臺南高雄千圓、基隆臺中一千圓、花蓮港千三百圓、三等局にても梧棲、埔里、新營等は五百圓を稱へて居るのである。電話施設の擴充を俟つ處切なりと謂はなければならぬ。

尙電話収入は昭和十四年度四百六十八萬圓に達し、創業當初の年收十萬圓に比すれば全く隔世の感に堪へない。

### 四、放送無線電話

最後に放送無線電話の概況に付き一言する。放送事業は昭和五年十二月臺北十キロ放送局の完成により一般放送を開始し、爾來技術に關する業務は之を官營とし、聴取者の増加勧誘、放送者の依頼、放送番組の編成實行は臺灣放送協會の依託經營として行ひ來れるものであつて、其後昭和七年臺南放送局（一キロ）、昭和十年臺中放送局（一キロ）を夫々開設したが、臺南、臺中放送局は主として臺北放送局の放送中繼を旨として居る。而して是等三局の中繼は當初無線に依つて居たが、後搬送式有線設備を完成して完璧を期するに至つた。

本島に於けるラジオ普及状況は昭和十五年十月末現在聴取者總數五七、八四八人であつて、内地人三八、〇二二人、本島人一九、八二六人となつて居り、聴取者の戸數百に對する割合は内地人四二・八人、本島人二・二人である。内地人の普及状況は内地に比し遙に優位を占め殆んど飽和状態に在るの感を深くするが、本島人への普及は頗る微々として振はざる現状にある。斯の如きは言語、風俗を異にする内臺二様の住民に對し、純内地風の一元放送を以て臨める當然の歸結と考へられ、ラジオの政治的社會的重要性に鑑みれば内臺二重放送設備の完成は喫緊事と思料される。

支那事變勃發以來本島の放送は島内輿論の統一、民心の安定に適當なる措置を講じ來つたと共に、就中南支、南洋に對する地理的特殊地位に則して、對南支南洋の宣傳放送に付ては、在留日本人に日本語ニュースを送るの外、馬來語、福建語、廣東語、英語、北京語放送等に依り、同方面の華僑、歐米人、土人を對象とする特別放送を行ひつゝある。

（市來吉至）



## 第十二章 專 賣

總論—阿片—食鹽—樟腦—煙草—酒類

### 第一節 總 論

#### (一) 專賣事業と臺灣の工業化

臺灣の專賣事業は、單にその收入を以て總督府財政の確保を期すと云ふに止まらず、本島産業政策上、將又社會政策上特殊の使命を持つものとして夙に重きをなして來たのであるが、今次事變を契機として、その動向に新たな相貌を露呈して來た事に注目しなければならぬ。即ち各事業の隆々たる進展は各種化學工業の新興發展を促し、過去の農業臺灣より新しき工業臺灣への移行に一段と拍車を加へつつある點である。

即ち食鹽事業に於ては工業鹽の増産計畫に併行して、南日本化學工業、或は旭電化等の内地有力資本家を誘致して鹽を中心とする工業日本の一要地として新たな面貌を呈しつゝある。樟腦事業に於ては、副産油處理の新興化學工業の勃興と集約製腦パルプ副産法による潤葉樹パルプ工業である。その顯著なるものは高砂香料株式會社の撰鑛油製造工業にして、撰鑛油は産金國策と戦時下に於ける鑛産資源の増産擴充計畫に併行して最も貴重なものとしてゐるが、總需要量の約三分の一に當る數量は米國よりの輸入に求めて來たのである。然るに本島樟腦副産油より製造されるに及んで、高砂香料に於ける撰鑛油工業は俄然注目を惹くに至つたのである。その他直營たる南門工場に於ける各



種高級芳油製造工業も香料島臺灣の新興工業として注目に値するは勿論である。酒、煙草事業に於ても、過去の内地依存より逸脱して自産自給を目標として逐年増産の一途を辿りつゝあり、殊に煙草に於ては島内に補給したる餘剰力を以て南支方面に對して相當量の輸出をなしつゝあり、兩者共に本島農産加工業中生産額に於て砂糖工業に次ぐ重要製造工業の一たるを失はなす。

次に事業本體に於ても即ち阿片、食鹽、樟腦、煙草、酒類の五專賣の根源をなす生産工場數であるが、酒類工場十一、食鹽工場四、樟腦工場二、煙草工場二、阿片工場一にしてそれ等の工場及製造品の販賣に従事する局員數は約八千人、更に山許製造に従事する腦丁をも數ふるならば一萬數千人に及ぶ盛況にして、更に酒、煙草、食鹽等の販賣面の第一線を擔當する賣捌人、小賣人を合するならば二萬人に垂んとする。その他食鹽の生産、葉煙草の耕作及び樟腦關係民間會社從事員をも加ふるならば蓋し莫大なる員數となるべく、專賣事業は斯く從事員の數からしても本島生産工業に於て如何に樞要なる地歩を占むるのであるかと自ら明瞭となるであらう。

(二) 事業収入と督府財政上の地位

專賣事業創始當初の主要目的は、その収入を以て督府財政の確保を期すと云ふにあつた。その點より觀察すれば、明治三十年阿片專賣實施當時は僅に百六十四萬圓に過ぎなかつたが、食鹽、樟腦を合した同三十二年に於て五百三十四萬圓、同三十八年度には煙草を加へて一千六十萬圓、大正十一年に酒を加へて三千七百萬圓、而して最初に四千萬圓の収入を擧げたのは大正十二年度であつた。その後麥酒專賣實施の翌昭和九年に至る十二年間は四千萬圓臺に膠着した儘殆んど動かず、專賣事業も四千萬圓を以て飽和點とまで稱へられたのであつたが十年度に至り五千百萬圓に増進したのを轉機として十一年度には五千六百萬圓に上り、今次事業の勃發を契機として益々急激なる躍進を示し、

昭和十四年度には八千三百萬圓、同十五年度には九千三百萬圓を豫想され、更に十六年度豫算に於ては遂に事業収入一億と云ふ專賣創始に比較し七十倍にも達する巨額を推算されるに至つたのである。改隸當初の臺灣は、清國代表李鴻章が下關係約の席上『瘴癘蠻雨の化外の地なり』と囁いた如く總督府歳入などは極めて尠くその歳出は殆んど國庫補助金を以て支辨した。そこで總督府は明治三十年代に於て特別會計を創設し、四十二年度を以て財政的獨立を企圖し專賣の創始、土地調査の實施、新營業の勃興促進、その他行政的刷新等に銳意努力した結果、當初の目標なる四十二年度より四年も早く三十八年度に於て財政的獨立をなし得たことは、一に專賣事業の順調なる發展に依る處大なるものにして專賣収入は常に總督府歳入の四割乃至六割を占め、財政の基礎と唱へられる稅收入に比較して專賣事業は常に二倍半に相當する収入を擧げて來たのである。

而して今事業を契機として總督府財政亦急激なる増加を示して來たが專賣収入は尙それと相應して總督府歳入の四割内外を確保して居り、新體制下の有力財源として約四千萬圓の事業收支差益を提供しつゝあるのである。尙日支事變勃發の昭和十年を中心とする最近五ヶ年間の專賣収入と臺灣歳入を比較するならば次表の如く年々膨張する督府財政に對し如何に貢獻しつゝあるかと明瞭となるであらう。

第一表 專賣収入對臺灣歳入比較表 (單位十圓)

區分	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
專賣収入	三、〇〇〇	五、九六九	六、四〇〇	六、一八八	八、二六三
臺灣歳入	一三、〇〇三	一三、二四四	一三、四四三	一六、七三三	三六、三三三
歩合	四一%	四一%	四〇%	三六%	三六%



(三) 劃期的發展と増産計畫

專賣收入は前述の如く、昭和十五年度に於ては九千三百萬圓、同十六年度に於ては實に一億圓と推算される現狀にあるが、それは本島經濟界の劃期的躍進と專賣品に對する聲價の向上に基因するものである。即ち米、砂糖の本島二大産業を始め、茶、果物等農産物の科學的管理による増産及價格の高騰、或は産金國策に基く地下資源の開發或は隆々たる各種企業の勃興、輸出入貿易の振興等々による未曾有の好景氣と島民文化の向上等も手傳ひ、大衆の購買力を愈々旺盛ならしめた。その反面專賣品に於ても當路者の撻まざる努力と科學的管理のよろしきを得て益々市場の聲價を昂め、大衆の嗜好に合致せしめた結果に外ならない。

因より專賣事業は政府の運営する處にして單に事業收入の増大のみを目的とするものではなく、殊に戰時下に於ては消費節約、勤儉貯蓄等の國策に順應し、國民の消費規正を格守し事業の圓滑なる運営を期してゐるのである。然るに前述の如く島内經濟界の未曾有の躍進は遂に事業收入一億圓の劃期的發展を期待されるに至つた。茲に於て昭和十六年度に於てはこの劃期的發展に資すべく阿片を除く四專賣品の増産計畫を企圖し、既にその經費は議會の協賛を得て新年度早々着手する運びとなつてゐるが、その新規豫算に計上された主要計畫の大要を別記すれば次の通りである。

一、食 鹽

工業鹽の増産は南日本鹽業の擔當する處であるが、増産の既定計畫促進及びこれが監理に要する人員の増加と詰所の増設

二、樟 腦

山許製腦に重點を置き、これが増産計畫の確保を期し、官行造林の一部皆伐、機械製腦の充實を期す。

三、煙 草

原料葉煙草の耕作面積に於て黃色種一千甲歩、葉卷種百六十甲歩の擴張をなし、内外の需要に應ずると共に、松山煙草工場に於ける兩切煙草の製造數量を三十二億七千萬本に増産せしむ。之に伴ふ人件費及運搬並に包裝資材の充實を期す。

四、酒

自給自足の目標に邁進すると共に需要の激増に對處し、島産清酒六萬箱を十萬箱に、米酒の二十萬箱を二十四萬箱に増産せしむる爲め工場の擴張をなす。更に藥酒、合成酒の製造及増産に要する人的物的資材の充實を期す。

五、現業員獎勵費

現業員の體位向上と保健衛生方面に對する施設。

第二節 阿 片

(一) 沿革と漸禁政策の成功

阿片專賣は明治三十年、時の内務省衛生局長後藤新平氏の提唱に基き阿片の中毒者所謂癮者に限り鑑札を下附し、暫く吸食を特許しそれ以外は絶対に吸食せしめぬ漸禁政策を採用實施した。當時は未だ兵馬倥傯の際とて全癮者の調査が完全せず、僅か五萬人餘の特許者に過ぎなかつた。越へて三十三年更に精密調査を施行し、十六萬九千六十四人(本島人口千人當り六十人)を特許したがその後密吸者を發見したので更に三十七年と四十一年に又復細密調査を施行し従前の鑑札制に代ふるに通帳制を採用した(現在は鑑札制と通帳制とを採用してゐる)重ねて昭和四年には臺灣



阿片令の改正と同時に精密調査を行ひ癮の重き者は従前同様特許し假令特許者でも癮の軽い者は強制的に矯正處分に附した。斯く始終一貫せる嚴重なる調査と取締の勵行及衛生思想の普及に萬全を期して來た結果、昭和十四年末に於ては九千八百三人を數ふるに過ぎず、而もその中七割は六十才以上の老齡者のみと云ふ前途頗る樂觀すべき結論に到達した。此の現状より推して癮者の絶滅も遠き將來に非らざるは明瞭にして、その點漸禁政策の成功を中外に誇稱して憚らぬ所以である。

### (二) 購入及販賣上の制限

原料阿片の購入は従前は印度、イラン、土耳其等の海外阿片に依存して來たが、事變勃發以後海外阿片の購入を中止し朝鮮阿片を以てこれに充當することとした。

烟膏の販賣は、專賣局より地方廳に保管轉換し、更に地方廳より賣捌人、小賣人を経て吸食特許者に賣渡す組織となつてゐる。製品は現在五瓦入チューブの一種のみでその小賣価格は七十錢である。而して小賣人から吸食特許者の賣渡に就いては次の様な嚴重なる制限が附されてゐる。

- 一、烟膏吸食特許の鑑札所持者に限る
- 二、必ず購買者の携帶せる通帳に烟膏の數量賣渡年月日、賣渡人の住所氏名を記入する。
- 三、購買者の携帶する特許鑑札と通帳に付一日分の吸食量が記入してあるが、その一日分の吸食量の三倍即ち三日分を越ゆる量の販賣及所持を禁ず。

又藥用阿片の販賣も、專賣局から地方廳に移管し、地方廳より藥用阿片賣捌人を経て醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、藥種商、製藥者に限り販賣し、その他の者には一切販賣することが出来ない。また販賣に際しては賣渡の數量、賣渡の年月日を規定の帳簿に正確に記入しなければならない。

最後に累年阿片烟膏賣渡數量及吸食特許者數を表示すれば次の通りである。

第二表 阿片吸食者數及烟膏賣渡數量

年次	烟膏販賣數量	吸食特許者	本島人口 千人當吸食者
明治三十三年	100,444,525瓦	1,573人	6人
明治三十九年	1,570,000,561	13,177	40
大正元年	10,594,297	8,355	27
大正五年	101,653,655	6,776	20
大正十年	57,831,133	5,833	18
昭和元年	40,236,577	3,982	8
昭和五年	36,359,166	3,480	5
昭和十年	19,522,000	1,508	3
昭和十四年	14,526,000	9,803	5

## 第三節 食鹽

### (一) 臺灣鹽業の再編成

食鹽專賣は明治三十二年五月の創始である。當時島内に於ける需要量は二千餘萬疋に對し生産額は僅かに一千百萬疋に過ぎず、その不足量は外國鹽に仰ぐの状態にあつた。然るに當局の施策よろしきを得て專賣實施の翌年には自給



自足し尙餘裕綽々たるを示した。その後逐年伸長發展し今日に於ては内地は勿論、朝鮮、滿洲露領沿海州及皇軍の南支作戰後は廣東、汕頭等に輸移出し、更に工業鹽に於ては我經濟的勢力圏内に於ける一大給源地として、南方鹽業の特異性を多々益々發揮せんとしつゝある。即ち本邦に於ける食鹽需給情勢は近年頗る逼迫を告げて來た。食料用鹽は人類の生活上一日も缺く事の出来ない必需品であり、而も代用品のない點に於てその需要は常に人口動態に比例する。帝國の人口が年々百萬人宛増加すると假定すれば年々一萬噸の需要増加となる。従つて人口増加の趨勢にあるわが國として食料用鹽は、年々相當の需要増加を來たしつゝあるが、幸運にもわが國は、事變の都度國運發展し、臺灣を始め關東州、青島、滿洲、北支と鹽資源を持つ地域を次々にその勢力圏内に包含して來た爲め現在の處は充分に充足し得る情勢である。然し乍ら食鹽は食の字を冠しても強ち食料用と限らず、その用途は今日に於ては寧ろ工業用にある。工業用鹽の需要量は世界第一を誇る人織人絹工業を始めとして、各種化學工業の飛躍的發展に伴ひ逐年急激なる増加を示してゐるが、その約半數は外國よりの輸入鹽に求めて來たのである。それは單に國際賃借上のみならず、我が國土防衛上將又重要産業確保の見地よりして重大な缺陷であつた。その缺陷を急速に是正しようといふのが所謂近主遠從の工業鹽需給國策である。右の鹽業國策は一兩年度に於て完成するがその目標は完成後に於て國內補給鹽を全體の八割まで引上げ、第三國よりの輸入鹽を二割に止めんとするにある。

右の鹽業國策に基き本島に於ては昭和十三年度より、同十七年度に至る年次計畫の下に既設鹽田の三倍に相當する工業鹽田の新規開設工事に着手した。爾來本年を以て三ヶ年着工以來の連續的惡天候その他に因り多少工事の遲延を餘儀なくされたが、完成年度たる昭和十七年度には竣工せしめ豫定數量の工業鹽を生産すべく極力工事の進捗を期して居る。而してその工業鹽田開發の第一線を擔當するは資本金一千萬圓の南日本鹽業株式會社である。同社に對し政府は外鹽價格の如何を問はず、生産鹽は曹達工業會社に對し優先取引せしめるとか、或は鹽田開發資金斡旋等の強力

な保護を加へて居り、また同社の資本的背景は、大日本鹽業、臺灣拓殖及日曹系の臺灣製鹽の三會社である。

工業鹽は云ふ迄もなく鹽を原料とする各種化學工業に於ける基礎原料にして恰も豊富低廉なる水力電氣が工業發展の絶對的要件たると同様に、品質優秀、價格低廉なることが必須條件である。此の點に關しても充分なる考慮を拂ひ施策怠りないが、その基調的方策として臺灣鹽業の再編成を企畫し、昭和十六年度早々之を實施した事は本島鹽業の將來を下するものと云はなければならぬ。

鹽業は專賣創始の當初より、生産面は民業として販賣のみを專賣として來た。その結果群小企業家の亂立を來たし政府が如何に指導誘掖し、業者また鹽業の國家的重要性を認識するも其の規模餘りにも狭少にして、より以上の發展は望み得ざる状態にして、之が統合による企業の合理化こそは臺灣鹽業の根本方策として、當局の懸案となつてゐた。一方食鹽増産に對する國家の要請は逐年重加されるに反し、一昨年末の惡天候に累され、製鹽高は激減し經營益々困難に陥入ると共に鹽夫の轉出甚しく前途頗る憂慮すべき事態に達したるを以て、政府は工業用鹽増産計畫とにらみ合せ、既設鹽田は日曹の經營する臺灣製鹽をして、新規開發の工業用鹽田は南日本鹽業をして經營せしむる方針の下に昨昭和十五年秋以來關係業者との折衝を進めつゝあつたが本年三月遂に之が解決に成功した。即ち資本金二百五十萬圓の臺灣製鹽株式會社を倍額の五百萬圓に増資し、群小企業者を包含せしめ新たな集約經營により一層生産費の低下並に増産を期待されるに至つた。茲に南日本鹽業の工業鹽田と相並んで臺灣鹽業二本建再編成の確立を見た譯である。

## (二) 本邦に於ける鹽工業の基地

本島鹽業再編成による企業の合理化は前述の通りであるが、鹽業の擴充強化策に併行して注目すべきは鹽を原料と



する新化學工業の勃興であり、日本曹達株式會社を背景とする南日本化學工業株式會社の創立、内地有力企業家たる旭電化株式會社の進出等は工業臺灣の建設に拍車を加へるものとして本島鹽業の將來性と共にその前途に大なる期待をかけられてゐる。

更に國運の伸張と大東亞共榮圈確立の見地よりして、氣候的に、將又技術的に幾多の類似性を持つ對岸南支那の福建省沿海八鹽田二特別區に亘る年額十萬噸内外、廣東省下十七鹽場十五萬噸（海南島五萬噸を含む）及び佛領印度支那二十萬噸に對する施策の外、尙新に海南島に於ける大鹽田開發の可能性等南東亞鹽業の將來に想到するならば實に臺灣は本邦工業鹽の一大給源地たるのみならず、鹽を原料とする一大化學工業基地たるの使命を約束されてゐるのである。

本島に於ける製鹽地は、臺南州と高雄州北部、臺中州下鹿港の海岸地域である。それ等地域に於ける鹽業の特異性は一に氣象的條件にある。即ち關東州青島等の北方鹽業に比較して顯著なる點は熱帶地方特有の光と熱に恵れて周年作業を繼續し得る、而も曬鹽即ち天日鹽であることは生産費の低廉なるは云ふまでもない。勿論内地鹽業の如く燃料を必要とする煎熬鹽も製造してゐるが、秋季に於て製鹽可能なるはわが經濟的勢力圈内の鹽給源地としては臺灣あるのみである。かく臺灣鹽業は他に見ざる特異性を有し、前述の如く鹽業の再編成に依る企業の合理化と相俟つて、本邦鹽業國策の完整に颯爽と邁進しつゝあるのである。

最後に昭和十六年三月末現在の食鹽定價表を掲示すれば次の通りである。

第三表 食鹽定價表

種類	單位	定價	備考
煎熬鹽	百斤	六、七圓	小賣人は專賣局長の認むる運賃を加算して賣捌くことを得
粉碎鹽	同	五、六圓	
煎熬鹽	百斤	六、三圓	
粉碎鹽	同	五、三圓	一回の買受數量千斤以上の場合、直接食鹽元賣捌人より賣捌く定價なり

二、特別用鹽

（一回の買受數量六千斤以上の場合當局より直接消費者に賣渡す定價なり）

用途	種類	單位	定價	備考
曹達工業用	天日鹽	百斤	〇、九五	賣渡當時に於ける其の食鹽の賠償價格に相當する金額
煎熬鹽用	煎熬鹽	同	二、八五	
再製鹽用	天日鹽	同	二、〇〇	
煎熬鹽用	煎熬鹽	同	一、一六	
石鹼製造用	天日鹽	同	二、八五	但し醬油醸造用、味噌製造用に付ては年使用量三萬斤以上のものなる場合に限り
醬油醸造用、味噌製造用、味噌類、魚類、海類、獸皮保存用、選種用、瀝水器用	煎熬鹽	同	四、三七	
煎熬鹽	天日鹽	同	三、三〇	
備考	專賣局長は買受人の費用を以て前項の食鹽を變性せしむることを得			

（三）特殊食鹽

第二部 第十二章 專 賣



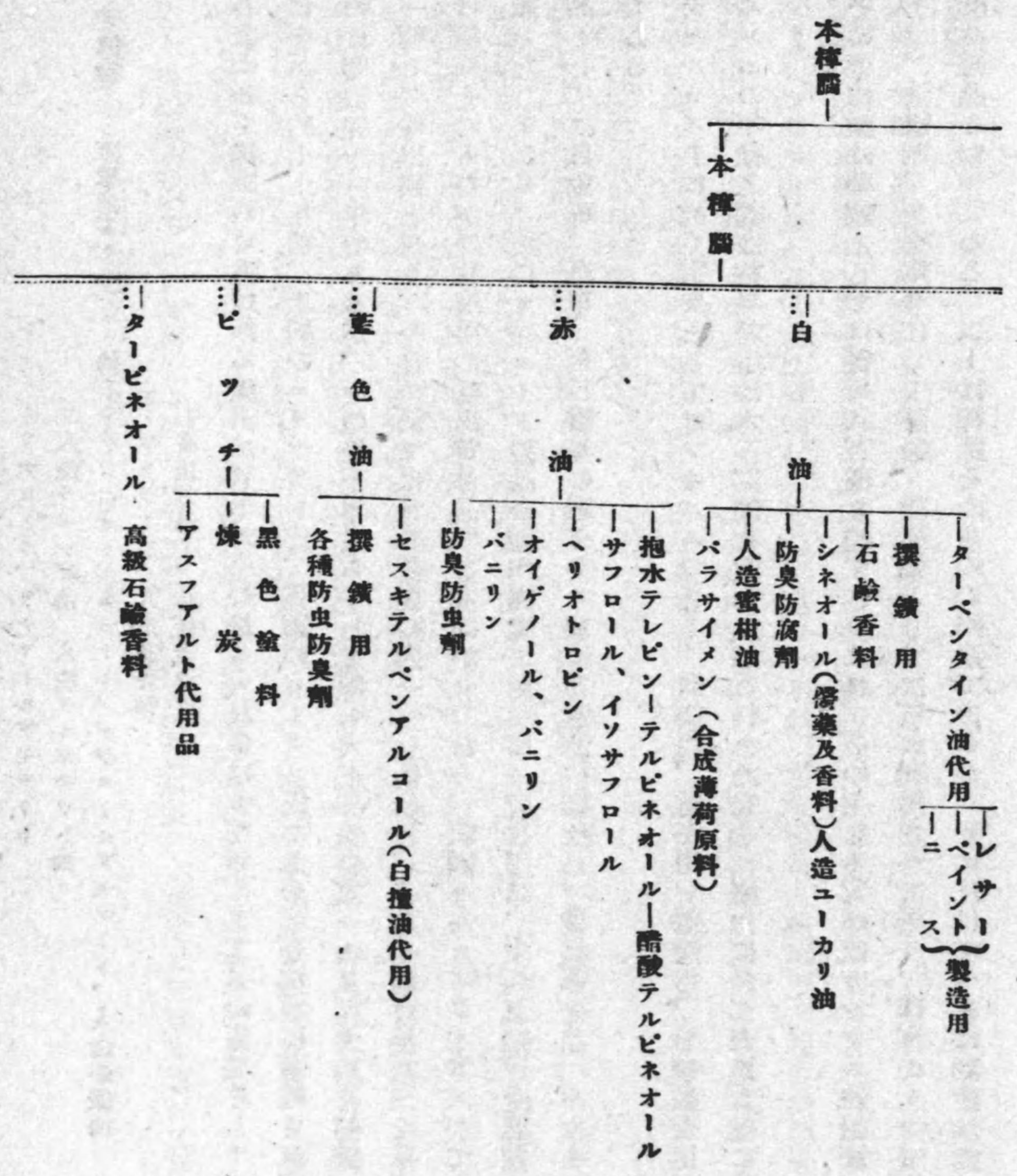
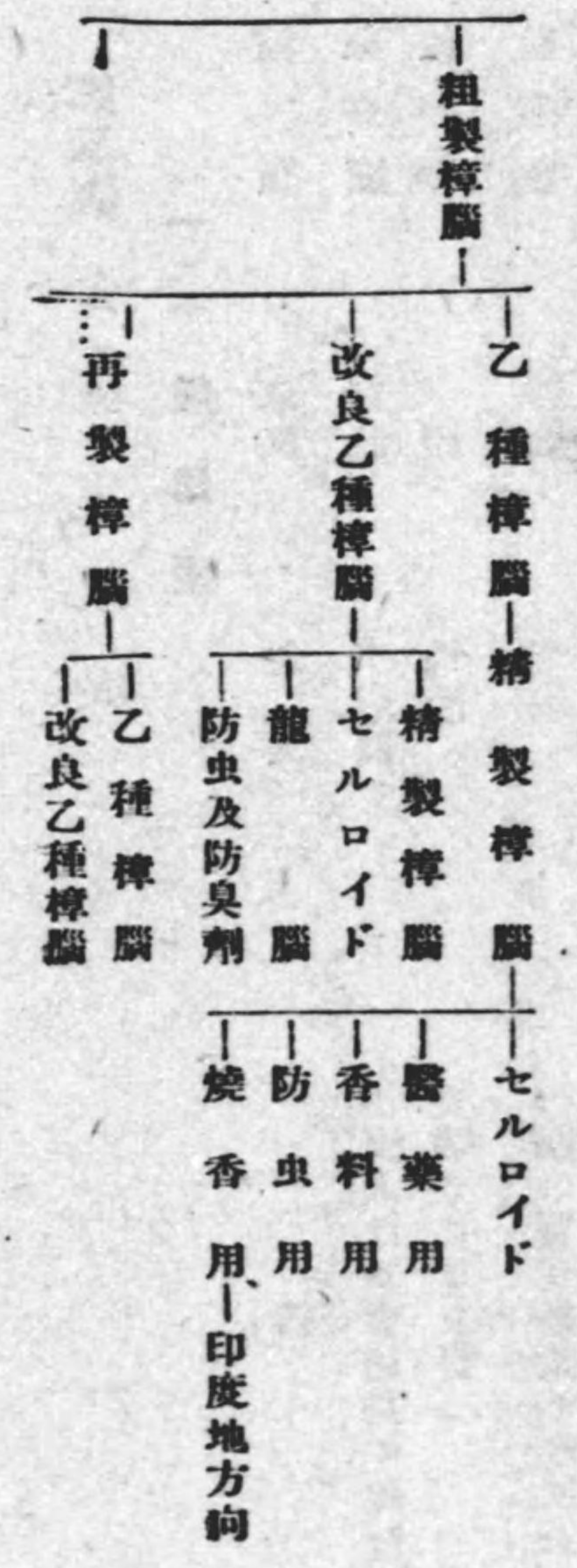
第二部 第十二章 樟	單位	定價
食卓鹽	一担燻入	〇、三
同	百二十五燻入	〇、一〇

### 第四節 樟腦

#### (一) 樟腦の用途と副産油工業

樟腦專賣は内地よりも早く明治三十二年八月の創始である。その原料木は、本樟油と樟腦の採れる本樟、樟腦油のみの油樟、それと副産油處理工業の發達によつて頃に注目されるに至つた芳樟の三つに分ける事が出来る。樟腦製造の順序及副産物と用途を一覽表にして示せば次の通りである。

第四表 樟腦製造順次及副産物用途一覽表





芳樟樹……芳樟油……油……  
 ……リナロール、リナリールアセテート  
 ……人造ラベンダ油、人造ベルガモット油  
 ……ゲラニオールネロール、ゲラニールアセテート、人造薑蘘油  
 ……シトラール、人造薑香油  
 ……高級芳油A、高級芳油B

右表の如く樟腦の用途は頗る廣汎に亘るがその最も大なるはセルロイド工業の原料としてである。セルロイドの發明は今から約七十年前、米國のハイヤット氏、英國のパークス氏によつて各獨自に發明され、日本に同工業の齎されたのは明治四十一年であるが、その後十年足らずして即ち大正三年の第一次世界大戰を契機として従前の輸入國日本は一轉して輸出國となり、今日に於ては世界需要の四一%を供給し、その金額は年額三千萬圓に垂んとしてゐる。樟腦は樟腦そのものが外貨獲得の輸出貿易品であるばかりでなく、我國セルロイド工業に於てもかく國際貸借上多大の貢獻をなしてゐる。更にセルロイド製品の國內需要に見れば一般日用品、文房具類、食器類は因より戰時下の重用代用品としては自動車、汽車、飛行機等の窓ガラス或は蓄電池、醫療品、機械部分品、パッキング、着色塗料等に迄及んでゐる。

又セルロイドに次ぐ需要としてはフィルムである。映畫用、航空用、電送用、射撃鑑査用、一般寫眞機用等に亘るフィルムは年輸入額は數年前迄は六百萬圓を數へたがこれまた完全に國內に於て充足し遂に海外へ輸出するの情勢にある。

その他樟腦は藥劑としては實に八百種を越すと云はれ、その主なるものはカンフル注射液、メンソレーガム、ヘルミチン、洗眼劑、含嗽劑等にして防蟲、防臭劑としては夙に利用されて居り、印度のヒンヅー教に於ては燒香用の絶對的必需品となつてゐる。以上は樟腦そのものの用途であるが、更に注目すべきは副産油處理工業の發達に伴ふ各種

化學製品である。

本樟、芳樟、油樟から採れる本樟油、芳樟油からは先づ再製樟腦を製造し、それから前記用途の改良乙種樟腦を供給する。前の再製樟腦を製造した後は白油、赤油、藍色油、ピッチ、ターピネオールが残り、芳樟油からは芳油が残る。その中の白油と藍色油は藥劑その他の用途もあるが、産金國策と戰時下の重要鑛産資源確保上貴重なる撰鑛油が製造出来る。撰鑛油は數年來米國より大部分輸入して來たが國際情勢の逼迫せる非常時下に於て副産油處理の撰鑛油工業は愈々意義深きものを想はなければならぬ。赤油からはチョコレートやアイスクリーム等に供される食品香料や香粧原料その他が製造出来る。

然し乍ら副産油處理工業中注目されるものは、前記の撰鑛油に次いで芳油である。芳油は芳樟にのみ含有し、臺灣及南支那にのみ分布する樹種である。芳油の主成分はリロナルにして、特殊の化學的操作によつて各種の高級芳香を製造される。專賣局で賣出してゐる香水「ゆかりの花」もその一つである。

以上副産油處理化學工業による年産額は六百萬圓程度にしてその半額は輸出貿易品である。次に副産油處理工業の發達に關聯して注目されて來たものに牛樟油と有樟油とがある。共に樟科に屬するも、樟腦は含有されてゐない爲め從來殆んど省みられなかつたが、本油からも撰鑛油が採れる。本樟油、芳樟油からの撰鑛油だけでは到底時局下の需要には應じきれぬ處から俄に本油の登場となつたものである。

また樟腦搾殻の木片を利用してのバルブ工業も既に實驗室に於ける研究は完成を告げて居り、樟腦は斯く一つとして無駄のない多角的な事業である。



(二) 合成樟腦と南支施策

海外市場に於て臺灣樟腦と角逐するものは合成樟腦である。兩者を比較するにその性能に於ては化學的にも殆んど差違を認められず、供給數量に於ても天然樟腦と殆んど同量に及んでゐるが、生産コストに於ては斷然天然樟腦が安く副産油處理工業の發達と共にその強味は益々重加されて合成樟腦は何等俱るゝに足りない。然し世界一を誇る現地位を永遠に確保する上に於て樟腦保續による天然樟腦の確保策と併行し合成樟腦の研究に對しても忽緒にせず近々中間工業試験に着手するの運びとなつてゐる。

次に合成樟腦の研究と共に臺灣樟腦に負荷されたる重要條件は支那樟腦施策である。支那に於ける樟腦事業は相當古い歴史を持つて居り、その分布地域は揚子江以南の福建、江西、浙江、湖南、廣東、廣西、雲南、貴州、四川の各省に分布して總面積實に八十萬方哩と稱され、材積量は蓋し推算の外にあるが、本島等の比でない事は容易に想像される。

その支那樟腦に對して臺灣專賣局は、專賣創始の當初より細大の關心を拂ひ、明治三十二年邦人商社三五公司に特命して福建樟腦の買収と浙江省の一部に於ては粗製樟腦の生産をも兼營せしめた。越えて明治四十一、二年は三井物産をして五十萬斤の限度を以て買収に當らしめ樟腦市價の安定及需要の統制に資した。更に歐洲大戰後の市價暴騰時代即ち大正四年以降は豪華公司、大正八年以後は臺灣製腦株式會社をして、年々相當巨額の製品を買収せしめたが、大正末期に及んで支那樟腦は打續く市價の反落と内亂に次ぐに共匪の跳梁、軍閥の誅求に禍ひされて全く窒息的狀態に陥り天然樟腦と云へば臺灣及日本内地のみの現状となつたのである。

然し乍ら今次聖戰に伴ふ新秩序の進展により共匪、軍閥が掃蕩され、加へて世界市場に於ける旺盛なる需要激増の

情勢を招來したるを以て臺灣專賣局は往年の施設經驗を回顧し、支那樟腦の完全なる統制並に日支經濟提携の理想の下に大藏省、專賣局、興亞院等と協力し本邦に於ける有力なる樟腦關係者を懲恤し、その出資及支那側業者をも加へて昭和十五年五月上海に資本金五十萬圓の中華樟腦株式會社を設立した。同社は創業未だ日淺く充分にその機能を發揮するの域には到達してゐないが、漸次内容整備の曉に於ては蓋し刮目に値するものと豫想される。想ふに同社は支那樟腦の完全なる統制發展をはかり且つ日本專賣樟腦との緊密なる聯繫とにより、日華一如の根本理念に邁進し以て天然樟腦の世界制覇を愈々完璧ならしめんとするものである。斯く樟腦專賣は、その事業領域に於ても多面的な發展の一路を辿つてゐる次第である。

第五節 煙草

(一) 東亞隨一の給源地

煙草專賣は明治三十八年に始まる。創業の當初は製品、原料共に内外に依存し、島内産額は微々たるものであつたが、今日に於ては製品原料共に東亞隨一の給源地として多大の注目を惹いてゐる。

先づ原料葉の耕作狀況に就て述べれば、本島に於て耕作する品種は兩切紙卷用の黄色種、葉卷及内地大衆煙草の「金鶏」と同じく朝鮮の「興亞」原料たる葉卷種、本島人向刻原料、支那種の三種である。

黄色種は大正二年花蓮港廳下の移民村吉野村の窮迫せる移民救済施策として、當時の植産局移民課の提議を容れて栽培したのが抑も始まりであつた。その後世界的嗜好の推移により兩切煙草の需要激増に伴ひ逐年耕作面積を擴張し昭和八年度よりは自産自給の建前で極力栽培を奨励して來た結果、昭和十六年期に於ては三千七百一十甲の面積と



なり十年前に比較すれば實に廿七倍と云ふ増加を示してゐる。而して十七年期に於ても更に一千甲歩の擴張を計畫してゐるが右は自産自給の外に東亞共榮圈内に於ける香喫味原料葉としての需給増加に伴ふものである。大體兩切煙草は本米と稱へられる米國産葉を必須原料とする。臺灣專賣局は昭和八年の自産自給計畫以來、その本米に代はるべき香喫味代用葉の試作研究に邁進して來た甲斐あつて略それと類似せる黄色葉の耕作に成功を見つゝあつた折柄、今次事變の勃發は外國産葉の輸入杜絶となり俄然本島黄色種が注目されるに至つた。即ち東亞共榮圈内に於ける隨一の香喫味原料葉として時代の脚光を浴びて益々耕作面積の擴張増産を要求されるに至つた。

葉卷種は所謂マニラ葉で、明治四十一年以來耕作して居り、多年の研究努力に依つて品質に於ても原産地マニラのそれに比較し何等の遜色なき迄に成功してゐたのであるが、需給關係により昭和四年以來耕作面積も僅か二甲歩に過ぎぬ状態にあつたものが、之亦今次事變以來内地大衆煙草「金鷄」及朝鮮に於ける同「與亞」の原料たる輸入マニラ葉にとつて代つて本島産マニラ葉が必要される事となり、一躍昭和十七年期に於ては四百二十五甲歩と云ふ耕作面積を示すに至つた。

支那種は本島人向刻煙草原料で、多年耕作方法の改良を圖つて來た結果、その品質も頗る改良され、昭和八年以來

第五表 葉煙草耕作面積 (昭和十六、七年期)

種別	昭和十六年期	昭和十七年期
黄色種	三、七〇・八	四、七〇・八
葉卷種	一、六五・八	四、五〇・八
支那種	四、五〇・〇	四、五〇・〇
計	四、三九・六	五、五二・六

自産自給の域に到達した。而して昭和十七年期に於ける耕作面積は四百十五甲歩である。

以上三種の昭和十六年度豫算に計上されたる耕作面積を表示すれば上の通りである。

(一) 兩切煙草の製造計畫

專賣煙草の製造は、最初臺北及臺南兩市各五名の業者をして、臺灣刻を委託製造した。次いで明治四十二年民間業者より徴收した機械と大藏省新案の機械を以て、口付紙卷の新高と高砂の二種を製造したが、喫味の辛辣と異臭のため實行不良で大正二年を最後に製造中止となつた。これより先き直營の臺北煙草工場の竣工は明治四十四年で、機械の据付その他の準備に一ヶ年を要し愈々操業を開始したのは明治四十五年六月の始政記念日からであつた。その當初は依然臺灣刻のみであつた。その後兩切煙草のジャスミン及葉卷のシルピヤを製造し出したのは大正四年からである。當時は口附、紙卷の全盛時代とて當局に於ても市場の要求に迫られ、大正六年から關東大震災の前後にかけて數島の製造に當つたが、之亦實行面白からず大正十二年五月を以て中止した。

而して新裝の松山煙草工場の操業は昭和十年年度からで、現在は島内葉を原料とする口付紙卷が松山工場、同臺灣刻と葉卷が臺北工場に於て夫々製造してゐる。その製品名は次の通りである。

兩切紙卷

ヘロン、荒鷺、レッドジャスミン、隼、曙、つはもの、日の出、ピース、ラガサン

葉卷

ニヒタカエキストラ、ツギタカ、ニヒタカ、マボラス、ダイトン、ノーヨー

刻

牡丹、白菊、水仙、玉蘭、タカサゴ

さて世界的嗜好の推移による兩切煙草の需要は支那事變以來急激なる増加を示し、昭和十四年度の製造高は二十二



億本、同十五年度は二十八億本を數へたるも底止めする處を知らぬ内外の需要に應ずべく十七年度に於ては更に三十億八千萬本と云ふ大量の製造を計畫してゐる。斯く量的に誇り得る許りでなく商品價値としても内外に誇るに足る事實は、皇軍の南支作戦後製品の一部を供給してゐる廣東、汕頭等の國際煙草市場に於ける整價が如實に物語る處である。

固より製品煙草の良否は原料、葉煙草に關するが、その原料は耕作の項に於て述べた如く東亞共榮圈内隨一の香喫味を持つ臺灣黄色種を使用して居るのであるから、他製品と比較にならぬことは勿論である。然し原料葉が如何に良質でも製造工程即ち調和が宜しく行かぬと立派な煙草は製造出來ない。調和に於て最も肝要なことは各種原料葉の組合作業の葉組、製造工程に於ける適當なる濕湿度、更に原料に添加すべき香料と云ふ様なことである。殊に米國葉が全然輸入されない現狀に於てこの調和に關する科學的研究こそは頗る重要事項であるが、本件に對しても積極的研究調査に當り、原料製品共に東亞隨一の煙草島臺灣たらしむべく折角努力中である。尙昭和十六年度兩切煙草製造計畫を表示すれば次の通りである。

第六表 兩切煙草製造豫定 (昭和十六年)

區分	昭和十六年	
	製造豫定	一日平均造本數 (作業日數三二三日)
太卷	三,〇二八,〇〇〇本	九,三四,三四本
細卷	一,五〇〇,〇〇〇	六〇,八六
計	三,一七八,〇〇〇	一〇,一四,二〇

(三) 嗜好の變遷と販賣高

食物に對する嗜好が各人各様なる如く、煙草に於ても各人千差萬別ではあるが、種族的に見ると系統的嗜好を持つてゐる事は不定出來ない。即ち本島人は濃厚な喫味を持つ在來の油煙草、内地人はそれと反對の喫味淡白な朝日とか櫻、或はあやめの様なもの、高砂族は喫味強烈な葉卷種系統の煙草を歓迎する。然しそれとても固定的のものではなく經濟界の影響或は生活環境の推移等により嗜好は常に變遷する。

今明治三十九年、專賣創始第二年目の販賣高に現はれた嗜好の分野を見るに

第七表 煙草嗜好分野調査

種別	販賣高		消費類別
	同歩合	九割が内地人	
紙卷口付	三〇,三三〇	一六%	六割が本島人
同兩切	二,〇〇〇,二〇〇	一三%	全部本島人
臺灣刻	二,〇〇〇,二〇〇	六%	
その他	一,一〇〇,〇〇〇	五%	
計	三,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇%	

(一) 明治三十九年の嗜好分野

上表のやうに、内地人の嗜好が劃然としてゐた。而も刻煙草が絶對的數字を示してゐたが、その後第一次世界大戰の好況時代、即ち大正九年になると、斷然口付紙卷時代となつた。

これは好景氣の影響として刻煙草から紙卷への推移を示したものである。その後世界的嗜好の變遷により口付紙卷は漸次兩切へと轉じ、現今に於ては斷然兩切全盛時代にして總體の六割強を占め、而もその需要は

停止する處を知らぬ狀態にある。一方臺灣刻は本島經濟界の活況に基く高級煙草への轉向もさる事乍ら皇民化運動の徹底その他の統治施策による本島人文化の向上に伴ひ漸次衰退の一途を辿り、今日に於ては總販賣高の二割七分程度に過ぎない。(第八表)



第七表 煙草の嗜好分野調査

種別	販賣高	同上歩合
紙巻口付	五、七六、七六	四三%
紙巻兩切	八七、六二五	七%
臺灣刻	五、三〇七、四六六	四四%
その他	四六八、八八一	四%
計	三、五五、六六八	一〇〇%

前述の如く當局製品は、兩切紙巻及臺灣刻の三種類で、口付及内地刻は内地より移入販賣して居り、一兩年前までは兩切煙草も移輸入してゐたが、十六年度に於ては全然購入を豫定されてゐない。販賣高より見たる本島製品及移輸入品の比較は次の通りである。(第九表)

第九表 煙草累年販賣高對臺灣製品比較

年 度	總販賣高	同上中臺	灣製品	同上百
昭和 五年度	一五、七二、三三〇	七、八七、七〇四	四六%	
昭和 十年度	一八、四八、一〇三	二〇、六三三、七〇八	五八%	
昭和 十四年度	三二、四三三、三三三	三三、三三三、八三三	七四%	
昭和 十五年度	三五、一七〇、四〇九	二七、七七一、八三三	七九%	
昭和 十六年度	三九、一八六、八三三	三二、九二二、四六九	八%	

第十表 製品煙草仕向地別移輸出調

仕向地	昭和十四年度			昭和十五年度			昭和十六年度		
	数量	金額	單位	数量	金額	單位	数量	金額	單位
内地	一、三三三	一、三三三	千圓	六、六六二	六、六六二	千圓	七、七二五	六、三三二	千圓
朝鮮	三三	三三	千圓	六、九二六	八、三〇二	千圓	二〇、三九九	二四、七八二	千圓
南支	七、七二五	七、七二五	千圓	四、四	四、四	千圓	四、四	四、四	千圓
其他	八、六二九	八、六二九	千圓	五、〇八九	五、〇八九	千圓	五、七三二	五、四八五	千圓
計	七、八、四、七	七、八、四、七	千圓	一八、四八八	二〇、三三三	千圓	三三、三三三	二六、六六二	千圓

第八表 煙草(昭和十年度以降)販賣實績

種別	單位	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度
口付	千圓	六、六六二	六、九四〇	七、二二五
兩切	同	六、九二六	八、三〇二	二〇、三九九
葉巻	同	四、四	四、四	四、四
計	同	一八、四八八	二〇、三三三	二六、六六二

第十一表 原料葉煙草移輸出調

年 次	輸 出		移 出	
	數量	金額	數量	金額
昭和十四年度	二四〇、三七七	一、六二、二二四	一〇三、八四〇	九〇、五八七
昭和十五年度	一、〇六、二二五	一、〇六、八八六	四八、六三〇	二七、五三七
昭和十六年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三三六、三三三	四〇〇、〇〇〇	三〇一、八六〇

第六節 酒 類

(一) 酒類專賣の範圍及製造

酒類專賣は大正十一年からである。專賣の範圍は、酒精含有飲料にして、酒精分九十度未満のものとして九十度以上の酒精即ち揮發油混入無水酒精も專賣創始の當初より包含されてゐた。專賣の目的は劣悪なる移入酒土産酒の改良統一により島民の保健衛生を確保し傍ら施政の膨脹による總督府新財源を求むるにあつたが、接觸面の副作用として酒類製造の科學的國家管理による製造技術の長足の進歩は燃料國策たる無水酒精の技術的方面に於て偉大なる貢獻をなしつゝあるは看過し得ない。例へば米酒の製造法に於て專賣の當初より在來の白釉仕込法を廢して、新規採用したアミロ法こそは、現在内地に於ける無水酒精の製造法である。我國無水酒精の製造が今日技術的に簡易に成功したのは一に臺灣の酒專賣に於けるアミロ法の研究に依るものと云ふも過言ではなす。



さて當局に於て製造した専賣酒を醸造酒、蒸溜酒、再製酒の三つに分けて概説すれば次の通りである。

(イ) 醸造酒

日本古来の芳醇な清酒が主なるもので、十五年度の製造高は約六萬石、凱旋、瑞光、福祿、萬壽等がある。その製造は板橋、臺中の兩工場を始め花蓮港、埔里の各工場に於て製造してゐるが、皇民化運動の徹底に伴ひ、本島大衆の嗜好の推移による清酒の需要は近年激増の傾向にある。

(ロ) 蒸溜酒

蒸溜酒の最たるものは約十九萬石の米酒でその名の示す如く米を原料としてゐる。その他泡盛、焼酒があり、製造工場は臺北、樹林、臺中、嘉義、臺南、屏東、埔里、宜蘭、花蓮港等に分散してゐる。

(ハ) 再製酒

再製酒の大宗は紅酒で約四萬石、老紅酒、黃鵝、金鵝等の名で販賣してゐる。内地よりの観光者は紹興酒に匹敵する國産支那酒として推稱してゐる。藥酒は約三萬五千石、五加皮酒、玫瑰露酒、虎骨酒等がそれである。その他白酒、蓬萊味淋等がある。製造工場は臺北、樹林、嘉義、花蓮港、宜蘭等に分散してゐる。

尙果實酒のボンカノー、リキユールウロン、龍眼酒、梅實酒等とウイスキーエスベロ及びモノモリーを製造販賣してゐる。

以上は本島官營工場に於て製造してゐる酒類であるが、その造酒高は昭和十五年度に於て約四十一萬石である。而してその數量では到底島内の需要には應ずべくもないので、十六年度に於ては約三割三分の増産計畫を樹てゝゐるそれを表示すれば次の通りである。(第十二表)

第十二表 酒類製造豫定表(昭和十六年度)

酒名	昭和十六年度豫定	昭和十五年度豫算
清酒	九、〇〇〇 石	六、五〇〇 石
米酒	一〇〇、〇〇〇	三〇、五〇〇
糖蜜酒	—	二八、〇〇〇
高粱酒	—	三、九〇〇
泡盛	—	七〇〇
燒酒	—	七〇〇
藥酒	—	二九、九〇〇
紅酒	—	三、八〇〇
糯米酒	—	四、〇〇〇
酒精	—	二、一〇〇
洋酒	—	八〇〇
葡萄酒	—	九〇〇
其他	—	一、七〇〇
計	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

備考 本表には合成酒計畫を含まず

第十三表 酒類最近五ヶ年間製造高 (單位石)

昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
十一年	十二年	十三年	十四年	十五年
三三、七〇〇	三三、〇〇〇	三三、五〇〇	三三、九〇〇	三六、七〇〇

(二) 購入及販賣と需給情勢

酒類の購入は昭和十四年度の實績に徴すれば約十六萬石である。その六割迄が麥酒で次が清酒の三割、残りが洋酒、味淋その他である。購入は直接製造元より購入するものと島内の納入代理人をして納入せしむるものがあり、購入先は島内製品の高砂麥酒を除いては悉く内地である。前記島内製造酒と購入酒を合せて島内需要に振向けるのであるが、昭和十四年度の販賣高は實に五十萬三千石に及んでゐる。最近五ヶ年間の販賣數量を表示すれば即ち次の通りである。

第十四表 酒類販賣數量(昭和十年以降)

品種別	單位	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
清酒	石	六、三三五	七、〇〇八	七、三三〇	八、一三七	一〇〇、三三三

第二部 第十二章 專賣



第二部 第十二章 專賣

品別種	單位	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
米酒	箱	一七、七二九	一九、七八三	一〇、二五八	一九、二七七	一九五、九五一
紅酒	同	三、〇一八	三、三九九	三三、九五五	三八、六六五	四一、〇〇八
糖密酒	同	六、九八八	五、三五四	二二、六二一	一六、三〇〇	一三、〇二七
洋酒	同	九、〇八二	二、六〇六	一三、三〇六	一八、五〇九	二四、六三九
麥酒	同	四、五〇八	五、二九七	四、六一〇	六、二二四	七、四三八
酒精	同	五、〇四八	六、二二五	六、三六一	八〇、三八三	二〇六、八九九
其他	同	九、九〇	一、〇三五	一、三四〇	一、七三三	二、六二四
計	同	四、一七五	四、五六〇	六、二二五	八、五三八	一一、二六七
計	同	四〇〇、八九三	四四七、三三三	三八七、六六六	四四七、四四八	五〇〇、〇〇〇

三四〇

第十五表 酒類販賣金額(昭和十年年度以降)

品別種	單位	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
清酒	千圓	五、六六八	六、六六一	七、七五八	九、二八二	一〇、八五八
米酒	同	六、一九六	七、〇八四	八、三八九	九、三三七	一〇、六〇八
紅酒	同	一、九〇二	二、〇六四	一、六六七	二、六九六	二、九三三
糖密酒	同	一、七七一	二、五八六	七、四七七	五、四四三	四、三三八
洋酒	同	八、六九九	一、〇九一	一、三四一	一、九五六	二、六九八
藥酒	同	一、〇〇五	一、四〇五	一、四六三	一、七四九	二、〇六八
麥酒	同	二、六九九	三、七三二	四、〇〇八	五、一五六	六、八七〇
酒精	同	二、二七	二、六	一、五三	一、六八	三、三三
其他	同	三、三九	三、九三	四、九四	六、八三	八、七三
計	同	三〇、九六四	三四、一五二	二六、六二九	三一、五七四	三七、五八八

右表五十萬三千箱の中、約四分の一は内地よりの移入酒、島内製品は四分の三となつてゐるが、將來に於ては可急的速かに島内酒の増製に依り内地酒に置替へんとするを以て酒專賣の根本として來たのであるが、その實現を俟たずして戦時下食糧問題との摩擦により内地酒の移入は減少の餘儀なきに至り、一方島内に於ける需要は逐年著しい増加を示し如何に消費規正の強化、販賣の統制を實施するも市場の酒不足は緩和するを得ない爲め、昭和十六年度に於て島内酒増製に要する經費百二十三萬圓の計上を見た譯である。即ち島内清酒六萬箱に、米酒の二十萬箱を二十四萬箱に増加し、内地酒の移入減を補足し且つ島内需要を緩和しようと云ふのである。

次に島内に於ける酒類の需要情勢であるが需要増加の最も顯著なるは清酒である。二十年前の專賣創始當時は清酒の需要は殆んど内地人に限られてゐた。然るに最近に於ては本島人大衆の皇民化の徹底と内地人的生活への移行、或は未曾有の好景氣等々の原因によつて清酒の需要は著しく増加の一途を辿つてゐる。之れに對し内地清酒移入は現在の一萬七千箱より増加せしむるは勿論困難にして、寧ろ移入減を豫想しなければならぬ情勢にあるが、右の一萬七千箱は將來共に動かさるものとの假定の下に將來の需要數量を推算するに、十年後の昭和二十五年には尠くも現在の十二割方、即ち二十二萬箱を島内に於て供給しなければならぬと云ふ數字が出て來る。参考までに表示すれば次の通りである。

第十六表 清酒需要量豫想高

年 度	總需要高	内地輸入量	昭和十五年度
昭和十五年度	一〇八、三六四箱	一七、〇〇〇箱	九一、三六四箱
昭和十六年度	一七〇、〇三三箱	一七、〇〇〇箱	一〇〇、〇三三箱

(三) 各種合成酒

本島に於ける酒の需要は前項に述べた如く今後益々増産擴充の必要に迫られてゐるが、酒の主要原料は、清酒は勿論米酒や紅酒にしても國民主食糧の米である。獨逸



昭和十七年度	二六、三六六	一七、〇〇〇	二〇九、三六六
昭和十八年度	一六、三〇八	一七、〇〇〇	二九、五八八
昭和十九年度	一七、四三九	一七、〇〇〇	一〇三、四三九
昭和二十年度	一七、三三三	一七、〇〇〇	一四一、三三三
昭和二十一年度	一七、六六一	一七、〇〇〇	一四三、六六一
昭和二十二年度	一八、七七八	一七、〇〇〇	一六八、七七八
昭和二十三年度	二〇、七五五	一七、〇〇〇	一八三、七五五
昭和二十四年度	二二、六六〇	一七、〇〇〇	一九九、六六〇
昭和二十五年度	二五、九三〇	一七、〇〇〇	二二六、九三〇

に於ける麥酒は、麥酒麥と云つた麥酒専用の麥であり、フランスは葡萄酒、露西亞の火酒、英國のウイスキーにしても主食糧を以て原料とはしてゐない。アメリカは諸民族の植民地で代表すべき酒なく全然問題にならないが、兎に角主食糧を以て嗜好品を製造することは、戦時平時に於ても國民食糧の確保と云ふ點から大いに考慮しなければならぬ研究課題であるが我國では三千年來酒の原料は米となつて居り、科學者間に於ても代用原料を

求むることは至難であり、戦時下に於ては酒の消費規正の強化即ち餘計に飲ませないと云ふのが唯一つの策ではないかの論議すら出てゐる。然しそれを反駁するは所謂合成酒である。

合成酒が商品として市場に出始めてから既に十有餘年、最初はさして食糧問題も八釜しくなく、また合成酒そのものも極めて粗末であつたため一般の嗜好には向かなかつた。然し乍ら撓まざる科學者の研鑽は空しからず着々奏功しつゝあつた折柄、今次事變による食糧問題に依つて一層研究に拍車をかけ、今日では一般需要者には從來の清酒と殆んど識別困難なる程完成の域に達した。臺灣專賣局に於ても夙に之が研究を続け今日に於ては非常なる成功を遂げ、食糧政策上に多大な貢獻をなさんとしてゐる。更に島内に豊富なる果實を以てブランデーの如き洋酒を製造することにも成功し、切干蒟、甘蒟、キャッサバ等の澱粉質原料を以て清酒を製造することも戦時下食糧政策とにらみ合せ頗る意義深きものあるを以て昭和十六年度より之が中間工業試験を實施することになつた。この合成酒の研究こそは臺灣酒專賣の意義を最も深からしむるものと内外より多大の注目を惹いてゐる。(桑山寅三)

### 第十三章 金融

通貨—金融機關—金利

#### 第一節 通貨

##### (一) 始政前の幣制

本島改隸當時に於ける通貨は之を大別すれば馬蹄銀、鑄造銀貨及銅錢の三種であつた。馬蹄銀には官鑄と私鑄とあり、且つその大きさも大小各種であつて取引上の標準に用ひられてゐたが現物は殆ど銀匠に買收され、市場に流通するのは僅少であつた。

鑄造銀貨は其種類甚だ多く、支那及本島に於て鑄造されたものの外墨西哥弗、西班牙弗、日本圓銀を始め十數種の外國銀貨が混交流通して居た。之等の銀貨は鑄造地を異にするに従ひ品質、量目に相違あり、又有傷と無傷とは相場が異なり取引に際しては一々秤量の上授受されて居た。又銅錢には官錢、樣錢及私錢の別があつた。前二者は官錢であり後者は私錢であつて、各地に於て自由勝手に鑄造されたものと思はれ其種類多種多様であり従つて銀貨に對する相場も區々であり又地方に依つても相場の異なるものがあつた。

かくの如く本島には一定の本位貨幣なく、一定量の銀に一定價格を附し各種の銀貨を秤量授受する所謂秤量通貨制度が行はれて居た。又計算單位は全島一律に「元」と稱せられたが各地方の習慣及取引商品の如何に依り元に對する



銀の量目を異にする等其の貨幣制度は混亂錯雜を極めて居た。猶此の外紙幣通貨として銀單即ち手形の發行された事もあつたがそれは専ら官衙の間にのみ授受され、一般市場には流通しなかつた模様である。又征臺當時劉永福が皇軍に抗せし時軍資金調達のため官銀票を發行した事もあるが、其流通範圍は彼の根據地たる臺南附近に止まり、且つ幾干もなく敗竄逃走した爲流通期間も短期間であつた。右の外本島には紙幣及之に類するものの發行された例はなかつた。

(二) 始政後の幣制と其の改革

始政以前の本島幣制は前項に述べた如く甚だ錯雜せるものであつたが始政後政府は多額の日本銀行券、一圓銀貨及補助貨を移入し軍費支辨に供した爲其の通貨制度は一層混亂するに至つた。此間政府は邦貨の流通増加を圖る爲租税其他公課の納入は邦貨に限る事にする等種々手段を講じたが、未だ人心安定を見ぬ折、所期の目的を達するは蓋し容易なことではなかつた。殊に本島人は日本銀行券の性質を理解せざると愛銀の念強き爲銀行券の取得を喜ばず、其結果銀貨と銀行券との間に最高二十錢程度の打歩をさへ生ずるに至つたので、政府は島内各地に交換所を設け銀貨の交換請求に應ぜしめた。爾來較差は漸次縮小したが遂に日本銀行券は廣く普及するに至らなかつた。内地に於ては明治三十年十月貨幣法改正され金本位制度の實施を見、翌三十一年四月一日限り一圓銀貨の流通が禁止されたが本島に於ては島民が多年銀貨の使用に馴れて居る事對岸支那との貿易は専ら銀計算で行はれて居る事等の特殊事情あるに鑑み貨幣制度としては内地同様金本位制を採用し、金圓を以て計算單位とするか、實際の通貨としては從來同様銀貨及銀兌換券を使用する制度を採用する事となつた。而して金圓に對する銀の比價は倫敦、上海、香港等に於ける銀相場を參酌し總督府に於て裁定公表する公定相場に依る事となり、明治三十年十一月に發表された最初の公定相場は金千圓

に對し銀貨千三十七枚即ち銀貨一枚を九十六錢六厘と定められた。其後三十二年迄相場の變動は數回に過ぎなかつたが、三十三年以來漸次變動頻繁且つ騰落の差も甚しくなり、明治三十六年の如き變動回数二十回、相場も最高九十五錢最低七十六錢其差十九錢に及んでゐる。

かくの如く公定相場の變動激甚となるに伴れ物價は不自然且つ急激に騰落し、又債權債務の關係は紊れて取引の滯を來す等種々の弊害を生ずるに至つた。就中投機心を誘發昂進せしめた一事は其尤なるものであつた。即ち銀相場の變動に對し最初是一部本島人の外、關心を有する者は少かつたが數次に亘り相場變動に因る不時の損益を経験するに迫り、内地人本島人の別なく又老幼男女を問はず、相場の變動に對し甚だ敏感となり遂に銀行預金、貸出金、郵便貯金等を利用して利益の饒倖を得んとする者を生じ、又内地や支那と取引上の連絡ある資力家にして一舉に巨利を占めんとして巨額の爲替投機を行ふ所謂投機業者が簇出して來た。爲めに臺灣銀行の發行券準備銀貨が常に動搖するのみならず、投機に因る損失は多くの場合金融業者の負擔に歸するので島内各銀行は非常に困難な立場に立つに至つた。殊に日露の風雲急を告げるや本島の人心動搖して銀貨の交換を請求する者増加し、又爲替投機も益々甚しくなり、臺灣銀行は銀準備の補充に種々苦心努力したが意の如くならず、之を自然の儘に放任すれば同行の存立さへ危殆ならしめる迄に状態は緊迫した。臺灣商業銀行は此銀相場變動の打撃を受けて明治三十七年破綻し又臺灣農商銀行も此打撃が主なる原因となつて同四十年遂に營業を停止するに至つた。

是より前臺灣銀行は自衛上且つ本島財界を安定せしめ、其の發達を圖るには幣制改革の一日も猶豫出來ないものと認め、明治三十六年三月大藏省へ幣制改革意見書を提出し、之に對し總督府よりも副申され、又大藏省に於て開かれた貨幣會議に同行頭取も出席して本島の實情を詳細陳辯した結果、中央當局も之を諒とし政府案として議會に提出する事になつた。然るに不幸にして第十九議會は同年十二月十一日解散せられ、又翌三十七年三月開かれた臨時議會に



は軍事豫算の外上程せぬ事になつたが、本島の實情は著しく急迫し到底大期議會を待つを許さぬ情勢にあつたので同年六月臺灣總督は應急處置として英斷を以て「臺灣銀行は金貨を以て引換ふべき券面金額一圓以上の銀行券を發行することを得」る旨律令を公布し、臺灣銀行は本律令に據り同年七月一日以降金貨を發行するに至り、越えて明治三十九年二月法律第三號を以て臺灣銀行法第八條改正され同行發行の銀行券は金貨を引換準備とする事となり茲に本島に於ても金本位制が採用されるに至つた。其後明治四十一年十月律令第十七號で銀貨は四十二年四月三十日限り引換ふべき旨規定せられ又四十二年三月法律第一號に依り銀券は同年十二月三十一日限り引換ふべき旨定められ、明治四十三年以降は名實共に金本位となりさしも難問題だつた幣制改革も茲に完結を見るに至つた。幣制改革の結果通貨に對する不安は一掃されて取引は敏活となり、又資本の投下も安全となつて母國資本の流入を促がし糖業を首め各種産業勃興發展の基礎は築かれたのである。

(三) 流通 高

(イ) 銀行券

改隸前の紙幣に就ては第一項に述べた通り殆ど其の流通を見ず紙幣の流通を見たのは改隸後日本銀行券を移入し軍費支辨に供して以來の事である。

是より前明治三十年四月法律第三十八號を以て臺灣銀行法公布されたが同法によれば「臺灣銀行は五圓以上の無記名式一覽拂手形を發行することを得」とあつて、同行は一覽拂手形の發行權を附與されてゐたが通貨としては種々の點に於て不便多き爲め同三十二年三月法律第三號を以て「臺灣銀行は券面金額銀貨一圓以上の銀行券を發行することを得」と改正され、此法律に基き臺灣銀行は、營業開始の三日後即ち三十二年九月二十九日先づ一圓券を發行し引續

き五圓券、五十圓券、十圓券を順次發行した。

かくて臺灣銀行銀券は本島の通貨として廣く普及流通し明治三十六年には年平均發行高四百余萬圓、市場流通高三百四十余萬圓に達したが銀價の騰落頻繁なるに原因して幾多の弊害を生ずるに至つたので臺灣總督は英斷を以て臺灣銀行に金券發行權を與へ次いで銀券は明治四十二年十二月迄に引換を要する事になり、翌年から銀券は市場より影を沒した。改隸後督府の施政其の宜しきを得て各種産業の勃興を促し、これに伴ひ通貨の需要は年々増加し殊に明治三十八年には時局を反映して年平均發行高は七百萬圓を突破し前年に比し二百五十萬圓の増加を示した。

當初臺灣銀行券の發行に就ては正貨準備發行の外五百萬圓を限度とする保證發行が許されて居たが、その保證發行額は正貨準備發行額に超過する事を得ぬ規定があり、發行窮窟で往々需要を充たす事困難なる状態を示したが明治三十九年二月法律第三號に依り此規定は削除され、保證發行は伸縮の自由を得るに至つた。其後通貨の需要は逐年増加し三十九年十月十日には初めて六十余萬圓の制限外發行を見、翌四十二年に入り糖業の急速な發展と一般農作物の豐作により資金の需要愈々増大し、四十三年には平均發行高千四百萬圓近くに達し前年後半以來殆んど制限外發行を常態とする様になつたが、臺灣銀行は資本金を五百萬圓から壹千萬圓に増加し且つ同年四月法律第四十六號を以て保證發行限度も亦一千万圓に擴張された爲前年來の制限外發行は一先づ解消するに至つた。けれども駭々として止まぬ糖業の發達は或は工場擴張となり或は會社の新設となり、その他の産業も相踵いで興り資金の需要は愈々旺盛を極め四十四年疾くも再び制限外發行を見、翌大正元年の平均發行高は千九百余萬圓の記録を示した。然るに四十四年及大正元年の兩年に亘り本島は猛烈な颱風に襲はれ一般農作物の被害甚だしく、特に甘蔗は著しき減收を來し産糖高は明治四十三、四年期の四百五十余萬擔に對し四十四年、大正元年期は二百九十二萬余擔に又大正一、二年期は僅々百十九余萬擔と殆ど前々年期の四分の一に激減したのみでなく、其頃から世界的不況の影響も加はり本島經濟界も沈衰期



に入り、大正二年以來資金の需要は漸減し、大正四年には平均發行高千三百五十余萬圓に收縮するに至つた。大正五年以降は世界大戰に因る影響を受けて本島財界も再び活況を呈し、同年末の發行高三千三百五十余萬圓、内制限外發行高六百三十余萬圓と何れも空前の記録を示し翌七年四月には法律第二十七號に依り保證發行限度は倍額の二千萬圓に擴張された。

爾來本島の主要農産物たる米、砂糖を始め諸物價の激騰は各種産業の振興を促がし、大正九年に至り本島財界は愈々好況の絶頂に達し同年に於ける平均發行高は實に四千百萬圓の膨脹を見せたが、翌十年以降數年間は反動的財界恐慌、關東地方大震災を反映し發行高收縮して四千萬圓臺を割り、大正十四年から昭和三年迄は砂糖及米の増産並に價格の上昇に伴ひ、平均發行高四千五百萬圓乃至四千七百餘萬圓に増加したが昭和五年一月金輸出解禁後に於ける「デフレーション」政策に因つて本島經濟界も著しく萎縮し、昭和六年の平均發行高は三千七百餘萬圓に收縮するに至つた。かくの如く大正十年來一進一退を繰返して來た本島經濟界も昭和六年十二月金輸出再禁止を契機とする内地財界好轉の刺戟を受け、昭和七年來好況に轉じ、之に伴ひ發行高は逐年増加して同十一年には最高發行高八千三百萬圓平均發行高六千四百餘萬圓を示し、制限外發行も亦年平均二千五百餘萬圓に達し巨額の制限外發行を常態とするに至つた。昭和十二年八月には法律第六十四號に依り保證發行限度は從來の二千萬圓より一躍五千萬圓に擴張された結果制限外發行は一時解消したが同年七月支那事變勃發後は時局關係各種産業の生産力擴充計畫、督府財政膨脹等の爲め資金の需要愈々増大して同年十一月には早くも制限外發行を見るに至り、十二月は平均發行高一億圓を突破し、翌十三年には益々増加し年平均發行高一億一千餘萬圓と記録を更新した。昭和十四年四月法律第五十九號を以て保證發行限度を臨時に八千萬圓とする事に改正、五月一日から實施されたが、通貨の需要は著増の一途を辿り、十一月以來又々制限外發行を常態とし、年平均發行高一億四千三百餘萬圓に膨脹した。

十五年に入り物價の抑制、物資配給統制等愈々強化されたが資金の需要は依然増加の一方にして、最高發行高二億五百餘萬圓、年平均發行高一億七千五百餘萬圓の最高記録を示し、之を昭和十年に比すれば僅々五ヶ年間に實に三倍に増加した一事を見るも時局以來本島經濟界が如何に急速に膨脹發展しつつあるかを如實に示して居る。

(ロ) 補助貨

始政當時迄本島に流通した補助貨は銀子銀と稱する二十錢及十錢の小銀貨二種と、制錢、樣錢及私錢と稱する三種の銅錢とであつたが始政後は明治二十九年に母國から一萬圓の補助貨を移入したのを始めとし、同三十五年迄の間に九十二萬五千圓を移入したので補助貨は全く母國と同様のものが流通する様になつた。

而して補助貨の配給は臺北本金庫に於て取扱ひ不足すれば母國より回送を受け、過剩の場合は逆に母國へ回送し、克く調節されて何等不自由を感じる事はなかつた。

明治三十七年日露の風雲急を告げて以來人心動搖して銀券を補助銀貨に交換請求するものも著しく増加し此需に於る爲母國より巨額の移入を必要とした。即ち三十七年から四十年迄四年間に於ける回送受入額は實に百八十萬圓多きに達した。

其後大正三、四年の頃迄補助貨の需給は順調に經過したが、大正五年から第一次歐洲大戰の好影響を受け島内財界好況を呈して以來補助貨の需要は頓に増加したるも、内地よりの補給意の如くならざるに加へ、偶々當時銀價は世界的に暴騰した爲島民中には銀貨は勿論、他の補助貨迄も死蔵する傾向を生じ拂底益々甚だしく日常取引にも尠からず支障を來す様になつた。

茲に於て臺灣總督府は臨機應急の處置として大正六年九月府令第三十八號を以て特別郵便切手臺紙貼付郵便切手貯金預入規則を制定し郵便切手臺紙二十萬圓を發行して補助貨に代用せしめ、一方臺灣銀行も市場の要求に應じて五十



錢及十錢の小額小切手を發行し、又各地の團體、個人商店に於ても小額商品切手を發行するもの、パラフィン紙包郵便切手を補助貨代用に使用する等あり、一時の急に應ずる事が出来たが、之等代用券等の發行高は遂に五十四萬餘圓の多額に上り此儘推移するに於ては島内の幣制を紊る恐れがあつた。

當時内地に於ても亦同様補助貨の缺乏甚だしく政府は緊急處置として大正六年十月勅令第二百二號を公布し之に基き小額紙幣を發行されたので本島は六、七兩年に二十二萬餘圓の補助硬貨の外二百九萬餘圓の該小額紙幣の回送を受け之を以て特別郵便切手臺紙其他代用券の回收を行ひ其大部分の引換を了した。小額紙幣移入の結果十錢以上の補助貨の拂底は漸次緩和されたけれども、五錢以下の白銅貨及銅貨の缺乏は何等緩和されないのみか七年に入り最も甚だしく、内地より相當多額の供給を受けたが到底その需要を充たすに足らず、小取引は著しく圓滑を缺くに至つた。茲に於て總督府は同年十一月告示第四百十五號を以て前年發行した特別郵便切手臺紙の内五錢、三錢及一錢の三種八萬餘圓を再發行して焦眉の急を救ふ事が出来た。

大正八年以降も補助貨の需要は益々増加したが當局に於ては極力島民の死蔵防止に力め一方内地よりの移入増加を圖つた結果、大正九年來供給潤澤となり爾來補助貨缺乏の聲を聞かなくなつた。

而して近年に於ける補助貨の市場流通高は昭和三、四年迄八百萬圓臺を往來し同五年から數年間には六百萬圓臺に減じたが同八、九年の頃から漸増を示し、殊に昭和十二年支那事變勃發後は島内經濟界の好況を反映して逐年著増し十四年末千四百九十五萬餘圓、十五年六月末には更に増加して千五百八十三萬餘圓の巨額に上つたが政府は十三年六月臨時通貨法に依り五十錢小額紙幣を發行したので本島に於ても補助硬貨の外同年七月以降十五年六月迄に三百十四萬圓の小額紙幣を移入供給し居り需給は至つて圓滑に行はれて居る。

## 第二節 金融機關

### (一) 銀行

始政以前の本島金融機關としてはその重要輸出品たる製茶貿易の傍ら茶業金融を扱へる媽振館と、爲替業務の外預金貸付業務を兼營する滙兌館と、大稻埕（臺北市の一部）安平（臺南市の一部）高雄に外國銀行の代理店及洋行があり、是等外人經營の商社は概ね外國銀行から資金の供給を受けて本島主要物産たる砂糖、茶の貿易と金融を獨占して居たが、臺灣銀行を首め銀行の設立相亞ぎ島内金融制度及體系の整備するに及び是等の機關は漸次衰頹するに至つた。又下級金融機關として、銀會と稱し内地に於ける頼母子講の如きものがあつたが之亦始政後其の影を没するに至つた。

近代的金融機關として本島に銀行の設立されたのは明治二十八年九月國庫金取扱の爲大阪中立銀行が基隆に出張所を設置したのを嚆矢とし翌二十九年十二月日本銀行は臺北に出張所を設置し國庫事務を取扱つたが明治三十二年九月臺灣銀行設立せられ金融機關の基礎確立するに迫り、日本銀行は國庫事務の取扱を臺灣銀行に譲つて引揚げた。

其後島内の治安漸次緒に就き、人心安定して産業勃興の機運に向ひ、之に伴ひ相亞いで地方銀行の設立を見た。即ち明治三十二年臺灣貯蓄銀行、同三十五年臺灣商業銀行、同三十六年臺灣農商銀行、同三十八年、嘉義銀行及彰化銀行、同四十二年臺灣商工銀行設立せられ又大正五年には新高銀行、同八年には華南銀行の設立あり、越えて昭和十二年には日本勸業銀行の本島進出を見た。

以上の内大阪中立銀行は數次に亘り改稱又は合併ありて現在の三和銀行となり、臺灣貯蓄銀行は明治四十五年、臺灣商工銀行に合併されたが大正十年本島に貯蓄銀行法施行せられ、普通銀行との兼營を禁じられた爲め翌十一年一月



新に現在の臺灣貯蓄銀行が設立された。又臺灣商業銀行は銀相場激變の影響を受けて明治三十七年破綻し、臺灣農商銀行も亦營業不振に陥り明治四十年遂に營業を停止するに至つた。越えて大正十二年嘉義銀行及新高銀行の兩行は臺灣商工銀行に合併された結果現在本島に於ける銀行は臺灣銀行、臺灣商工銀行、彰化銀行、華南銀行及臺灣貯蓄銀行の五本店銀行と三和銀行及日本勸業銀行の二支店銀行となつた。

而して銀行の消長を見るに始政後島内の治安も漸次その緒に就き人心安定して産業勃興の機運に向ふに伴ひ銀行業も大勢としては向上の傾向にあつたが前に述べた如く銀價の變動を利用する投機に依る損失は多くの場合銀行の損失に歸し、爲めに臺灣商業銀行は明治三十七年に破綻し、臺灣農商銀行も亦明治四十年遂に解散した程であり、銀行の經營は非常な苦心を要し、従つて其の發達も遅々たるを免れなかつた。此間に於ける預金、貸出金の趨勢を見るに明治三十五年末七百六十萬圓を突破した預金は翌年末六百五十餘萬圓に減少し、三十八年末漸く八百二十餘萬圓と微増を示し貸出金も亦三十五年末の約千百萬圓より三十八年末約千三百萬圓に増加したに過ぎなかつた。

幣制改革後は資本の投下安全となつて各種産業興隆に拍車をかけ、殊に明治四十二年後本島糖業は愈々發展時代に入り更に大正三年第一次歐洲大戰勃發後各種産業の發展著しく本島經濟界は未曾有の好況時代を現出した。金融界に於ても銀行の新設、増資、及島内、島外支店の増設行はれ、業務は著しく擴張され飛躍的發展を見るに至つた。即ち明治四十二年と十年後の大正八年とを比較するに拂込済資本金は五百五十三萬圓より四千九百十餘萬圓と約九倍に、島内島外に於ける店舗数は二十一個所より約五倍の九十九個所に、預金は二百餘萬圓より十五倍餘の三億三千二百餘萬圓に、貸出金は二千九百餘萬圓より約二十倍の五億九千五百餘萬圓と何れも驚異的增加を示し、其の全盛を謳歌された。

然るに大戰後の恐慌の爲め金融界も甚だしき打撃を受け、大正九年末の預金總額は二億二千六百餘萬圓と前年に比

し實に一億萬圓以上の激減を示して早くも苦難時代の第一步を印したが更に大正十二年の關東地方大震災あり、其の回復未だ成らざるに昭和二年震災手形整理問題を導火線として金融恐慌を惹起し、一般經濟界も亦不況に沈淪して居た際、濱口内閣の「デフレーション」政策は益々之に拍車をかけ、殊に大正五年一月の金輸出解禁の結果經濟界は愈々不況のどん底にひ込まれた。此間に於ける島内銀行の推移を見るに預金は大正九年來大勢漸減し昭和五年末には一億三千六百餘萬圓と大正六年以來の最低記録に落込んだに拘らず、貸出金は固定して回収困難となつたのみでなく貸増整理等の結果大正十三年迄は却つて年々累増し同年末には八億二千八百萬圓と從來會つてなき最高記録に達し徹底的整理の必要を痛感せしむるに至つた。茲に於て臺灣銀行、臺灣商工銀行、彰化銀行及華南銀行の四行共大正十四年減資整理を斷行したが、更に臺灣銀行は昭和二年に又臺灣商工銀行と華南銀行の二行は翌三年に夫々再度の減資整理を行つた結果、大正九年末九千三百萬圓であつた公稱資本金は昭和三年末には僅々二十餘萬圓となり、又大正十年末千六百萬圓に達した各種積立金も殆んど取崩され昭和三年末には僅々二十餘萬圓に減少した。

爾來各銀行共極力整理に努力する處があつたが昭和六年十二月の金輸出再禁止を契機とする外國貿易の好轉、物價の回復は著しく整理の進捗を促がし、貸出金の回収は順調となり預金は漸増する等業績好轉し、臺灣銀行は昭和七年に配當を復活し臺灣商工銀行も亦九年より之が復活を許さるに至つた。其後經濟界は順調な伸展を示し、特に本島於ては昭和十年の頃より新興産業勃興の機運に向ひつた折柄支那事變の勃發に依り國內經濟は漸次戰時體制に向つて移行し、臨時資金調整法、輸出入品等に関する臨時處置法、爲替管理法の施行及物資の配給統制、物價抑制等種々強化政策が實施されたが一面生産力擴充並に低金利政策に因り本島產業界は却つて股販に向ひ資金の需要増加し銀行券平均發行高は昭和十一年の六千四百餘萬圓より十四年には一億四千參百萬圓に、預金は二億二千六百餘萬圓より四億七千八百餘萬圓と何れも二倍以上の激増を示し、貸出金は四億千七百餘萬圓から二割二分餘を増加して五億千



二百餘萬圓となり諸銀行店舗も十四個所の増設を見て百九個所となつた外、臺灣銀行は軍の要請に應じ中南支十數個所に派遣員事務所を設置し預金送金事務の外金融經濟事情の調査に當り、軍に協力活躍して居る。猶昭和元年以降島内に於ける預金貸出金の推移を見るに別表の通り預金は六年迄一億萬圓を往來し、貸出金は九年頃迄二億四、五千萬圓に釘付の状態であつたが其後逐年漸増し特に支那事變後は顯著な増加を示して十五年上半期末には預金三億二千餘萬圓、貸出金四億を突破した。

事變後預金の急増を見たのは官民一致金報國運動に協力し、退藏金の賣上高六千八百萬圓の巨額に達したのと島民貯蓄思想の普及發達に實ふ所大なるは勿論であるが又島内經濟界の好況を示す證左である。從來銀行預金は貸出金に比し著しく少額であつたが漸次其の開きは縮少され資金の自給自足の域に向ひつつあるは喜ばしき現象である。

又島内銀行の爲替取組高は左表の通り昭和元年には收入支出共約七億五千萬圓であり、爾來漸増の傾向にあつたが五、六兩年は内地島内財界の不況を反映して減少した。七年以降は財界の好轉に伴ひ逐年増加し、十年には收支共十億圓を突破した。日支事變勃發後は物價の昂騰もあつて取組高は年々著増し、十四年には收支何れも二十億圓を越え十五年は更に増加の形勢を示して居る。

第一表 昭和元年以降毎年末島内に於ける銀行預金及貸出金残高 (單位千圓)

年次	預金	貸出金	年次	預金	貸出金
昭和元年	1,011,666	2,180,800	二年	1,117,666	2,185,666
三年	1,111,111	2,918,800	四年	1,047,333	2,186,666
五年	1,007,666	2,187,000	六年	1,110,000	2,181,333
七年	1,311,111	2,181,111	八年	1,311,666	2,186,666

九年	1,511,111	2,181,666	十年	1,511,000	2,181,111
十一年	1,811,666	2,181,333	十二年	1,811,666	2,181,333
十三年	2,181,666	2,181,666	十四年	2,181,666	2,181,666
十五年六月	3,181,666	4,181,666			

第二表 島内各銀行爲替取組高 (單位千圓端數四捨五入)

年次	島内間	内地間	外國間	計
昭和元年	4,910	2,511,811	3,911	7,335,700
二年	5,411,811	3,311,811	1,611,811	7,335,700
三年	5,311,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
四年	5,311,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
五年	4,911,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
六年	4,911,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
七年	4,911,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
八年	5,311,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
九年	6,311,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
十年	7,311,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
十一年	8,311,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
十二年	9,311,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
十三年	10,311,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
十四年	11,311,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700
十五年六月	12,311,000	3,311,711	3,311,511	7,335,700



年	支	出	之	部
元年	四三九、四六六	二六七、八六六	一八、九二四	七四六、三六六
二年	五二〇、四〇一	三三三、八六一	一五、五三〇	七五九、七六一
三年	四九九、一八一	二二三、八五九	一三、六四三	七二六、六八三
四年	五二六、三三二	二五〇、二七二	一四、六八五	七八一、三八八
五年	四三三、一五〇	二二四、七三九	八、七三三	六八八、六二二
六年	四二二、二九八	三三〇、〇七九	六、〇四二	六七七、四一九
七年	四六九、九七八	二五四、八三三	一三、九二二	七三八、五四四
八年	五〇五、八五五	二五九、六〇九	一三、九六三	七七九、四三七
九年	六三三、五七〇	三〇七、九七九	二〇、四七九	九四三、〇三八
十年	七九三、三三四	三六三、五三二	二二、一〇〇	一、一六三、九九五
十一年	八八九、三三八	三八六、一七三	一八、九二〇	一、二七四、三二二
十二年	九三三、六〇八	四四九、二九六	一八、四七〇	一、四〇三、三七五
十三年	一、二二六、五五九	五八九、六六九	二九、九六六	一、七四六、一四四
十四年	一、三六二、五四一	七三三、六六六	四四、四四九	二、一三九、六三三

(イ) 株式會社臺灣銀行

本行は明治三十年法律第三十八號に基き、本島の産業開發と更に進んで南支、南洋に於ける貿易金融機關たらしむる目的を以て同三十二年資本金五百萬圓を於て設立された本島の中央銀行であり、島内に於ては總督府と協力し錯雜せる本島の弊制を整理改革して財界の安定を圖ると共に極力各種産業開發を援助し糖業を首め各種産業をして今日の發展を見るに至らしめたのは同行の支援に負ふ處甚だ大なるものがあつた。

一方同行は其の使命に鑑み夙に海外發展を志し、南支に於ては厦門を初め樞要各地に支店を設置し、政府の方針を體して對支貿易の伸展、本邦商權確立に努め、又第一次歐洲大戰勃發し、我國力伸展の爲、千歳一遇の好機到來するや南洋各地及倫敦、紐育に支店網を擴張し、政府及日本銀行の援助を得て極力貿易金融に力を效し、爲替銀行としても甚だ重要な地歩を占め、我海外貿易の發展に多大の貢獻を爲した。此間同行は漸次資本金を増加して大正八年には六千萬圓となり、又島内に於ける銀行券の保證發行限度も二千萬圓に擴張され、内外に於ける同行の活躍と發展は目覺しきものがあつた。

然るに前に述べた如く大戰後の世界的財界反動は遂に我邦にも波及して一大恐慌に襲はれ、更に關東大震災の厄あり同行の受けた打撃大なるものがあり、大正十四年四分の一の減資を斷行して極力整理に没頭して居た折、昭和二年融恐慌に遭ひ一大難局に立つに至つた。茲に於て同行は三千萬圓の第二次減資を行ふと共に各種積立金も取崩し自らの金整理更生に全力を傾注したが一面當行の重要性に鑑み政府の徹底的救済と日本銀行の援助があり、折柄金輸出再禁止後の國內財界の好轉は著しく同行の整理を進捗せしめ、昭和七年上半期には早くも配當を復活するに至り、巨額の政府及日本銀行借入金も豫定より早く十一年六月に完済するに至つた。

其後業績は年と共に向上の一途を辿り内容も著しく充實した。支那事變後島内に於ける資金需要増大により同行の銀行券保證發行限度は十五年五月から八千萬圓に擴充され、又同七月には資本金も千五百萬圓を増加して三千萬圓となつた。

現在營業所は島内十六個所、内地四個所、外國十六個所であるが福州支店は支那事變の爲臺北に引揚げ未だ復歸するに至つてゐない。



尙支那事變の戦果擴大に伴ひ、同行は軍の要請に應じ中南支占據地内に於ける要衝十二個所に派遣員事務所を設置し、軍人軍屬の預金、送金事務、貨幣の交換等を取扱ふ外、進んで金融經濟事情を調査して軍に協力活躍し更に廣東、汕頭、海口、三亞に於ては日本銀行代理店を引受け國庫事務も取扱つて居る。

昭和十五年六月末に於ける同行資産、負債の概要は左記の通りである。

第三表 臺灣銀行資産負債表 (昭和十五年六月末)

資 産		負 債		
諸貸出金	三八、九六二	千圓	拂込済資本金	一五、〇〇〇
公社債株券	一七、一〇六	千圓	諸積立金	一〇、一〇〇
預ヶ金現金	九、一〇六		諸預金	三三、三六九
其 他	七、四〇〇		諸借入金	八、八八九
計	七三、六二五		銀行券	一七、八八九
			利 益 金	三、七〇〇
			其 他	二五、五六六
			計	七三、六二五

(ロ) 臺灣商工銀行

本行は當初本島中南部地方の産業開發を目的として明治四十三年資本金百萬圓を以て屏東市に設立された。大正元年臺灣貯蓄銀行合併に際し本店を臺北市に移し、大正十二年には新高銀行及嘉義銀行を合併して資本金千六百萬圓の一大銀行となつたが第一次歐洲大戰後の財界恐慌と昭和金融恐慌の爲め多大の打撃を蒙り臺灣融資法に依る政府の援

を受け且つ二回に亘り減資整理を行ひ資本金五百萬圓となつた。

爾來極力内容の改善充實に努力する處あつたが、幸に昭和七年來島内財界好轉の爲め整理は順調に進捗し、昭和九年には早くも配當を復活するに至つた。

現在島内三十二個所に店舗を設け營業して居る。昭和十五年上半期末の資産、負債の概要は左記の通りであり、之を昭和五年末に比すれば諸貸出金一・八倍、諸預金は三・二倍、有價證券は實に七・八倍餘の増加となつて居る。

第四表 臺灣商工銀行資産負債表 (昭和十五年上半期末)

資 産		負 債		
諸貸出金	四〇、〇六八	千圓	諸預金	七二、七三一
有價證券	三三、〇八八		諸借入金	一五、一〇〇
現金、預ヶ金	二、七三三		拂込済資本金	二、五九〇
其 他	一、三六八		諸積立金	一一、四四四
計	八〇、二六八		利 益 金	三三三
			其 他	五、二八〇
			計	八〇、二六八

(ハ) 株式會社彰化銀行

本行は明治三十七年本島の土地制度改正せられ、舊來の大租權廢止の補償として公債を交付された際中部地方の大租權者相諮り該補償公債を出資し、明治三十八年資本金二十二萬圓を以て彰化市に設立されたが、明治四十二年地方制度改正の結果中部臺灣に於ける經濟上の中心が臺中市に移るに及び同行も本店を臺中市に移し今日に至つて居る。



大正四年來臺中州下を中心として漸次支店網を全島に擴張し、逐年順調な發展を遂げ、大正三年及同八年の二回に亘り増資を行ひ、資本金六百萬圓の有力銀行となつた。

歐洲大戰後に於ける深刻なる財界不況及昭和二年の金融恐慌に際し同行も相當大なる打撃は免れなかつたが經營堅實なりし爲め大正十四年資本金を四百八十萬圓に減資した外他の援助を藉りず、而かも株主配當を繼續しつゝ獨力克服難關を突破し、爾來引續き好成绩を擧げて居る。現在本支店、出張所の數二十一個所、昭和十五年上半期末に於ける資産負債の概要は左記の通りであるが、昭和五年末に比し預金は四倍半、貸出金は三倍、所有有價證券は八倍餘に増加を示してゐる。

第五表 彰化銀行資産負債表 (昭和十五年上半期)

資 産		負 債	
	千圓		千圓
諸貸出金	三、七九	諸預金	三、八六
有價證券	三、六〇	拂込済資本金	二、八〇
現金、預ヶ金	二、三三	諸積立金	一、三〇
其他	一、七三	利益金	三〇
計	一〇、四七	其他	二、二〇
		計	一〇、四七

(二) 株式會社華南銀行

南支、南洋に於ける邦人の貿易及企業金融に對しては臺灣銀行に於て種々援助を與へ其發展に寄與する處があつた

が比較的小規模の中小業者に對しては手の及ばざるものがあつて、是等中小業者を對象する金融機關の設置を豫て囑望されて居り、一方南洋華僑に於ても機關銀行の設立を希望し、大正二年の頃一有力華僑より日支合辦銀行の設立を提唱して來たが機熟せず實現するに至らなかつた。偶々歐洲大戰勃發の結果我邦は經濟的に急激な發展を遂げるに迫り南支、南洋進出に就ても俄かに朝野の注意を喚起し、此地方に於ける邦人中小業者を對手とする金融機關設置の甚だ急務なるを叫ばるゝに至つた。茲に於て臺灣總督府も積極的に乗出し、大正七年中央政府、臺灣總督府及臺灣銀行の三者協議の結果南支、南洋の有力華僑にも出資を求め大正八年一月資本金一千萬圓の日支合辦銀行として設立されたのが即ち本行である。

斯くの如く本行は本邦南方發展に寄與すると共に併せて華僑の機關銀行として日支經濟提携の促進強化を圖る大使命を有するに鑑み、臺灣總督府よりは補助金の交付あり、同年三月營業開始に引續き廣東、西貢、蘭貢、海防、東京新嘉坡、スマランに支店を設置し、本行の活動は大なる期待を以て迎へられた。

然るに創業後間もなく豫て日支國交上の重大懸案であつた山東問題の紛糾を原因として猛烈な日貨排斥運動勃發して同行の前途に暗影を投ずるに至り、加ふるに歐洲大戰後の世界的財界不況は南洋方面特に深刻を極めた爲本行は甚大な打撃を蒙り、大正十四年及昭和三年の二回に亘り夫々半額減資整理の已むなき苦境に立つたが臺灣融資法に依る政府の援助を得て整理に努力した結果昭和九年之を完了し十二年下期より株主配當を復活し、爾來年々業績向上しつゝある。

昭和十五年上半期末に於ける資産負債は左記の通りであるが、昭和五年末に比し借入金五百四十萬圓、貸出金二百萬圓を減じ、預金は約五百萬圓、所有有價證券は百六十萬圓を増加し業績向上の跡を示して居る。

豫てより當行は廣東、新嘉坡、スマラン等に支店を有するが、日支事變と其の使命に鑑み昭和十四年新に廣東省佛



山、順徳、江門等に出張所を設け更に海南島等に行員を派する等大いに活躍して居る。

第六表 華南銀行資産負債表 (昭和十五年上半期末)

資 産		負 債	
諸貸出金	10,099千圓	諸預金	8,133千圓
有價証券	1,810	借入金	2,210
現金、預ケ金	1,357	株主勘定	2,497
其 他	56	其 他	大圓
計	13,014	計	13,014

(水) 株式會社臺灣貯蓄銀行

現在の臺灣貯蓄銀行は大正十年實施された貯蓄銀行法に基き設立された本島唯一の貯蓄銀行であり、時に業績の消長はあつたが大體に於て順調な經營を續け、昭和十三年以降は特に蓄金の増加顯著のものがある。

現在島内に八支店と三十一個所の代理店を設け營業して居る。昭和十五年六月末に於ける貸出金は四百萬圓であつて昭和五年末に比し約五割の増加に過ぎないが此間に於て蓄金は三、七倍餘の二千八百餘萬圓に、又有價証券の所有高は四倍餘の二千四百餘萬圓に増加して居る。

(ハ) 株式會社三和銀行支店

明治二十八年本島に初めて設置された大阪中立銀行は其後數次の合併改稱を経て現在の三和銀行となつたものであ

る。當初は主として國庫事務を取扱つて居たが明治二十九年十二月日本銀行出張所が設置されて以來普通銀行業務を取扱い、内臺爲替及一般商工金融に大なる貢獻を爲して來た。現在臺北、臺南、高雄に支店を置き十五年六月末には預金三千九百九十餘萬圓、貸出金二千二百三十餘萬圓を扱つて居る。

(ト) 日本勸業銀行支店

本島産業は農業を中心として發達した關係上從來不動産金融は甚だ重要な部分を占めて來て居り、現在に於ても不動産は放資對象として大きな役割を占めて居る。

臺灣銀行は明治三十七年日本勸業銀行と代理貸付契約を締結し、長期資金は主として勸業資金を以て賄ひ、本島産業開發に多大の貢獻をして來たのであるが、勸業銀行は臺灣銀行の勧誘もあり大正十二年臺北に支店を開設して直接不動産金融を取扱ふに至り昭和三年には臺南に、同十年には臺中に支店を増設した外、新竹及高雄、花蓮港等に出張員事務所を設け業務の伸展に努力して居る。斯くして同行の臺灣放資は逐年著増し、昭和十三年末一億圓を突破し、同十五年六月末には一億九百餘萬圓に達してゐる。

(二) 信用組合

本島に合法的信用組合の設立されたのは大正二年以後の事である。其の以前金融公司若くは金融組合等の名稱の下に預金貸出金を取扱ふ等銀行類似業務を營むものが尠くなかつたが多くは組織經營宜しきを得ず成績不良にて些の財界變動にも波紋するもの漸出し、經濟界の發達を阻碍する状態であつたので、總督府は下級金融機關として産業組合設立の要を認め、大正二年産業組合規則を制定すると共に組合の設立を慫慂された。然し當初は組合の組織と運用を



解せず、且つ在來の金融公司等の不成績に懲りて疑懼の念を抱く者多く、大正二年中には僅々十數組合の設立を見たに過ぎなかつたが、當局の熱心なる指導勧誘と資金上に於ける臺灣銀行の援助と相俟つて次第に理解を深め、其後急速に普及し今や其數四百以上に達し、山間僻陬の地と雖も其の設立を見ざる處なき迄になつた。

而して其業績を見るに時に財界の影響を受け或は經營當を得なかつた爲め蹉跌したるものも決して少くはないが大勢順調な發展を遂げ、昭和十四年末には組合數四三九、組合員數四十九萬四千餘人、拂込済出資金及各種積立金三、七二五萬餘圓、貯金一五、六四三萬餘圓、貸出金一〇、九四七萬餘圓の巨額に達する盛況を示し、單に下級金融機關としてのみでなく、地方事情に應じ肥料其他物資の共同購入、生産品の共同販賣、精米設備、農業倉庫或は醫療機關の經營等種々の事業を兼營し地方經濟の發達及厚生機關として多大の貢獻を爲して居る。

### (三) 其他の金融機關

#### (イ) 無盡會社

本島に無盡會社の設立されたのは大正二年の臺灣蓄財無盡會社を嚆矢とし、大正四年には臺灣無盡會社及び大正無盡會社が設立されたが三社共業績振はず大正九年に至り臺灣蓄財無盡會社は解散し、臺灣無盡會社は同年新設の臺灣勤業無盡會社に買収され、又大正無盡會社も昭和元年新設の臺灣南部無盡會社に買収された。又外に昭和元年東臺灣無盡會社の設立を見て現在の三社となつた。

目下十三個所の營業所と六個所の代理店を設け營業して居るが給付金契約高を見るに昭和元年末一千萬圓、同五年末二千四百萬圓、同十年末三千萬圓、同十五年末四千四百萬圓と逐年増加し、三社共順調な成績を擧げて居る。

#### (ロ) 信託會社

本島に於ける信託會社は明治四十四年設立に係る資本金五萬二千五百圓の臺灣信託合資會社を以て嚆矢とし、翌大正元年臺灣興業信託株式會社及帝國信託株式會社等が設立された。當時島内各地には金融公司錢莊等の如き一般預金貸付金等銀行業類似事務を取扱ふ金融機關が尠からず設立されて居たが、是等の多くは資力薄弱且組織經營宜しきを得ず、破綻するもの尠からず預金者に不測の損害を及ぼす等種々の弊害あるに鑑み、臺灣總督府に於て大正六年九月是等業者の一般預金取扱を禁じらるゝに迫り、組織を變更して信託會社を設立するものもあつたが、特に大正八年に入り本島財界は愈々好調を示し、土地熱、株式熱旺盛となるに迫り各地に信託會社の簇出を見るに至つた。

而して斯くの如く信託會社の簇出を見たのは事業熱勃興に際し、本島人が自ら會社を設立して重役の肩書を得んとする名譽慾と、一は一般預金を吸收利用して土地、株式等の賣買又は事業を經營し以て巨利を占めんとする目的に出でたるもの多く、従つて其の營業目的中には開墾、造林、動産、不動産及公債株式の賣買其他各種の事業を含み、信託業務は單に預金吸收の手段に過ぎざる觀あり、信託會社中には會社自身若くは役員に於て土地、株式の賣買を行ふもの多く投機熱を助長して居たが世界大戰後の財界恐慌に大打撃を受けたのと信用組合の普及發達に伴れ經營困難に陥り漸次其の影を没して昭和初年の頃には僅々數社を數ふるのみになつた。

昭和十四年末現在に於て不動産信託又は金錢信託を營む會社は十社あるが、内七社は昭和十一年以降に設立されたものであり、拂込済資金も多きも二十萬圓に達せず、少なきは一萬圓にも足りない小規模のもので未だ業績の見るべきものはなく、只左記三社のみが稍々手廣く營業し相當成績を擧げつゝある。即ち臺灣興業信託株式會社は大正元年資本金百萬圓を以て設立され、昭和十五年六月末には信託預金百三萬圓を擁し内六十萬圓を貸付金として運用して居る。屏東信託株式會社は大正六年の設立に係り、資本金百五萬圓、四分の一拂込済昭和十四年末の信託預金百萬圓の